

バリアフリー法逐条解説 2006 (建築物)〔第3版〕

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

編集 日本建築行政会議

編集のことは

建築物のバリアフリーの推進については、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称「ハートビル法」）」が施行されたことに続いて、平成7年に「高齢社会対策基本法」が制定されるなど、各種の対策が講じられてきました。

また、平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称「交通バリアフリー法」）」が施行され、この間、全国の都道府県や政令指定都市においては、福祉の街づくり条例等が施行されるなど、建築物のバリアフリー化は、一定の推進が図られている状況の中、2003（平成15）年4月にハートビル法が改正施行され、「特定建築物の範囲の拡大」、「特別特定建築物の建築等についての利用円滑化基準への適合義務の創設」、「認定建築物に対する支援措置の拡大」などの充実強化が図られてきました。

本書は、平成18年12月20日に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称「バリアフリー法」）」が施行されたことに伴い、いままでのハートビル法が廃止されたことから、バリアフリー法の建築物に関する統一的な取扱いや運用を行うことを目的に、逐条解説という形式で編集しております。

建築行政関係者や指定確認検査機関のみならず、設計者、施工者、部品製造会社などの建築関係者の各方面において、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成24年度 国土交通省）」と併せて活用されることにより、建築物のバリアフリーの推進が図られることを期待しております。

最後に、本書の作成にあたり、ご協力を賜りました国土交通省住宅局建築指導課、関係所管行政庁等の関係各位に厚くお礼申し上げます。

2013（平成25）年10月
日本建築行政会議

本書の使用に際して

1. 本書は、全国の所管行政庁や建築主事、指定確認検査機関が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）の具体的な運用を行う際、考慮すべきものをまとめたものです。
併せて、建築設計等の実務者においても、活用されることを期待しています。
2. 本書は法令改正や技術の進歩等に対応し必要に応じて改訂を行うこととします。
3. 本書において使用している略語は、それぞれ次のとおりです。

法 : 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

令 : 同 施行令

施行規則 : 同 施行規則

標識省令 : 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 19 条に規定する
標識に関する省令

誘導基準省令 : 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設
の構造及び配置に関する基準を定める省令

国交省告示 : 国土交通省告示

建設省告示 : 建設省告示

4. 本書における設計例等については、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成 24 年度、国土交通省）」を参考としていますので、併せてご覧いただくようお願いします。

バリアフリー法逐条解説 2006 (建築物) 目次

編集のことば
本書の使用に際して

【逐条解説】

法律の解説

第 1 条(目的)	1
第 2 条(定義)	1
第 4 条(国の責務)	3
第 5 条(地方公共団体の責務)	3
第 6 条(施設設置管理者等の責務)	4
第 7 条(国民の責務)	4
第 14 条(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)	5
第 15 条(特別特定建築物に係る基準適合命令等)	7
第 16 条(特定建築物の建築主等の努力義務等)	8
第 17 条(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定)	9
第 18 条(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更)	13
第 19 条(認定特定建築物の容積率の特例)	13
第 20 条(認定特定建築物の表示等)	13
第 21 条(認定建築主等に対する改善命令)	14
第 22 条(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し)	14
第 23 条(既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例)	15
第 24 条(高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例)	15
第 52 条(資金の確保等)	16
第 53 条(報告及び立入検査)	17
第 54 条(主務大臣等)	17
第 58 条(経過措置)	18
第 59 条(罰則)	18
第 62 条(罰則)	18
第 63 条(罰則)	18
第 64 条(罰則)	18
法附則(平成十八年六月二十一日法律第九十一号)抄	
法附則第 1 条(施行期日)	19
法附則第 2 条(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止)	19
法附則第 4 条(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)	19

法附則第 6 条 (罰則に関する経過措置)	20
法附則第 7 条 (検討)	20
法附則第 9 条 (地方税法の一部改正)	20
法附則 (平成十九年三月三十一日法律第十九号) 抄	
法附則第 1 条 (施行期日)	20
法附則 (平成二十三年五月二日法律第三十五号) 抄	
法附則第 1 条 (施行期日)	20
法附則 (平成二十三年六月二十二日法律第七十号) 抄	
法附則第 1 条 (施行期日)	21
法附則 (平成二十三年八月三十日法律第百五号) 抄	
法附則第 1 条 (施行期日)	21
法附則第 72 条 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)	21
法附則第 81 条 (罰則に関する経過措置)	21
法附則第 82 条 (政令への委任)	21
法附則 (平成二十三年十二月十四日法律第百二十二号) 抄	
法附則第 1 条 (施行期日)	22

政令の解説

第 4 条 (特定建築物)	23
第 5 条 (特別特定建築物)	25
第 6 条 (建築物特定施設)	27
第 7 条 (都道府県知事が所管行政庁となる建築物)	29
第 9 条 (基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模)	29
第 10 条 (建築物移動等円滑化基準)	30
第 11 条 (廊下等)	31
第 12 条 (階段)	31
第 13 条 (階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)	32
第 14 条 (便所)	33
第 15 条 (ホテル又は旅館の客室)	33
第 16 条 (敷地内の通路)	34
第 17 条 (駐車場)	34
第 18 条 (移動等円滑化経路)	35
第 19 条 (標識)	40
第 20 条 (案内設備)	41
第 21 条 (案内設備までの経路)	41
第 22 条 (増築等に関する適用範囲)	43
第 23 条 (条例で定める特定建築物に関する読替え)	44

第 24 条(認定特定建築物の容積率の特例)	44
第 28 条(報告及び立入検査)	45
令附則(平成十八年十二月八日政令第三百七十九号)抄	
令附則第 1 条(施行期日).....	45
令附則第 2 条(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令の廃止).....	45
令附則第 3 条(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置).....	46
令附則第 4 条(類似の用途).....	46
令附則(平成十九年三月二十二日政令第五十五号)	
第一条(施行期日)、第三条(罰則の適用に関する経過措置).....	46
令附則(平成十九年八月三日政令第二百三十五号)	
第一条(施行期日)、第四十一条(罰則に関する経過措置)	46

施行規則の解説

第 3 条(建築物特定施設).....	47
第 8 条(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請).....	47
第 9 条(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の記載事項).....	48
第 10 条(認定通知書の様式)	48
第 11 条(法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更)	49
第 12 条(表示等)	49
第 13 条(法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準).....	49
第 14 条(法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準).....	50
第 25 条(立入検査の証明書)	50
附則抄	
第一条(施行期日).....	51

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令の解説

附則抄	
第一条(施行期日).....	51

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の解説

第 1 条(建築物移動等円滑化誘導基準).....	52
第 2 条(出入口).....	52
第 3 条(廊下等).....	53
第 4 条(階段).....	54
第 5 条(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置).....	55

第 6 条 (階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)	56
第 7 条 (エレベーター)	57
第 8 条 (特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機)	59
第 9 条 (便所)	59
第 10 条 (ホテル又は旅館の客室)	60
第 11 条 (敷地内通路)	61
第 12 条 (駐車場)	63
第 13 条 (浴室等)	63
第 14 条 (標識)	64
第 15 条 (案内設備)	64
第 16 条 (案内設備までの経路)	64
第 17 条 (増築等又は修繕等に関する適用範囲)	65
第 18 条 (特別特定建築物に関する読替え)	67
附則抄	
第一条 (施行期日)	67

告示の解説

第 1481 号	68
第 1482 号	69
第 1483 号	69
第 1484 号	70
第 1485 号	70
第 1486 号	71
第 1487 号	72
第 1488 号	72
第 1489 号	73
第 1490 号	75
第 1491 号	79
第 1492 号	79
第 1493 号	80
第 1494 号	81
第 1495 号	81
第 1496 号	82
第 1497 号	82

【参考】

規則様式

第 3 号	84
-------	----

第4号	94
第5号	95
第18号(表)	96
(裏)	97
【参考】高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律	
第15条の規定の運用について(平成15年3月31日国住街第163号)	
(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の規定の運用について)	98
福祉施設に関する特定建築物等の分類の考え方	102
建築物移動等円滑化基準チェックリスト	104
建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト	107
質疑応答集	112
全国所管行政庁一覧表	117
参考・引用文献	141
平成24年度日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員、各年度委員一覧	142

逐条解说

法1条**(目的)**

第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

立法の主旨（平成18年6月21日制定、同12月20日施行）

「高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める」

（法案提出理由より引用）

【参考】旧法（ハートビル法）の立法主旨と改正趣旨

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の立法の主旨（平成6年6月29日制定、同9月28日施行）

本格的な高齢社会の到来を間近に控え、高齢者や身体障害者等の自立と積極的な社会参加が望まれることから、不特定多数の者が利用する公共的性格を有する建築物を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう措置していく必要がある。このため、建築主への指導、誘導等の総合的措置を講じ、速やかに良質な建築ストックの形成を図ることとした。

平成14年改正の要旨（平成14年7月12日制定、平成15年4月1日改正法施行）

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するため、不特定でなくとも多数の者が利用する学校、事務所及び共同住宅等を特定建築物として範囲の拡大を行うこととした。

また、併せて、特別特定建築物の建築等について利用円滑化基準に適合することを義務付けるとともに、認定を受けた特定建築物について容積率の算定の特例、表示制度の導入等支援措置の拡大を行う等の所要の措置を講じた。

法2条**(定義)**

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。

（略）

十四 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

十五 建築物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。

十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

十九 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。

二十 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

第1号

「障害者」には、身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む全ての障害者で身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれること並びに身体の機能上の制限には、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさ、喉の渇き、照明への反応、表示の分かりにくさ等の負担の原因となる様々な制約が含まれることから、法が促進することとしている移動等円滑化には、このような負担を軽減することによる移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することも含まれることに留意する必要がある。(「移動等円滑化の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)」より引用)

第2号

「移動等円滑化」とは、旧交通バリアフリー法の「移動円滑化」の概念を拡大したものであるが、建築物については旧ハートビル法における「利用円滑化」の概念とほぼ同じである。具体的には、次の内容が追加された。

「高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること」

(参考) P35 令第18条「移動等円滑化経路」

【参考】旧法における用語の定義等の比較(抜粋)

旧交通バリアフリー法第2条第2項

「公共交通機関を利用する高齢者、身体障害者等の移動に係る身体の負担を軽減することにより、その移動の利便性及び安全性を向上することをいう」

旧ハートビル法第3条「利用円滑化基準」

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な政令で定める特定施設の構造及び配置に関する基準」

旧移動の円滑化に関する基本方針「移動等の円滑化の意義及び目標に関する事項、1 移動等円滑化の意義」

「移動等円滑化の効果としては、高齢者、障害者等の社会参加が促進され、社会的経済的に活力ある社会が維持されるほか、『どこでも、だれでも、自由に、使いやすく』というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、生き生きと安全に暮らせるようすべての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を実現することが挙げられる。」

第14号

「建築主等」とは、建築物の建築(設置)をしようとする者のみならず、「所有」、「管理」又は「占有」を行う者を含み、所有、管理又は占有する者の責務と役割の定着を図っている。

第16号

「特定建築物」とは、多数の者が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(以下「政令」という。)第4条に掲げる建築物又はその部分をいい、これらに附属する

特定施設を含むものをいう。

第17号

「特別特定建築物」とは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物で、令第5条に掲げる建築物をいう。

第18号

「建築物特定施設」とは、令第6条に掲げる施設をいう。

(参照 P31～P40 令第11条～18条、P47 施行規則第3条)

第19号

「建築」とは、建築物の新築、増築又は改築をいう。

注：建築基準法第2条第13号に定義する「建築」には移転も含むが、バリアフリー法では含まないので注意する必要がある。

第20号

「所管行政庁」とは、建築主事(事務を行う範囲内)を置く市町村、特別区、都道府県の長をいう。

(参照 P29 令第7条)

法3条 略

法4条

(国の責務)

第四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

【参考】「基本方針4 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項1(1)国の責務(スパイラルアップ及び心のバリアフリー)」より抜粋
基本方針において、上記内容により、国はスパイラルアップを図るものとされている。

また、移動等円滑化を進めるためには、施設及び車両等の整備のみならず、国民の高齢者、障害者等に対する理解及び協力、すなわち国民の「心のバリアフリー」が不可欠であることを踏まえ、国は広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する関係者の連携及び国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めることとされている。

法5条

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【参考】「基本方針4 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項2 地方公共団体の責務及び講ずべき措置」より抜粋

地方公共団体は、地域住民の福祉の増進を図る観点から、国の施策に準じ、1に掲げる責務⁽¹⁾を果たすとともに、措置を講ずることが必要である。特に、地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置、移動等円滑化に関する地域住民の理解を深めるための広報活動等移動等円滑化を促進するために必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努めることが必要である。

なお、建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用に努めることが必要である。また、建築物の部分のうち駅等に設けられる一定の要件を満たす通路等については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第52条第14項第1号の規定による容積率制限の特例を受けることが可能であるので、同法に規定する特定行政庁は、当該規定の適切な運用に努めることが重要である。

(1) 国の責務及び講ずべき措置のこと

法6条

(施設設置管理者等の責務)

第六条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【参考】「基本方針2 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項」より抜粋

施設設置管理者は、利用者の利便性及び安全性の向上を図る観点から、施設及び車両等の整備、適切な情報の提供及び職員等関係者に対する適切な教育訓練について関係者と連携しながら、1から3までに掲げる各々の措置⁽²⁾を適切に講ずることにより、移動等円滑化を進めることが必要である。

(2) 1:施設及び車両等の整備、2:適切な情報の提供、3:職員等関係者に対する適切な教育訓練

法7条

(国民の責務)

第七条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めなければならない。

【参考】「基本方針4 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項4 国民の責務(心のバリアフリー)」より抜粋

国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性並びにそのために高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならない。その際、外見上分かりづらい聴覚障害、内部障害、精神障害、発達障害など、障害には多様な特性があることに留意する必要がある。

また、視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪、車椅子利用者用駐車施設への駐車等による高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、必要に応じ高齢者、障害者等の移動及び施設の利用を手助けすること等、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが求められる。

法 8 条～法 13 条 略

法 14 条

(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該特別特定建築物(次項において「新築特別特定建築物」という。)を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準(以下「建築物移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 前三項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。

5 建築主等(第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。)は、その建築をしようし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物(同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。)を建築物移動等円滑化基準(同項の条例で付加した事項を含む。第十七条第三項第一号を除き、以下同じ。)に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 1 項

特別特定建築物のうち、新築、増築、改築又は用途変更(建築基準法上用途変更手続不要の場合を含む。)に係る部分の床面積が 2,000 m²以上(公衆便所においては 50 m²以上)のものは、政令で定める「建築物移動等円滑化基準」に適合させなければならない。(適合の義務)

(参照 P29～P44 令第 9 条～23 条)

第 2 項

建築物移動等円滑化基準に適合させた特別特定建築物については、事後に建築物移動等円滑化基準に適合しなくなることを防ぐ必要があるため、当該特別特定建築物を所有、管理又は占有する建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準への適合状態を維持するように義務を課している。

第 3 項

地方公共団体は、条例により、次の必要な制限を付加することができる。

義務付け対象に政令上特別特定建築物に含まれていない特定建築物(学校等)を追加すること。

例:(1) 学校、事務所等を義務付け対象に追加する

(2) 5,000 m²以上の共同住宅を義務付け対象に追加

特定建築物以外の用途(倉庫、一戸建ての住宅など)の追加はできない。

義務付け対象規模を政令の規模(2,000 m²、公衆便所においては 50 m²)未満に設定すること。

例:(1) 義務付け対象規模を 1,500 m²以上に設定(公衆便所以外)

特定施設の構造及び配置に関する基準を付加すること。

例:(1) 浴室等の基準を追加

(2) 敷地内通路の基準に融雪装置の設置を追加

(3) 敷地内通路の傾斜路の勾配を 1/15 以下にする

特定施設以外の施設(劇場の客席など)の基準の付加はできない。

(参照 P112,114 質疑応答集 No.5,14,15)

第4項

第1項から第3項までの規定は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定となり、建築主事及び指定確認検査機関の確認、中間検査又は完了検査の対象となる。

本規定により、建築基準関係規定とみなすことで、建築確認・完了検査等の段階で建築物移動等円滑化基準及び条例で付加した制限への適合性を審査することが可能となり、規制の実効性を担保できることとなる。

【参考】

建築基準法第6条第1項に基づく申請時の書類：建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書及び明示すべき事項、各所管行政庁で作成している図書やチェックリストの活用など

建築物移動等円滑化基準の適否が図面等から判断できない場合、又は明らかに適合しない場合の建築基準法第6条第13項に基づく中断及び不適合の通知の根拠：建築基準法第6条第1項

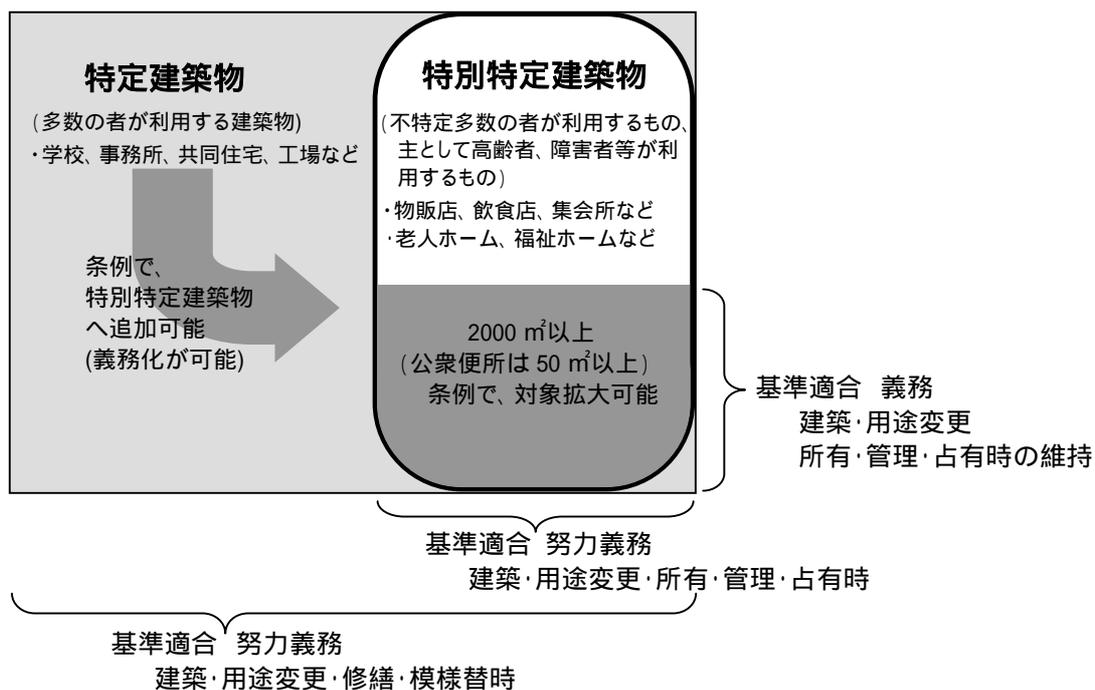
第5項

特別特定建築物のうち、新築、増築、改築又は用途変更(建築基準法上用途変更手続不要の場合を含む。)に係る部分の床面積が2,000㎡未満(公衆便所においては50㎡未満)のものは、政令で定める建築物移動等円滑化基準(条例で付加した内容も含む)に適合するように努めなければならない。

また、既存の特別特定建築物についても同様に、既存の当該特別特定建築物を所有、管理又は占有する建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準に適合させるよう努力義務を課している。

(参照 P113 質疑応答集 No.12)

【バリアフリー化の義務付け措置の概要】



法 15 条**(特別特定建築物に係る基準適合命令等)**

- 第十五条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。
- 3 所管行政庁は、前条第五項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勧告して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

建築物移動等円滑化基準に適合させる義務のある建物が不適合状態にある場合についての、適合命令等の規定である。

建築物移動等円滑化基準を建築基準関係規定とすることにより、同基準への適合性については建築基準法第6条及び第6条の2の建築確認又は第7条及び第7条の2の完了検査等を受けていない場合には、同法第9条の規定に基づき、第6条の規定に従うよう施工停止等の命令ができる。

他方、建築基準法第9条の是正命令は、同法に基づく規定への違反に限り出すことができ、建築物移動等円滑化基準に適合していない場合の是正命令については、本規定に基づき行う必要がある。

第1項

法第14条第1項から第3項までの規定に違反している場合、特別特定建築物(条例で定める特定建築物も含む)が建築物移動等円滑化基準に適合しない場合、当該建築物を新築、増築、改築又は用途変更をしようとする建築主等や、当該建築物を所有、管理又は占有する建築主等に対して、所管行政庁が、必要な措置をとることを即、命ずることができる旨が規定されている。

第2項

国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物については、当該建築物が建築物移動等円滑化基準に適合しない場合、当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、必要な措置をとるべきことを要請しなければならない旨を規定している。

なお、公社、機構、独立行政法人等各団体については、改正政令附則及び各団体の設置法施行令において、本項を適用する旨が規定されている。

PFI事業によって、建築し、又は維持管理する特別特定建築物については、第3項の報告書を求めた上で、当該特別特定建築物の所有者、管理者又は占有者等の形態をもとに、当該違反の是正命令(第1項)又は要請(第2項)を行う。

【第15条第2項の適用対象となっている団体一覧表 (平成24年8月現在)】

事業団体名	バリアフリー法第15条第2項準用規定の根拠法令及び条項
独立行政法人水資源機構	独立行政法人水資源機構法施行令第57条第1項第21号
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令第28条第1項第22号
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法施行令第2条第1項第23号
地方道路公社	地方道路公社法施行令第10条第1項第19号
日本下水道事業団	日本下水道事業団法施行令第5条第11号
国立大学法人	国立大学法人法施行令第22条第1項第45号
独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令第2条第1項第21号
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法施行令第16条第1項第33号
独立行政法人都市再生機構	独立行政法人都市再生機構法施行令第34条第1項第23号

第3項

所管行政庁は、政令で定める規模未滿の建築に係る特別特定建築物や既存の特別特定建築物の建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準 (条例で付加した事項も含む) への適合化に向けた指導、助言ができる旨が規定されている。

(参照 P113 質疑応答集 No.13)

(PFI事業: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ事業の略)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法で、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業。(出典: H12.3 総理府資料)

(PFI事業の所有形態 / 例)

【BOT方式】 民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設 (Build)・所有した後、事業期間にわたり維持管理・運営 (Operate) を行った後、事業終了時点で公共に施設の所有権を移転 (Transfer) する方式

【BTO方式】 民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設 (Build)・所有した後、施設の所有権を公共に移転 (Transfer) し、施設の維持管理・運営 (Operate) を民間事業者が事業終了時点まで行っていく方式

【BOO方式】 民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設 (Build)・所有 (Own) し、事業期間にわたり維持管理・運営 (Operate) を行った後、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する等の方式

法16条

(特定建築物の建築主等の努力義務等)

第十六条 建築主等は、特定建築物 (特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。) の建築 (用途の変更をして特定建築物にすることを含み。次条第一項において同じ。) をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 所管行政庁は、特定建築物について前二項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

第1項

令第4条に規定する特定建築物の新築、増築、改築又は用途変更を行う建築主等は、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるように努めなければならないとする、努力義務を定めている。なお、特別特定建築物については、政令で定める規模以上の建築物における適合義務と、その規模未滿の建築物における努力義務を定めており、重複を避けるため、本条では努力義務対象からこれら特別特定建築物を除外している。

(参照 P5 法第14条)

第2項

特定建築物の建築物特定施設を修繕又は模様替をする建築主等は、建築物移動等円滑化基準に適合させるように努めなければならないとする、努力義務を定めている。

なお、「修繕」とは、廊下の仕上げの補修等をいう。「模様替」とは、トイレ、エレベーターの仕様の変更等をいう。

第3項

所管行政庁には、特定建築物の努力義務を新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替をする者に対し、設計又は施工についての指導及び助言の権限が与えられている。

法17条

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定)

第十七条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替(修繕又は模様替にあつては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定建築物の位置
- 二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
- 三 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
- 四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画
- 五 その他主務省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。

- 一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
- 二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第七項において同じ。)の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第六条第一項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知(以下この条において「適合通知」という。)を受けよう申し出ることができる。

5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事に通知しなければならない。

6 建築基準法第十八条第三項及び第十二項⁽³⁾の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第十四条第一項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。

7 所管行政庁が、適合通知を受けて第三項の認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物の建築

等の計画は、建築基準法第六条第一項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。

8 建築基準法第十二条第七項、第九十三条及び第九十三条の二の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。

- (3) 「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」(平成 18 年 6 月 21 日 公布、平成 19 年 6 月 20 日施行) 附則第 12 条の規定により、追加された。(この第 6 項は、同法の 施行に併せて施行)

第 1 項

特定建築物の新築、増築、改築、用途変更又は修繕、模様替(以下「建築等」という。)をしよ うとする者については、「建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用 できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基 準」(以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。)に適合した建築等及び維持保全の計画等を作 成し、所管行政庁に認定の申請をすることができる(複数の用途を含む場合には、各々の用途で も可)旨を規定している。

(参照 P52 誘導基準省令⁽⁴⁾第 1 条)

- (4) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配 置に関する基準を定める省令(以下同様に「誘導基準省令」という。)

(参照 P112 質疑応答集 No.1,2)

第 2 項

認定申請に明示すべき事項を規定したもので、施行規則第 8 条に定める図書に、認定申請書(第 3 号様式)の第一面から第十面に必要事項を記載したものを所管行政庁に提出しなければならない。 なお、第 5 号は「特定建築物の建築等の事業の実施時期」を指す。

(参照 P48 施行規則第 9 条)

第 3 項第 1 号

認定の基準は、建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する計画が「建築物移動等円 滑化基準」を超えて、誘導基準省令で定める「建築物移動等円滑化誘導基準」に適合することとし ている。ただし、条例による基準はこの号については加味しないので(法第 14 条第 5 項)、適合義 務が生じない特定建築物については、建築物移動等円滑化誘導基準に適合すれば、認定できること になる。

第 3 項第 2 号

申請された建築等の事業が、施行規則第 3 号様式第十面 4 . 特定建築物の建築等の事業に関する 資金計画の表によって、収支に無理のない適切な資金計画でなければならない。

第 4 項

計画の認定を受ける場合、認定申請と併せて建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築確認申請書 を提出し、建築主事の適合通知を受けるよう所管行政庁に申し出ることができる。

なお、この適合通知は、第 7 項にあるとおり、「建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認済証 の交付があったもの」とみなされるが、「同法第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付があった もの」とはみなされないため、国、都道府県又は建築主事を置く市町村には適用されない。つまり、 国等がここでいう申請者になることはできない。

第5項

所管行政庁は前項の申し出を受けた時には、速やかに、所管行政庁名で当該建築確認申請書を建築主事に通知することが規定されている。

第6項

建築主事は、所管行政庁より前項の通知を受けた時は、通常の確認申請と同様に、建築基準法第6条の規定に基づき定められた審査期限の中で審査を行う。この確認の審査では、バリアフリー法第14条第1項に定める建築物移動等円滑化基準は審査を要しない。

その理由としては、認定に関する審査は、建築物移動等円滑化基準の適合が前提となる建築物移動等円滑化誘導基準に基づき所管行政庁が審査を行うためである。

また、この場合の認定申請においては、建築確認申請の設計図書と認定申請の図書の内容が異なることのないよう注意する。

なお、法第14条第3項(地方公共団体による条例)については、建築主事の確認の審査は必要である。

また、指定確認検査機関に確認申請を行った場合については、本条の適用はなく、通常の確認申請と同様の手続きとなる。

準用する規定について、建築基準法第18条第3項に第12項が追加されたが、この第12項は改正前の同法第18条第3項の後半部分に相当するもので、内容の変更は無い。つまり、従来と同様、建築主事は確認の審査において、建築基準法上適合しないと認められた場合は適合しない旨の通知を、適合するか否かを判断できない場合はその旨の通知を、それぞれ出すことになる。

【参考】改正後の建築基準法第18条第12項(抜粋)

「建築主事は、第3項の場合において、第2項の通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとし、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を第3項の期間(前項の規定により第3項の期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間)内に当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない」

第7項

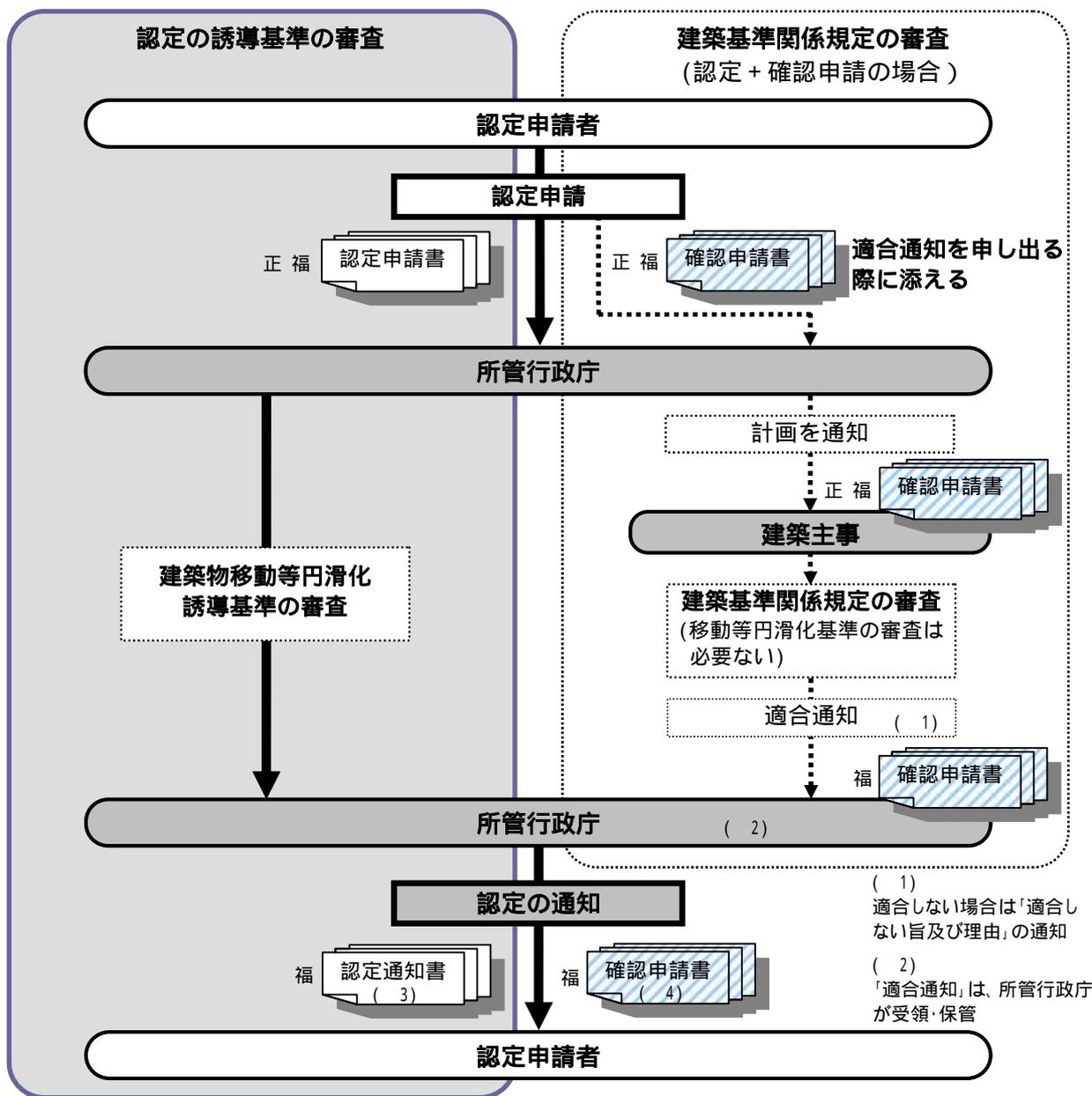
適合通知を受けて、所管行政庁が計画の認定をしたものは、建築基準法の確認と見なされることから、認定の処分日が、事実上の確認の処分日となる。

次に、建築主事が行う処分等の手順であるが、建築主事が第5項の規定に基づき通知を受けた計画について確認処分ができない場合は、「確認できない旨の通知」を所管行政庁に通知し、これを受けて、所管行政庁が「認定できない旨の通知」を申請者に渡すこととなる。

第8項

特定行政庁は、建築基準法に基づく台帳管理、建築計画概要書及び処分の概要書の整備を行い、消防長等の同意は通常建築確認と同様に必要とする規定である。

バリアフリー法による認定手続きの流れ

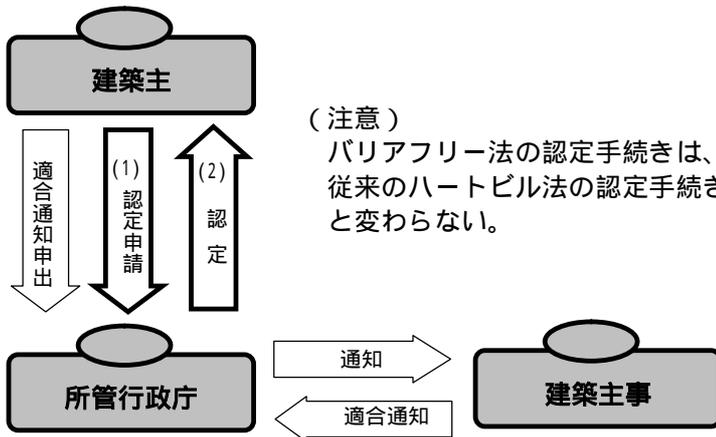


(3) 認定通知した場合は、建築基準法第6条第1項の「確認済証」の交付とみなす

(4) 適合通知があった場合は、確認申請図書の副本も返却(施行規則第10条第2項)

【参考】

認定手続きにおける三者の関係



法 18 条**(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更)**

第十八条 前条第三項の認定を受けた者(以下「認定建築主等」という。)は、当該認定を受けた計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

第 1 項

認定建築主等が、建築物移動等円滑化誘導基準に該当する部分、又は資金計画等の変更をしようとする場合の手続を定めたものである。

なお、施行規則第 11 条で定める軽微な変更(特定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の 3 か月以内の変更をいう。)は除くものとする。

(参照 P49 施行規則第 11 条)

法 19 条**(認定特定建築物の容積率の特例)**

第十九条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五(第二号イを除く。)、第六十八条の五の二(第二号イを除く。)、第六十八条の五の三第一項(第一号口を除く。)、第六十八条の五の四(第一号口を除く。)、第六十八条の五の五第一項第一号口、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率(同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。)の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、第十七条第三項の認定を受けた計画(前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第二十一条において同じ。)に係る特定建築物(以下「認定特定建築物」という。)の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

法第 17 条第 3 項に規定されている計画の認定をする際に、認定特定建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、同条第 1 項に規定する当該認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる一定の床面積(認定特定建築物の延べ面積の 10 分の 1 を限度とする。)は、算入しないものとする。なお、建築基準法第 52 条第 3 項及び第 6 項に定めるものと重複できない。

(参照 P44 令第 24 条、P75 平成 18 年 12 月 15 日国交省告示第 1490 号)

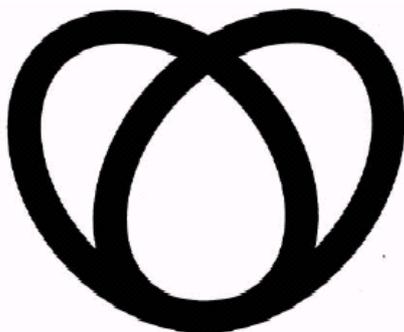
法 20 条**(認定特定建築物の表示等)**

第二十条 認定建築主等は、認定特定建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物が第十七条第三項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

認定建築主等は、認定特定建築物やその敷地、又はその利用に関する広告、情報を提供するために作成する電磁的記録等に、当該認定特定建築物が計画の認定を受けている旨の表示（施行規則第12条第2項に基づく第5号様式による）を付することができることとし、本条1項によるものを除き、何人もこれと紛らわしい表示を付してはならない旨を規定している。

（参照 P49 施行規則第12条第2項）



（注意）

1. 大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
2. 増築等又は修繕等の場合は、建築物移動等誘導基準に適合するものとして認定を受けた部分を記載すること。

（施行規則 第5号様式）

法 21 条

（認定建築主等に対する改善命令）

第二十一条 所管行政庁は、認定建築主等が第十七条第三項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

建築又は維持保全状況が計画どおりでない場合には、当該認定建築主等に対し、即、改善命令を発することができる。

法 22 条

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し）

第二十二条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第十七条第三項の認定を取り消すことができる。

前条の措置によっても、計画の変更認定申請もせず、また期限までに所要の改善をも行わない場合には、計画の認定を取り消す。

また、認定によって種々の支援措置が図られている場合には、認定の取消しに伴い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律や国税通則法等の規定に従って、支援措置によって支払われた補助金等の返還等が求められることになる。

法 23 条

(既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例)

第二十三条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めるときは、当該特定建築物に対する建築基準法第二十七条第一項、第六十一条及び第六十二条第一項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造（同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。）とみなす。

- 一 エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。
- 二 エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。

2 建築基準法第九十三条第一項本文及び第二項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

高齢者、障害者等が車いすを使用する場合、建築物の垂直方向の移動が困難となる。特に、既存の低層の建築物にはエレベーターが設けられていない場合が多く、建築基準法の防火関係規定をそのままの形で適用すると、そもそもエレベーターの設置がほとんど不可能となりかねないことから、本条の規定により措置したものである。

例えば、2階建て程度の既存の特定建築物の吹抜き空間等を活用した簡易な構造のエレベーターを設置できるようにしたもので、当該部分において一定の基準（本条各号）に適合する建築物の部分及びエレベーターについては、建築基準法第27条第1項、第61条及び第62条第1項の耐火構造要件を満たすものと見なす、としている。なお、この特例措置については、本条第1項第1号、第2号の基準に適合しているだけでなく、「所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めるとき」とされていることから、所管行政庁が1件ごとに設置の判断をする必要がある。

なお、この規定により、建築基準法施行令第5章の4第2節（昇降機）の規定が適用されなくなるわけではないので注意する。

(参照 P49, P50 施行規則第13条、第14条)

法 24 条

(高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例)

第二十四条 建築物特定施設（建築基準法第五十二条第六項に規定する共同住宅の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第十四項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

特定建築物に限らず、廊下、階段、便所等の建築物特定施設が、高齢者や障害者等の円滑な利用を確保するために、通常の床面積よりも著しく大きい建築物について、建築基準法第52条第14項第1号に規定する「機械室等」とみなすことにより、特定行政庁の許可による容積率の割増を行うことができる規定である。

従って、この特例を受けるためには、国土交通大臣の基準に適合し、かつ建築審査会の同意を得て、特定行政庁の許可を受ける必要がある。

(参照 P68 平成18年12月15日国交省告示第1481号)

法 25 条～法 51 条 略

法 52 条

(資金の確保等)

第五十二条 国は、移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保並びに研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

国は、認定特定建築物の建築物特定施設の整備のため、支援措置を講ずるよう努力する旨を規定したものである。情報提供の確保、研究開発の推進、成果の普及については、従来の交通バリアフリー法に規定されていた内容が、移動等円滑化全体に対して規定された。

【参考】主な支援制度 (平成 24 年度)

低利融資制度

日本政策金融公庫による低利融資

日本政策金融公庫の国民生活事業・生活衛生貸付を利用して、店舗のバリアフリー化など、高齢者、乳幼児を抱える女性などが利用しやすい店舗にするための設備投資について、特別の融資を受けることができる。(利用対象者：生活衛生関係営業を営む会社・個人)

- ・ 融資対象： 高齢者等対応施設・設備
 (例) 手すり、リフト付車両、子育て支援対応施設の設置
 訪問サービス対応施設・設備
 (例) 携帯営業設備、訪問サービスを行うための店舗内設備の設置
- ・ 融資額： 通常の融資額 + 3,000万円以内
- ・ 返済期間： 18年以内(振興事業貸付の場合)
 15年以内(一般貸付の場合 一般公衆浴場の場合は30年以内)
- ・ 利率： 特利C(振興事業貸付の場合)
 特利B(一般貸付の場合)

詳細は、http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/38_fukushi_m.html を参照。

補助制度〔バリアフリー環境整備促進事業〕

市街地における道路空間等と一体となった移動ネットワーク形成

- ・ 基本構想等の作成
- ・ 基本構想等に基づく以下の移動システム^{*1}等の整備
 - (1) 屋外の移動システムの整備
 - (2) 屋内の移動システム(市街地における移動ネットワークを形成するものに限る。)の整備
 - (3) 移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース(広場、空地等)の整備 等
 認定特定建築物(病院、劇場、図書館など多数の利用する建築物で所管行政庁の認定を受けたもの)の整備
 - ・ 屋外の移動システムの整備(建築物敷地内の平面通路に限る。)
 - ・ 屋内の移動システムの整備(特別特定建築物の用途(専ら商業用に供するものを除く。)に至る経路に係るものに限る。)
 - ・ 移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース(広場、空地等)の整備

【交付率】[原則として社会資本整備総合交付金により支援]

地方公共団体又は協議会等が施行者の場合：国 1 / 3、地方 1 / 3

民間事業者が施行者の場合：国 1 / 3、地方 1 / 3、民間 1 / 3

- * 1 移動システム：動く通路、スロープ、エレベーターその他の高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設（当該施設に付属する高齢者等の移動のための案内装置を含む）

法 53 条

（報告及び立入検査）

第五十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

5 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 3 項

政令では、基準適合義務の課せられる特別特定建築物(条例で定める規模含む)、及び法第 35 条第 1 項の規定による特定事業実施者に対して、報告、立ち入り、検査、質問することができる旨を規定している。

第 4 項

認定特定建築物の建築等又は竣工した認定特定建築物の維持保全の状況について、所管行政庁は、認定建築主等に対し報告を求めることができる。

法 54 条

（主務大臣等）

第五十四条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、同条第二項第二号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

2 第九条、第二十四条、第二十九条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三項及び第五項、第三十二条第三項、第三十八条第二項、前条第一項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第二十五条第十一項及び第十二項（これらの規定を同条第十三項において準用する場合を含む。）における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第三十条における主務省令は、総務省令とし、第三十六条第二項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。

4 この法律による国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

法 55 条～法 57 条 略

法 58 条

(経過措置)

第五十八条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

法 59 条

第五十九条 第九条第三項、第十二条第三項又は第十五条第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

新築又は維持管理に係る 2,000 m² (公衆便所は 50 m²) 以上の特別特定建築物について、建築物移動等円滑化基準(地方公共団体が条例で付加した事項を含む)への適合義務に関する違反が認められるとして所管行政庁が是正命令を行った場合(法第 15 条第 1 項)等で、その命令に従わない者は、300 万円以下の罰金に処せられるとした規定である。

法 60 条～法 61 条 略

法 62 条

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条第二項の規定に違反して、表示を付した者
- 二 第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 1 号

認定を受けていないにも関わらず、特定建築物やその敷地又はその利用に関する広告等に、認定を受けている旨の表示や紛らわしい表示を付した者は 30 万円以下の罰金に処せられるとした規定である。

第 2 号

所管行政庁が建築主等に対し建築物移動等円滑化基準への適合状況に関する報告を求めたり、職員が立ち入り、検査、質問等を行った際に、適切に報告しなかったり対応を拒否するなどした者は、30 万円以下の罰金に処せられるとした規定である。

法 63 条

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 二 第五十三条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

法 64 条

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

法附則 (平成十八年六月二十一日法律第九十一号) 抄

法附則 1 条

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

施行期日は平成 18 年 12 月 20 日。

法附則 2 条

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律 (平成六年法律第四十四号)
- 二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 (平成十二年法律第六十八号)

従来のハートビル法は、バリアフリー法の施行に伴い廃止された。

法附則 4 条

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第四条 附則第二条第一号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律 (これに基づく命令を含む。) の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律 (これに基づく命令を含む。) 中の相当規定によりしたものとみなす。

- 2 この法律の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第十四条第一項から第三項までの規定は適用せず、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行の際現に存する特別特定建築物で、政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、第十四条第一項の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 4 第十五条の規定は、この法律の施行後 (第二項に規定する特別特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後) に建築 (用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。) をした特別特定建築物について適用し、この法律の施行前に建築をした特別特定建築物については、なお従前の例による。

第 2 項

バリアフリー法施行の際に、現に工事中である新築・増改築に係る部分の床面積が 2,000 m²以上 (条例で定める規模の場合はその面積) の特別特定建築物 (条例で定める特定建築物を含む) については、新法の適用を受けないという経過措置である。

バリアフリー法は建築基準法の建築基準関係規定とみなされるが、バリアフリー法に係る既存不適格の遡及までは建築基準法で規定されていないため、この附則で規定されている。

第 3 項

現に存する特別特定建築物 (条例で定める特定建築物を含まない) を、類似の用途相互間で用途変更する場合は、法第 14 条第 1 項は適用されない。

(参照 P46 令附則 4 条)

第4項

特別特定建築物に対する基準適合命令等の規定（法第15条）は、この改正法の施行前に建築されていた特別特定建築物（条例で定める特定建築物を含まない）まで適用されるものではない。

法附則6条

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

法附則7条

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

法附則9条

（地方税法の一部改正）

第九条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の六第三項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第十三条第二項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三十九条第二項」に改める。

附則第十一条第十六項及び第十五条第四十一項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第八条第二項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十九条第二項」に、「第七条第一項」を「第二十八条第一項」に、「第二条第九項」を「第二条第二十三号」に、「同項第一号又は第二号」を「同号イ又はロ」に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第二条第三項第一号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第四号イ」に、「同項第二号」を「同号ロ」に改める。

法附則（平成十九年三月三十一日法律第十九号）抄

法附則1条

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

法附則（平成二十三年五月二日法律第三十五号）抄

法附則1条

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

法附則 (平成二十三年六月二十二日法律第七十号) 抄

法附則 1 条

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平成二十三年法律第五号) の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれが遅い日から施行する。

法附則 (平成二十三年八月三十日法律第五号) 抄

法附則 1 条

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 (略)、第六十二条 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定 (同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。)) 並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。)、(略)

公布の日から起算して三月を経過した日

法附則 7 2 条

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十二条

四 第六十二条の規定 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定 (同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。)) 並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。以下この項において同じ。) の施行前に第六十二条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十二条第三項の規定によりされた認可又は第六十二条の規定の施行の際現に同項の規定によりされている認可の申請は、それぞれ第六十二条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十二条第三項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

法附則 8 1 条

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律 (附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

法附則 8 2 条

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定める。

法附則 (平成二十三年十二月十四日法律第百二十二号) 抄

法附則 1 条

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

政令 4 条

(特定建築物)

第四条 法第二条第十六号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第四百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。)とする。

- 一 学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 事務所
- 九 共同住宅、寄宿舍又は下宿
- 十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十二 体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十三 博物館、美術館又は図書館
- 十四 公衆浴場
- 十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十六 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 十八 工場
- 十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 二十 自動車の停留又は駐車のための施設
- 二十一 公衆便所
- 二十二 公共用歩廊

法第 2 条第 16 号で定める特定建築物を規定している。

なお、用途の判断については、建築基準法に基づく判断を基本とする。

第 2 号

「介護老人保健施設」は、介護保険法に定められる施設で、病状が安定期にあり、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設であるので、「介護療養型医療施設」とあわせ、「病院又は診療所」に含めるものとする。

第 4 号

セレモニーホール、斎場は原則として「集会場」として取扱う。

(参照 P116 質疑応答集 No.27)

第 8 号

「事務所」に「保健所、税務署その他多数のものが利用する官公署」を含めるものとする。

第9号

グループホームは、一般に高齢者が共同して居住する「住居」のことであり、具体的には食堂・便所・台所・浴室等が1箇所又は数箇所に集中して設けるものや居住空間が独立しているものなどがあり、その平面計画等により「寄宿舍」又は「共同住宅」として取扱うものとする。

ただし、知的障害者グループホーム、認知症対応型共同生活介護を行う施設については、第10号の「その他これらに類するもの」に含まれる。

第10号

「その他これらに類するもの」とは、老人福祉法、児童福祉法及び身体障害者福祉法等に基づいて特定多数の者が利用する施設をいう。(例)福祉ホーム

第11号

「その他これらに類するもの」とは、老人福祉法、児童福祉法及び身体障害者福祉法等に基づいて不特定多数の者が利用する施設で、通所施設及び通園施設をいう。

【参考】関係法令(P102参照) 以下関係法令は、第2版時点のものです。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する保護施設
- (4) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第3項及び第4項に規定する事業を行う施設、同法第5条の3に規定する老人福祉施設並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
- (6) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第39条第1項に規定する母子福祉施設
- (7) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項に規定する母子健康センター
- (8) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第22項に規定する介護老人保健施設
- (9) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に規定する授産施設及び同条第3項第11号に規定する隣保館等の施設
- (10) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者特定施設など

第12号

「その他これらに類する運動施設」としては、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スキー場、スケート場、フィットネスクラブ、スポーツクラブ等をいい、多数の者が利用する会員制運動施設を含む。

第15号

「その他これらに類するもの」としては、待合、カフェー、バー、カラオケボックス等を含む。

第16号

旧郵便局の窓口、保険業務を行う店舗は、その他これらに類するサービス業を営む店舗とする。

第22号

公共用歩廊とは、駅等の連絡通路やペDESTリアンデッキなどで、建築基準法第44条のアーケードは該当しない。建築物であるものをいい、不特定かつ多数の者が利用し、建築物と一体ではなく、独立しているものが対象となる。

今回、ハートビル法と交通バリアフリー法との統合・拡充によって、建築物の移動等円滑化に加えて、旅客施設等から道路、建築物までの移動の一体的・連続的な円滑化を促進するにあたり、建築物に該当⁽⁵⁾するものの移動空間としての要素の強いことから、これまでハートビル法の規制対象としていなかった「公共用歩廊⁽⁶⁾」についても、バリアフリー法における建築物規制の対象とする必要がある。

(5) 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものについては、建築物に該当する。

(6) 公衆が自由に利用し、又は出入りすることができる場所に設けられた歩廊をいう。

特に、線路を挟んで建てられている駅ビル間をつなぐ渡り廊下部分(渡り廊下から鉄道旅客施設に接続されるケースが多い)については、駅ビルは旧ハートビル法による建築物規制、鉄道旅客施設は旧交通バリアフリー法による規制によって、それぞれバリアフリー化が図られていたものの、建築物である渡り廊下の部分については、両法の境界部分として、明確に法規制がかかっていなかった。

このため、今回、新たに「公共用歩廊」を「特定建築物」及び「特別特定建築物」に位置付け、より一体的・連続的な移動等円滑化の促進を図ることとする。

政令5条

(特別特定建築物)

第五条 法第二条第十七号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 特別支援学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
- 十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)
若しくはボーリング場又は遊技場
- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場
- 十四 飲食店
- 十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
- 十八 公衆便所
- 十九 公共用歩廊

特別特定建築物とは、法に基づき不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物で、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにすることが特に必要なものとして政令で定められている。なお、確認にあたっての用途の判断については、建築基準法に基づく判断を基本とする。

第1号

前条第1号のうち、主として障害者等の利用する施設。

9号、10号

「その他これらに類するもの」についてはP102参照。

第11号

「一般公共の用に供されるものに限る」とは、不特定かつ多数の者が利用するものである。従って、通常の会員制スイミングスクール等は除かれる。

第16号

「車両の停車場」とは、不特定かつ多数の者が利用するバスターミナル等をいう。

駅舎については該当しないが、ラッチ（改札口）内外を問わず、飲食店や物販店舗など他の用途が存在する場合は、各々の用途により対象となる。

第17号

「一般公共の用に供されるものに限る。」とは、月極駐車場又はその部分を除き、時間貸し駐車場等で不特定かつ多数の者が利用するものである。従って、駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場にも適用するものとする。

【参考】駐車場法（抜粋）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 路上駐車場 駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限って設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
- 二 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。

（参照 P112,115,116 質疑応答集 No.3、4、21、27）

政令6条

(建築物特定施設)

第六条 法第二条第十八号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)
- 三 階段(その踊場を含む。以下同じ。)
- 四 傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)
- 五 エレベーターその他の昇降機
- 六 便所
- 七 ホテル又は旅館の客室
- 八 敷地内の通路
- 九 駐車場
- 十 その他国土交通省令で定める施設

本条に規定される建築物特定施設の構造及び配置に関する基準として建築物移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化誘導基準が定められている。

建築物特定施設に該当するか否かについては、次のとおり、特別特定建築物とそれ以外の特定建築物では異なるので、注意が必要である。なお、屋外避難階段など通常、一般公衆の通行の用に供される見込みのない階段などについては、どちらも適用されない。新法では、ホテル又は旅館の客室が追加された。

特別特定建築物における適用範囲

不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設の部分に適用される。従って、スーパーマーケットにおける倉庫に至る荷物用エレベーターや従業員用の階段、便所など従業員のみが使用する施設には適用されない。

特定建築物(法第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。)における適用範囲

多数の者が利用する建築物特定施設の部分に適用される。従って、事務所、工場等においては従業員用の階段、便所など多数の従業員が通常使用する施設にも適用される。

【参考】建築物特定施設の構造及び配置に関する基準

(建築物特定施設)	(建築物特定施設の構造及び配置に関する基準)		
	「建築物移動等円滑化基準」		「建築物移動等円滑化誘導基準」 (以下「誘導基準省令」という。) 法第17条第3項第1号 誘導基準省令第2条～13条
	令第11条～17条 (一般基準)	令第18条 (移動等円滑化経路)	
1 出入口		第2項第2号	誘導基準省令第2条
2 廊下等	令第11条	第2項第3号	誘導基準省令第3条
3 階段	令第12条		誘導基準省令第4条
4 傾斜路	令第13条	第2項第4号	誘導基準省令第5～6条
5 エレベーターその他の昇降機		第2項第5号	誘導基準省令第5条、7～8条
6 便所	令第14条		誘導基準省令第9条
7 ホテル又は旅館の客室	令第15条		誘導基準省令第10条
8 敷地内の通路	令第16条	第2項第7号	誘導基準省令第11条

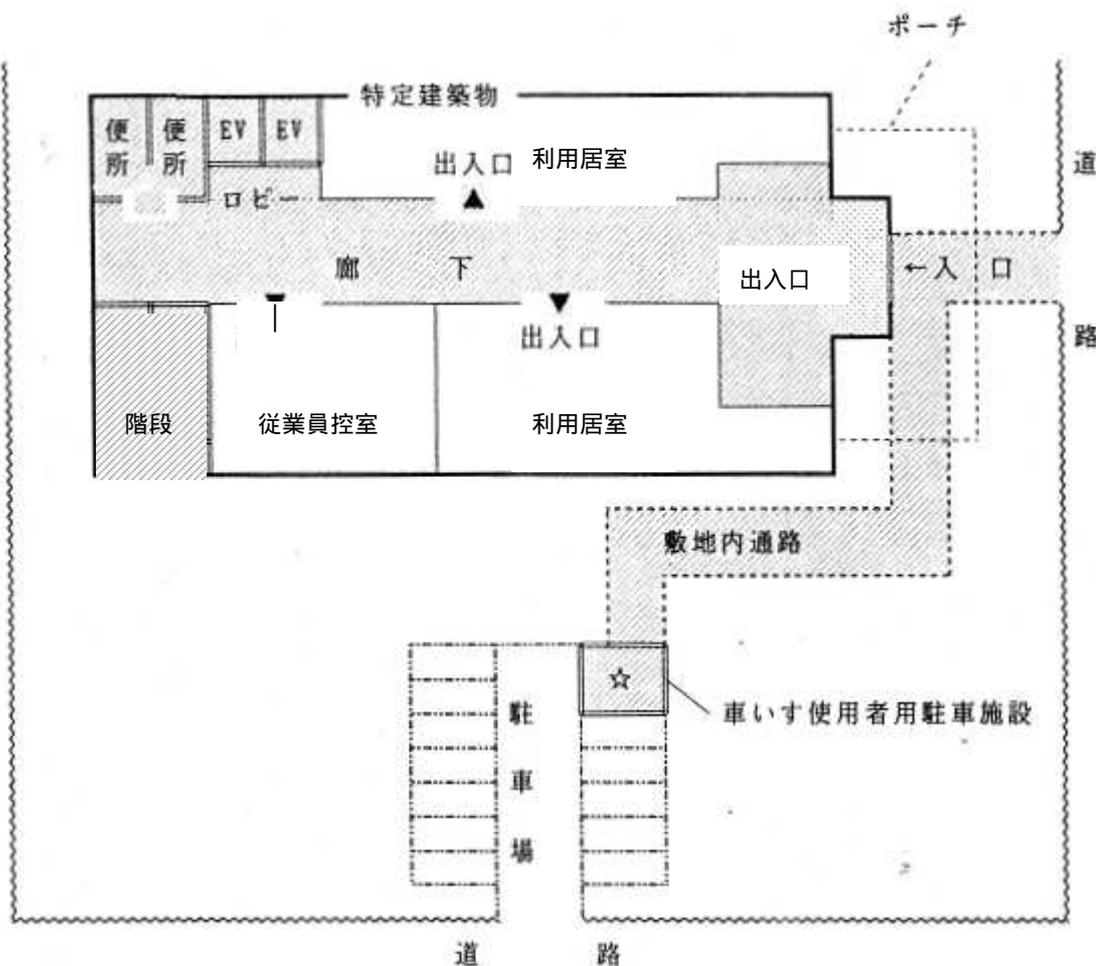
9 駐車場	令第17条		誘導基準省令第12条
10 その他国土交通省令で定める施設(浴室等)			誘導基準省令第13条

別途、「標識」が令第19条及び誘導基準省令第14条に、「案内設備」が令第20条及び誘導基準省令第15条に、また「案内設備までの経路」が義務化され、令第21条及び誘導基準省令第16条に規定されている。

その他義務化された項目

項目	「建築物移動等円滑化基準」	「建築物移動等円滑化誘導基準」
標識	令第19条	誘導基準省令14条
案内設備	令第20条	誘導基準省令15条
案内設備までの経路	令第21条	誘導基準省令16条

特別特定建築物の建築物特定施設の範囲(イメージ図)



政令7条**(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)**

第七条 法第二条第二十号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第二十号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十四条において同じ。）が一万平方米を超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

限定特定行政庁に関する規定で、都道府県知事が所管する建築物を定めたものである。

政令9条**(基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模)**

第九条 法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計二千平方メートル（第五条第十八号に掲げる公衆便所にあっては、五十平方メートル）とする。

法第14条第1項で規定する「特別特定建築物の規模」を定めたものである。

その規模は、新築・増築・改築・用途変更に係る部分の床面積の合計（スタッフルームや倉庫などのバックスペースも含めた全体の面積を対象規模としてとらえる。）が「2,000 m²以上」とする。（公衆便所にあっては50 m²以上とする。）ただし、増築・改築・用途変更の場合は、当該増築等の部分の規模で判断する。

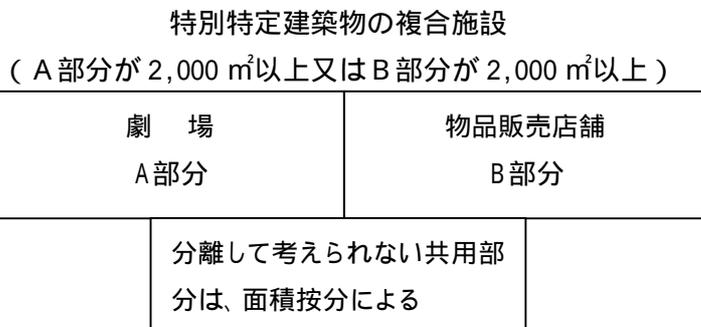
建築物内又は用途上不可分の関係にある、同一敷地内の2以上の特別特定建築物の考え方：

下記の劇場と物品販売店舗について、分離して考えることができない共用部分がある場合は、各々の用途に供する部分の面積に対応して共有部分の面積を按分する。

建築物内に2以上の特別特定建築物の部分がある場合(複合建築物)

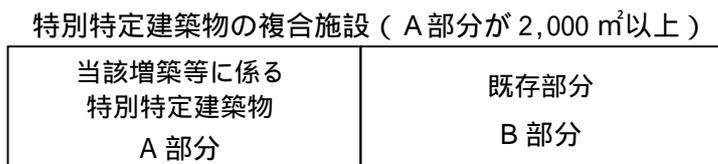
新築の場合

新築の場合は、特別特定建築物のA部分(劇場)が2,000㎡以上又はB部分(物品販売店舗)が2,000㎡以上とする。(公衆便所にあつては50㎡以上とする。)



増築の場合

増築若しくは改築又は用途変更(以下「増築等」という。)の場合は、当該増築等に係る部分の床面積の合計が2,000㎡以上とする。(公衆便所にあつては50㎡以上とする。)



同一敷地に用途上不可分の関係にある2以上の特別特定建築物がある場合

新築、増築等の行為に関わらず、敷地単位でとらえる。従つて、増築等の場合は、当該増築等に係る部分の面積の合計が2,000㎡以上の場合に適用となる。(公衆便所にあつては50㎡以上)

また、特別特定建築物に設ける附属駐車場を別棟で建築する場合は、駐車場が建築物特定施設となり、駐車場部分も特別特定建築物の用途となることから、面積算定は敷地内の全体でとらえることになる。



(参照 P115 質疑応答集 No.22)

政令10条

(建築物移動等円滑化基準)

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、次条から第二十三条までに定めるところによる。

令第11条から第21条に、建築物移動等円滑化基準を規定している。

政令 11 条

(廊下等)

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

第 1 号

「滑りにくい材料」は、建築基準法施行令第 26 条第 1 項第 2 号と同様の措置を求めている。

第 2 号

廊下等に敷設する点状ブロック等は、階段や傾斜路の存在を事前に視覚障害者が段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これらに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。

この号は不特定かつ多数の者が利用、又は主として視覚障害者が利用するものに限り適用されるため、点状ブロック等の敷設は、通常の老人ホーム等については適用されない。

(参照 1 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（以下「建築設計標準」という。）P2 52 図)

(参照 2 P82 平成 18 年 12 月 15 日国交省告示第 1497 号)

政令 12 条

(階段)

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 踊場を除き、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- 四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

第 3 号

「段を容易に識別できるもの」とは、踏面端部（段鼻）とその周囲との明度、色相又は彩度の差を大きくする措置をいう。

第4号

つまずきの原因となるものを設けない構造とは、建築設計標準に記載されたような構造をいう。
(参照 建築設計標準 P2 60 図)

第5号

段がある部分と連続して手すりが設置されている等、視覚障害者の利用上支障がない場合を告示で定めている。

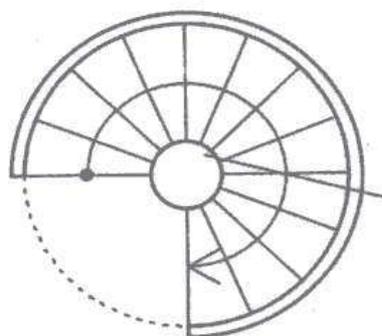
(参照 P82 平成 18 年 12 月 15 日国交省告示第 1497 号)

第6号

「主たる階段」とは、施設内の移動において主に利用される可能性の高いものをいう。また、「回り階段」は、らせん階段や踊場部分に段を設けた階段のことである。なお、「主たる階段以外の階段」であっても回り階段とすることは望ましくない。

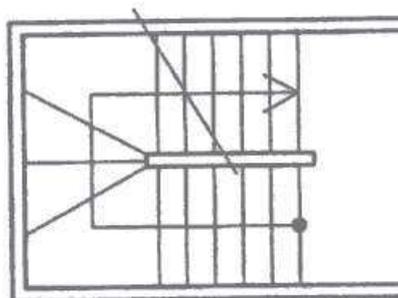
(参照 建築設計標準 P2 60 図)

(参考 回り階段の例)



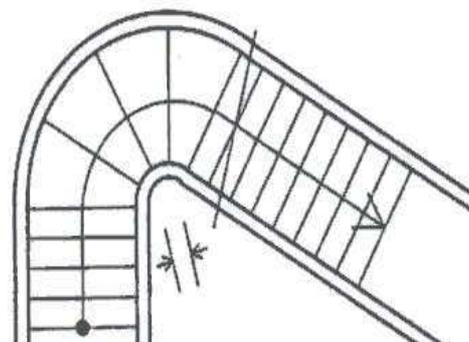
らせん階段

(らせん階段は主階段としない)



回り階段

(小規模な2階建や構造上
困難な場合に限る)



回り階段

(踏面の最小寸法が 30cm 必要)

(参照 P112 質疑応答集 No.6)

政令 13 条

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- 四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

第1項第4号 視覚障害者の利用上支障のない場合を告示で定めている。

(参照 P82 平成 18 年 12 月 15 日国交省告示第 1497 号)

政令 14 条

(便所)

第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 便所内に、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を一以上設けること。
 - 二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。
- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

第 1 項第 1 号

（参照 建築設計標準 P2-86～91 図、P82 平成 18 年 12 月 15 日国交省告示第 1496 号、P112 質疑応答集 No.7）

第 1 項第 2 号

水洗器具とはオストメイト（人工肛門・人口膀胱造設者）対応の設備である。

（参照 建築設計標準 P2 87 図、P114 質疑応答集 No.17、18、19）

第 2 項

「床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35cm 以下のものに限る。）その他これに類する小便器」とは、床置き式男子用小便器と同様に杖使用者等が円滑に利用可能な床置き式に類する小便器をいう。

（参照 建築設計標準 P2 90 図「小便器」）

政令 15 条

(ホテル又は旅館の客室)

第十五条 ホテル又は旅館には、客室の総数が五十以上の場合は、車いす使用者が円滑に利用できる客室（以下「車いす使用者用客室」という。）を一以上設けなければならない。

2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車いす使用者用便房が設けられたものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 便所内に車いす使用者用便房を設けること。

ロ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

（1）幅は、八十センチメートル以上とすること。

（2）戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 浴室又はシャワー室（以下この号において「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。

ロ 出入口は、前号ロに掲げるものであること。

第1項

ホテル又は旅館において、全客室数が50以上の場合は1以上の車いす使用者用客室の設置を規定したもの。車いす使用者用客室は、移動の困難さを考慮してエレベーターに近接した位置が望ましい。

(参照 建築設計標準 P2-100)

第2項第1号

車いす使用者用客室内の便所についての規定であり、当該客室内の便所については令第14条の規定ではなく本号の規定が適用となる。そのためオストメイトの規定はかからない。

第2項第2号

車いす使用者用客室内の浴室等についての規定である。

(参照 P81 平成18年12月15日国交省告示第1495号)

なお、ホテル及び旅館の車いす使用者用客室は、主として高齢者、障害者等が利用するので、利用居室となる。

政令16条

(敷地内の通路)

第十六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 段がある部分は、次に掲げるものであること。
 - イ 手すりを設けること。
 - ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
 - ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 三 傾斜路は、次に掲げるものであること。
 - イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
 - ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

政令17条

(駐車場)

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を一以上設けなければならない。

2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
- 二 次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

第2項第1号

幅は、350cm以上(乗降用スペース含む)とすること。

第2項第2号

車いす使用者用駐車施設は、令第18条第2項第2号の当該移動等円滑化経路を構成する建築物の出入口に近接して設けること。

(参照 P114 質疑応答集 No.16)

政令 18 条

(移動等円滑化経路)

第十八条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、そのすべて）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

- 一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
 - 二 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路
 - 三 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路
 - 四 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）
- 2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
 - 二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
 - ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
 - ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。
 - ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。
 - ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
 - 五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降口ビーは、次に掲げるものであること。
 - イ かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
 - ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - ハ かごの奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
 - ニ 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。
 - ホ かご内及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - ヘ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
 - ト 乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
 - チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。

- (1) かごの幅は、百四十センチメートル以上とすること。
- (2) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。
- リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- (1) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (2) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
- (3) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十六条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

(2) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

(3) 高さが七十五センチメートルを超えるもの(勾配が二十分の一を超えるものに限る。)にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

3 第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

法第 14 条に規定する特別特定建築物の各利用居室に至る経路のうち、1 以上(公共用歩廊の場合はすべて)を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(移動等円滑化経路)とするために、出入口、廊下等、傾斜路、エレベーター等及び敷地内の通路の整備について規定している。

「一以上を」というのは、いくつかの経路が想定されるうち、最低1ルート以上を設定する必要があるということである。

第1項第1号

不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する居室については、そのすべてを利用居室として扱うことが明確にされた。

「各利用居室」の1出入口から、道等に至るまでの経路のうち1以上を移動等円滑化経路として整備することを規定したものである。

括弧書きの規定の主旨は「垂直移動が1層分までは、エレベーター設置を免除する」という意味であり、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室がある建築物であっても、地上階に利用居室がなくともその直上階又は直下階に利用居室がある以上はそこに至るまでの経路につい

では基本的にバリアフリー化する必要がある旨が明確にされ、地上階からその直上階又は直下階までの垂直移動となる経路についてのみ移動等円滑化経路から除き、エレベーター設置の免除（階段等の設置を許容）が明確にされた。地上階又は地上階の直上・直下階のみに利用居室がある場合の緩和の取扱いを示したもので、具体的には、図A～Cのとおりである。

これらのケースについては、道等から地上階（1階）の利用居室までの経路を整備すればよいことになり、エレベーターや傾斜路の設置を要求していない。ただし、このようにエレベーター等の設置が免除される場合であっても、2階若しくは地下1階のそれぞれの水平移動の経路整備については必要である（図B、C）。

「利用居室」に該当しない居室に「不特定少数」のホテル及び旅館の（客室）宿泊室がある。しかし、令第6条第7号の建築物特定施設に「ホテル又は旅館の客室」がバリアフリー法制定時に追加され、客室の総数が50以上の場合に車いす使用者用客室を1以上設ける必要がある。

なお、病院の病室については、主として高齢者、障害者等が利用するので、利用居室となる。

第1項第2号、第3号

利用居室から車いす使用者用便房までの経路（第2号）、車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路（第3号）を規定したものである。なお、上下階に経路が及ぶときには、エレベーター設置が必要となる。（第1号とは異なる。）

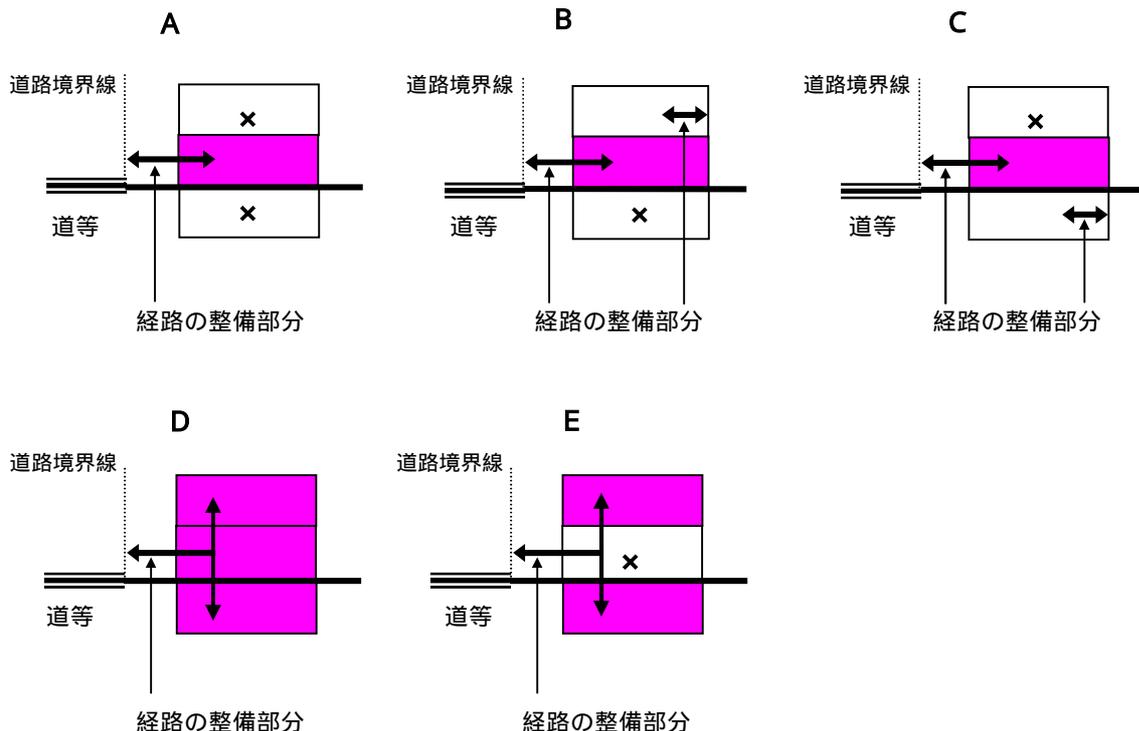
令第14条第1項の規定により不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合に整備が求められる車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。）令第17条第1項の規定により不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合に整備が求められる車いす使用者用駐車施設についても同様の主旨から利用居室（自動車車庫・公衆便所のように利用居室を有しない建築物にあっては、道等）から各々に至る経路上に存する建築物特定施設について車いす使用者が円滑に利用できる構造とすることを求められている。

第1項第4号

建築物が公共用歩廊である場合には一般的に利用居室の設置は想定されず、当該公共用歩廊は単に移動の手段として利用されるものであるため、その機能にかんがみ、公共用歩廊によって結ばれる道等と他の道等との間の経路のすべてを移動等円滑化することを求められている。

道等までの経路の整備が必要な利用居室

利用居室あり × 利用居室なし



注 Bの場合で2階が利用居室のとき及びCの場合で地下が利用居室のとき任意にエレベーターを設置した場合には、移動等円滑化経路のエレベーターの基準とすることが望ましい。

第2項第2号

イ 幅については実際の有効幅をいい、引き戸は引き残しを含めない寸法で計測する。

ロ 回転扉を設置する場合は、回転扉の直近に自動的に開閉できる戸や引き戸等を設ける。

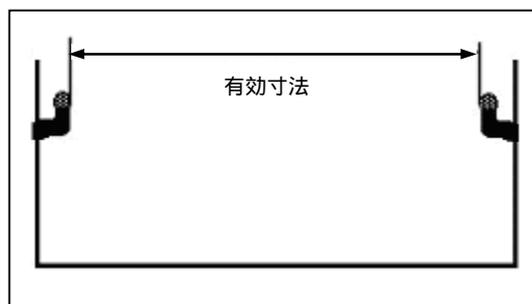
「その前後に高低差がない」ということは、戸の前後に車いすの待機のための水平なスペースを確保することであり、有効寸法として、自動扉及び引き戸の場合は150cm以上、開き戸の場合は建具幅 + 150cm以上が原則として必要となる。

第2項第3号

イ 廊下等に手すりがある場合の有効幅は、その内側で計測する。

ロ 車いすの転回に支障がない場所は、最低でも140 cm × 140 cmのスペースが必要となる。なお、各々の状況に応じて、次のように確保されることが望まれる。(以下同じ)

- ・ 180° 回転の場合：幅 140 cm × 奥行き 170 cm
- ・ 360° 回転の場合：150 cm × 150 cm
- ・ 十字、T字の交差部：120 cm × 120 cm



第2項第4号

階段の名称については、建築物内部に設ける場合をいう。

第2項第5号

ニ エレベーターの乗降ロビーには車いすの待機、転回に支障がないように 150 cm × 150 cm 以上の水平な空間を設けることが必要である。

ホ及びト かが内及び乗降ロビーに設ける制御装置又は乗降ロビーに設ける昇降方向を表示する装置は、「建築設計標準 P2-68～69 のエレベーターの図」を参考とする。

ヘ 表示する装置とは、行き先階登録ボタンの応答灯を整備する。

チ かが内の車いす転回スペースの寸法は、135 cm × 140 cm 以上のかごの内法寸法である。これは、車いす使用者が乗った状態で他の者が乗降可能な大きさを確保する目的により定めているため、手すりを設ける場合には、その出寸法等は各々 5 cm 程度に収める必要がある。

なお、この基準は、「不特定かつ多数のものが利用する建築物 (2,000 m²以上)」の場合に限られることに注意する。

リ この基準は、「不特定かつ多数のものが利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー」に限って適用される。

(参照 P115 質疑応答集 21、P81 平成 18 年 12 月 15 日国交省告示第 1494 号)

移動等円滑化基準(令第 18 条第 2 項第五号)

	多数の者 / 主として高齢者、障害者等が利用	不特定かつ多数の者が利用
	1 以上の昇降機	1 以上の昇降機
必要階停止		
出入口幅	8 0 cm	8 0 cm
かが奥行き	1 3 5 cm	1 3 5 cm
乗降ロビー高低差排除		
乗降ロビー幅・奥行き	1 5 0 cm	1 5 0 cm
車いす使用者対応制御装置		
停止予定階・現在位置の表示		
昇降方向の表示		
かごの幅寸法	-	1 4 0 cm
車いすの転回に支障がない構造	-	
到着階・出入口戸の閉鎖の音声案内		
制御装置の点字表示		
昇降方向の音声案内		

2,000 m²以上の建築物に設けるものに限る

自動車車庫に設けるものを除く

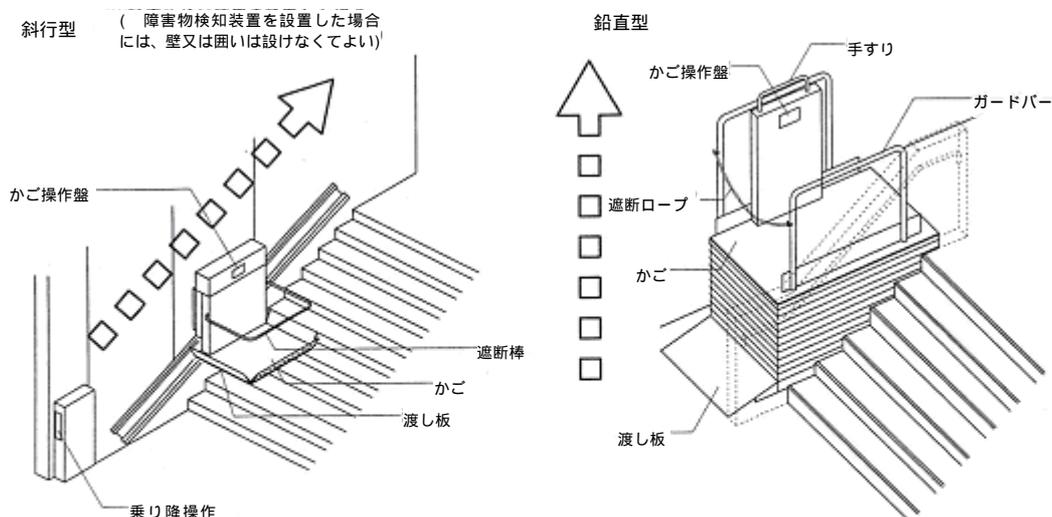
主として視覚障害者が利用するものに限る

第2項第6号

移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機の構造を告示で定めたものである。

(参照 P79 平成 18 年 12 月 15 日国交省告示第 1492 号)

特殊な構造又は使用形態の昇降機の例



第2項第7号

段の名称については、敷地内の通路（建築物外部）に設ける場合をいう。

第3項

「地形の特殊性」とは、急傾斜地等による地形をいう。例えば、傾斜地のため建築物近くまで高齢者、身体障害者等が徒歩によりアプローチすることが困難で、バスあるいはタクシー等が車寄せまで乗り入れるような場合には、車寄せから建築物の出入口までの敷地内の通路の基準を適合させればよい。

政令 19 条
(標識)
第十九条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

標識は「建築設計標準 P2-152 「標準案内用図記号」」を参考とする。

「標識の設置基準」は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。表示すべき内容が容易に識別できるもの。(日本工業規格 Z 8210 に適合するもの)

(参照 P113 質疑応答集 11、P51 平成 18 年 12 月 15 日国土交通省令第 113 号)

政令 20 条

(案内設備)

第二十条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

法第 14 条に規定する特別特定建築物の各利用居室に至る経路のうち、1 以上（公共用歩廊の場合はすべて）を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とし、移動等円滑化の措置がとられた、エレベーター等、便所又は駐車施設の配置の位置を表示した案内板を設けることが規定された。

「その他の設備」というのは、音声案内又は第 3 項に規定する案内所である。

上記、第 2 項に規定する国土交通大臣が定める方法には、案内板に点字、文字等の浮き彫り又は音による案内がある。

(参照 P79 平成 18 年 12 月 15 日国交省告示第 1491 号、建築設計標準 P2-146 2.13G.1(2)及び P2-149 2.13G.2 設計例)

政令 21 条

(案内設備までの経路)

第二十一条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

イ 車路に近接する部分

ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）

これまでの条文と同様、不特定かつ多数の者が利用、主として視覚障害者が利用する「案内設備」までの経路に適用される。

第 1 項

道等から当該案内板又は案内所等までの経路は、そのうちの 1 以上を「視覚障害者移動等円滑化経路（以下「視覚障害者経路」という。）」としなければならない。

「案内設備」とは、不特定かつ多数の者並びに視覚障害者が利用する場合に、移動等円滑化の措

置がとられた、エレベーター等、便所又は駐車施設の配置の位置を表示した案内板(点字付含む)文字等の浮き彫り、モニター付きインターフォンのような音声による誘導案内設備又は案内所(フロント)をいう。

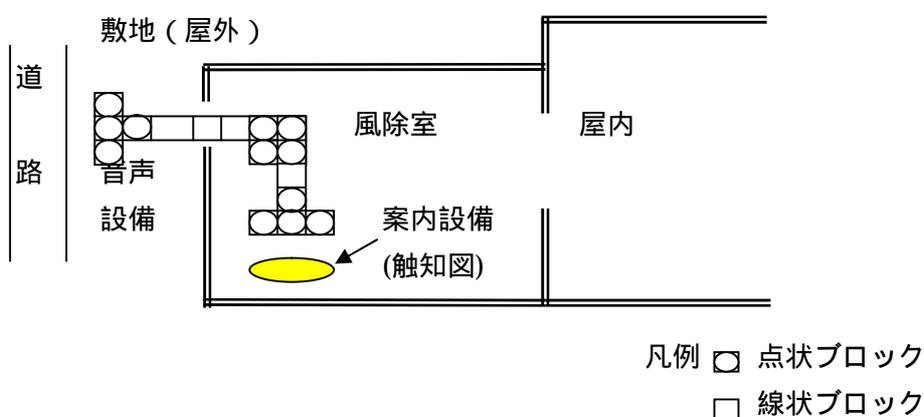
なお、駐車場からの経路の場合や、フロント等から建物出入口を容易に視認できる場合などは、ただし書きが適用される。

(参照 P115 質疑応答集 23、P82 平成 18 年 12 月 15 日国交省告示第 1497 号、建築設計標準 P2-158 2.131.1 情報伝達設備及び P2-162 2.131.2 設計例)

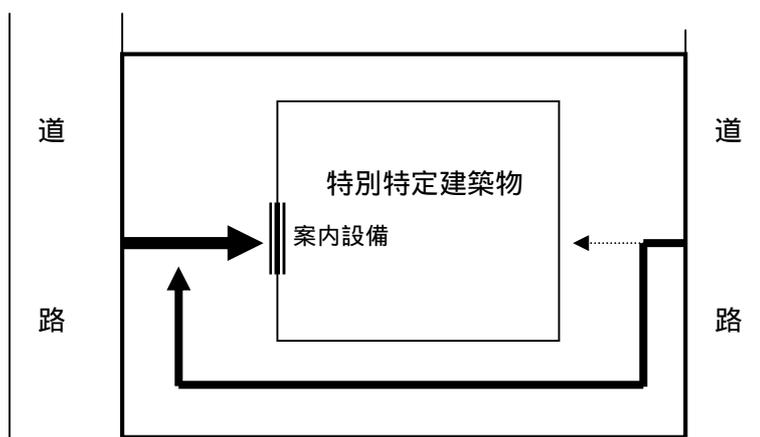
第2項第1号

経路を構成する敷地内通路に、点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設する場合を例示すると次のようになる。

【例】



視覚障害者移動等円滑化経路(→)と移動等円滑化経路(⋯→)は必ずしも一致しなくてもよい。



第2項第2号

経路を構成する敷地内通路上の次の部分には、点状ブロック等の敷設を要する。

車路に近接する部分

段がある部分の上端に近接する部分

傾斜がある部分の上端に近接する部分

(参照 P82 平成 18 年 12 月 15 日国交省告示第 1497 号)

政令 22 条

(増築等に関する適用範囲)

第二十二條 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一 当該増築等に係る部分

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車いす使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

六 車いす使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

増築、改築及び用途変更（「増築等」という。）を行う場合、令第 11 条から前条までの適用範囲を規定したものである。

よって、増築等により令第 18 条第 1 項の各号に規定する「移動等円滑化経路」が発生する場合においても適用される。

第 1 号

増築等を行う部分については、建築物移動等円滑化基準が適用される。

第 2 号

道等から増築等の部分にある利用居室までの一以上の経路も移動等円滑化基準に適合させる必要がある。

第 3 号

令第 14 条の規定が適用されることを規定している。

従って、増築等を行う部分においてこの規定に基づく「車いす使用者用便房を有する便所」を「1ヶ所以上」整備するのであれば、既存部分にある便所までを改修する義務はない。逆にいえば、増築等の部分にこの便所の設置がない場合は、既存部分にある便所を令第 14 条の基準に適合するよう改修しなければならない。

第 4 号

第 3 号に基づく「車いす使用者用便房を有する便所」を設置した場合に、利用居室からこの便所までの経路を整備する規定である。従って、増築等の部分内で対応できる場合もある。

第 5 号

第 3 号と同様の主旨で規定されている。令第 17 条により、車いす使用者用駐車施設が 1ヶ所以上設置されていればよいので、事実上、既存部分でも増築等の部分でもどちらかに 1ヶ所あれば足りる。

第6号

第4号と同様の主旨で規定されている。

政令 23 条

(条例で定める特定建築物に関する読替え)

第二十三条 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、同条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

地方公共団体が法で定める特別特定建築物を条例で追加した場合の、「移動等円滑化基準」の読み替え規定である。例えば、共同住宅や学校を条例で追加した場合は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読み替えられる。

政令 24 条

(認定特定建築物の容積率の特例)

第二十四条 法第十九条の政令で定める床面積は、認定特定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする。

建築物移動等円滑化誘導基準に適合するとの認定を受けた特定建築物(「認定特定建築物」という。)の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、廊下、階段、エレベーター等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる一定の床面積は算入しないものとする。

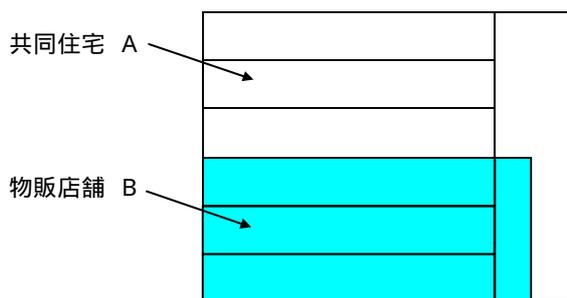
* 容積率の特例として

認定特定建築物の建築物特定施設の床面積	-	通常の建築物の建築物特定施設の床面積 (告示第 1490 号により算定)	=	当該認定特定建築物の容積率算定の基礎となる延べ面積には算入しなくてよい床面積 (認定特定建築物の延べ面積の 1/10)
(参照 P113 質疑応答集 9)				

容積率特例措置関係告示で認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものが定められている。

(参照 P75 平成 18 年 12 月 15 日国交省告示第 1490 号)

例えば、物販店舗と共同住宅とが複合された建築物で、建築物全体を計画認定の対象とする場合は、各々の用途毎に不算入となる面積を算出する必要がある。



A : 共同住宅部分の延べ面積

B : 物販店舗部分の延べ面積

a : Aの部分での不算入となる面積

b : Bの部分での不算入となる面積

$$A \quad 10 \times a \quad B \quad 10 \times b$$

なお、共同住宅においては、建築基準法第 52 条第 3 項及び第 6 項により容積率算定の基礎となる延べ面積に地下部分や共用部分の面積算入が緩和されているが、共用廊下、階段、傾斜路、便所、昇降機（及び場合によっては駐車場）も法第 19 条に基づき不算入の対象となる。

(参照 P113 質疑応答集 8)

政令 28 条

(報告及び立入検査)

第二十八条 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第十四条第一項の政令で定める規模（同条第三項の条例で別に定める規模があるときは、当該別に定める規模。以下この項において同じ。）以上の特別特定建築物（同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）若しくは維持保全をする建築主等に対し、当該特別特定建築物につき、当該特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準（同条第三項の条例で付加した事項を含む。次項において同じ。）への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、法第十四条第一項の政令で定める規模以上の特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第三十五条第一項の規定に基づき建築物特定事業を実施すべき建築主等に対し、当該建築物特定事業が実施されるべき特定建築物につき、当該特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

令第 14 条で定める規模以上の特別特定建築物については、建築物移動等円滑化基準の適合に関する事項について、報告を求めることができる。

令附則（平成十八年十二月八日政令第三百七十九号）抄

令附則 1 条

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

令附則 2 条

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令の廃止)

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。

一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成六年政令第三百十一号）

二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令（平成

十二年政令第四百四十三号)

令附則 3 条

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、第五条第十九号、第九条、第十四条、第十五条、第十八条第一項第四号及び第十九条から第二十一条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

令附則 4 条

(類似の用途)

第四条 法附則第四条第三項の政令で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

- 一 病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)
- 二 劇場、映画館又は演芸場
- 三 集会場又は公会堂
- 四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 五 ホテル又は旅館
- 六 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
- 七 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 八 博物館、美術館又は図書館

建築基準法施行令第 137 条の 17 に基づく「類似の用途等」との違いに注意する必要がある。

令附則(平成十九年三月二十二日政令第五十五号)抄

令附則 1 条

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

令附則(平成十九年八月三日政令第二百三十五号)抄

令附則 1 条

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

令附則 4 1 条

(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則

(平成十八年十二月十五日国土交通省令第百十号)

(改正平成二十三年十一月三十日国土交通省令第八十五号)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成十八年法律第九十一号) 及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 (平成十八年政令第三百七十九号) の規定に基づき、並びに同法 を実施するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則

施行規則 3 条

(建築物特定施設)

第三条 令第六条第十号の国土交通省令で定める施設は、浴室又はシャワー室(以下「浴室等」という。)とする。

令第 6 条第 10 号で定める「その他国土交通省令で定める施設」を規定している。

(参照 P27 令第 6 条第 10 号)

施行規則 8 条

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請)

第八条 法第十七条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第三号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、特定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅(当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。)、敷地内の通路に設けられる手すり並びに令第十一条第二号に規定する点状ブロック等(以下単に「点状ブロック等」という。)及び令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等(以下単に「線状ブロック等」という。)の位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅並びに案内設備の位置
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状(当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。)、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅(当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。)、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車いす使用者用便房のある便所、令第十四条第一項第二号に規定する便房のある便所、腰掛便座及び手すりの設けられた便房(車いす使用者用便房を除く。以下この条において同じ。)のある便所、床置き式の小便器、

		壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置、車いす使用者用客室の位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、車いす使用者用浴室等（高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第十三条第一号に規定するものをいう。以下この条において同じ。）の位置並びに案内設備の位置
縦断面図	階段又は段	縮尺並びにけあげ及び踏面の構造及び寸法
	傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
構造詳細図	エレベーターその他の昇降機	縮尺並びにかご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）、昇降路及び乗降ロビーの構造（かご内に設けられるかごの停止する予定の階を表示する装置、かごの現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着するかごの昇降方向を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。）
	便所	縮尺、車いす使用者用便房のある便所の構造、車いす使用者用便房、令第十四条第一項第二号に規定する便房並びに腰掛便座及び手すりの設けられた便房の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の構造
	浴室等	縮尺及び車いす使用者用浴室等の構造

法第 17 条第 1 項の規定による計画の認定の申請書の様式及び添付する図書を規定している。

（参照 P9 法第 17 条第 1 項、P84 施行規則第 3 号様式）

施行規則 9 条

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の記載事項）

第九条 法第十七条第二項第五号の主務省令で定める事項は、特定建築物の建築等の事業の実施時期とする。

法第 17 条第 2 項第 5 号で定める「その他国土交通省令で定める事項」が、特定建築物の建築等の事業の実施時期である旨を規定している。

（参照 P9 法第 17 条第 2 項第 5 号）

施行規則 10 条

（認定通知書の様式）

第十条 所管行政庁は、法第十七条第三項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、第四号様式による通知書に第八条の申請書の副本（法第十七条第七項の規定により適合通知を受けて同条第三項の認定をした場合にあっては、第八条の申請書の副本及び当該適合通知に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

法第 17 条第 3 項の規定により所管行政庁が計画の認定をしたときの認定通知書の様式を規定している。

(参照 P9 法第 17 条第 3 項、P94 施行規則第 4 号様式)

施行規則11条

(法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更)

第十一条 法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、特定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。

法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けようとする者は、同条第 2 項の規定により、その計画を記載しなければならないが、本条に定める事項については軽微な変更とみなされ、法第 18 条の計画の変更の認定を受けなくてもよい。

施行規則12条

(表示等)

第十二条 法第二十条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 広告
- 二 契約に係る書類
- 三 その他国土交通大臣が定めるもの

2 法第二十条第一項の規定による表示は、第五号様式により行うものとする。

法第 20 条第 1 項は、認定建築物が認定を受けている旨の表示を付することができることを規定している。

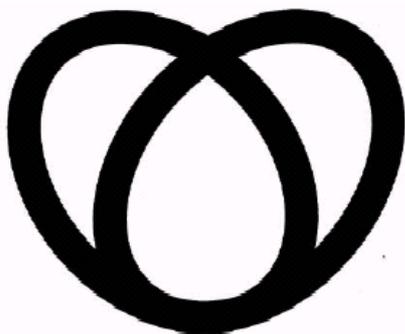
第 1 項第 3 号で規定する国土交通大臣が定めるものとしては、

- 1 宣伝用物品
- 2 情報を提供するために作成する電磁的記録

が定められている。

(参照 P69 平成 18 年 12 月 15 日国交省告示第 1482 号)

第 5 号様式



(注意)

- 1 . 大きさは、表示を容易に識別できるものであること。
- 2 . 増築等又は修繕等の場合は、建築物移動等誘導基準に適合するものとして認定を受けた部分を記載すること。

施行規則13条

(法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準)

第十三条 法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準は、次のとおりとする。

- 一 専ら車いす使用者の利用に供するエレベーターの設置に係る特定建築物の壁、柱、床及びはりは、当該エレベーターの設置後において構造耐力上安全な構造であること。

二 当該エレベーターの昇降路は、出入口の戸が自動的に閉鎖する構造のものであり、かつ、壁、柱及びはり（当該特定建築物の主要構造部に該当する部分に限る。）が不燃材料で造られたものであること。

本条においては、エレベーターを設けた後であっても、

既存の特定建築物が構造耐力上安全な構造であること

エレベーターの昇降路について主要構造部に該当する部分を不燃材料とすること

出入口の戸は自動的に閉鎖する構造とすること

を求めている。これはエレベーターの昇降路と既存の特定建築物の構造躯体の剛性等が著しく異なる場合にエレベーターの変形・振動等により、建築物の構造安全上支障が生じないように措置することと、昇降路の部分について延焼防止上支障が生じないように措置することを求めている。

施行規則14条

（法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準）

第十四条 法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準は、次のとおりとする。

一 エレベーターのかご内及び乗降ロビーには、それぞれ、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。この場合において、乗降ロビーに設ける制御装置は、施錠装置を有する覆いを設ける等当該制御装置の利用を停止することができる構造とすること。

二 エレベーターは、当該エレベーターのかご及び昇降路のすべての出入口の戸に網入ガラス入りのはめごろし戸を設ける等により乗降ロビーからかご内の車いす使用者を容易に覚知できる構造とし、かつ、かご内と常時特定建築物を管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置が設けられたものとする。

本条においては、

エレベーターのかご内及び乗降ロビーに制御装置を車いす使用者が利用しやすい位置に設けること

乗降ロビーの制御装置には施錠装置付きの覆いを設ける等利用を停止できる構造とすること

エレベーターのかご及びエレベーターの出入口の戸にはかご内に車いす使用者がいるのかわからないのか外から分かるように窓等を設けること

エレベーターのかご内に、かご内外の連絡装置を設けること

を求めているが、これは車いす使用者が自立して制御可能な構造とするよう措置するとともに、管理者の監視下においてのみ運行を可能とするように措置すること、乗降ロビーからは視覚的に、管理室等からは音声により監視が可能な構造とすることを求め、火災発生時の非常事態にエレベーターを利用している車いす使用者等を速やかに救出避難させることが出来るよう措置する事を求めている。

施行規則 25 条

（立入検査の証明書）

第二十五条 法第五十三条第五項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、第十八号様式によるものとする。

法第 53 条第 5 項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式を規定している。

（参照 P96 施行規則第 18 号様式）

附則抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第

十九条に規定する標識に関する省令

(平成十八年十二月十五日国土交通省令第百十三号)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十九条の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。
- 2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格 Z 821 に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

令第 19 条では、移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等の付近には、当該エレベーター等があることを表示する標識を設けなければならないこととなっている。本省令は、この標識に関する規定である。

(参照 P40 令第19条)

附則抄

(施行期日)

第一条 この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令
(平成十八年十二月十五日国土交通省令第百十四号)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十七条第三項第一号の規定に基づき、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令

誘導基準省令1条

（建築物移動等円滑化誘導基準）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十七条第三項第一号の主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、この省令の定めるところによる。

法第17条第3項第1号で定める「建築物移動等円滑化誘導基準」を規定している。

（参照 P9 法第17条第3項第1号、P52～P67 誘導基準省令第2条～第18条）

誘導基準省令2条

（出入口）

第二条 多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びにかご、昇降路、便所及び浴室等に設けられるものを除き、かつ、二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る。）

は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、九十センチメートル以上とすること。

二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

2 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

多数の者が利用する「出入口」すべてに適用される。なお、特別特定建築物については、誘導基準省令第18条の読替規定（以下「第18条の読替規定」という。）があり「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。（以下、同第17条まで同様の読替規定がある。）

第1項第1号

幅については実際の有効幅をいい、引き戸は引き残しを含めない寸法で計測する。

なお、出入口の有効幅90cmは「車いすで通過しやすい寸法」である。

（参照 建築設計標準 P2-236）

第1項第2号

戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造の戸や引き戸等が望ましい。

「その前後に高低差がない」ということは、戸の前後に車いすの待機のための水平なスペースを確保することである。

（参照 P35 令第18条第2項第2号口、建築設計標準 P2-96 図）

第2項第1号及び同項第2号

多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち、最低一以上のものは有効幅120cmとし、かつ、戸を設ける場合は、自動的に開閉する戸を設ける。

なお、出入口の有効幅 120 cmは「人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法」「杖使用者が円滑に通行できる寸法」である。

(参照 建築設計標準 P2-236)

誘導基準省令3条

(廊下等)

第三条 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、五十メートル以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあつては、百四十センチメートル以上とすることができる。
 - 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
 - 三 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
 - 四 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 五 側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずること。
 - 六 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等に突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。
 - 七 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。
- 2 前項第一号及び第四号の規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める廊下等の部分には、適用しない。

前条(第2条)と同様、多数の者が利用する「廊下等」すべてに適用される。なお、特別特定建築物については、第18条の読替規定により、第1項第3号及び第6号を除き、「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

第1項第1号

廊下等に手すりがある場合の有効幅はその内側で測定する。

なお、廊下等の有効幅 180 cmは「車いす同士が行き違いやすい寸法」であり、ただし書きの廊下等の有効幅 140 cmは「車いすが転回(180°度方向転換)できる寸法」である。車いすのすれ違いに支障がない場所とは、180 cm角以上の部分等が該当する。

(参照 P35 令第18条第2項第3号)

第1項第3号

この号については、不特定かつ多数の者が利用、主として視覚障害者が利用する廊下等に適用される規定であり、老人ホーム等には適用されない。

視覚障害者の利用上支障がない場合を告示で定めている。

(参照 P31 令第11条第2号、P73 平成18年12月15日 国交省告示第1489号第1)

第1項第5号

戸を廊下に対して外開きにする場合は、当該戸を廊下に対して突き出さないよう、戸幅以上の奥行きのアルコーブを設ける等の措置を講ずることが必要である。

(参照 P113 質疑応答 No.10)

第1項第6号

本号については、不特定かつ多数の者が利用、主として視覚障害者が利用する廊下等に適用される規定であり、老人ホーム等には適用されない。

「視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置」とは、壁掛け形式で設けられた公衆電話、消火器などの突出物を設ける場合には杖で知覚できるように措置すること等が該当する。

第1項第7号

「高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設ける」とは、必要に応じて通行の邪魔にならない位置に休憩用ベンチ等を設けることを意味している。

第2項

第1項第1号及び第4号の規定は、告示で定める車いす使用者の利用上支障がない廊下等の部分には、適用しない。

(参照 P72 平成18年12月15日国交省告示第1488号第1)

誘導基準省令4条

(階段)

第四条 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとしなければならない。

- 一 幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。
- 二 けあげの寸法は、十六センチメートル以下とすること。
- 三 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。
- 四 踊場を除き、両側に手すりを設けること。
- 五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 六 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- 七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 八 段がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 九 主たる階段は、回り階段でないこと。

これまでの条文と同様、多数の者が利用する「階段」すべてに適用される。なお、特別特定建築物については、第18条の読替規定により第8号を除き、「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

第1号

階段の有効幅の規定である。階段の有効幅 140 cmは「杖使用者が円滑に上下できる階段幅の寸法」である。また、有効幅についての取扱いは、手すりの幅は片側で最大 10 cmまで不算入とすることができる。

第2号、第3号

けあげと踏面に関する規定である。

(参照 建築設計標準 P2-57)

第4号

手すりは階段の両側に設け、連続性のあるものとする。「踊場を除き」とする規定は、設置してはならないと解するものではなく、最低でも段部には設置することを要求しているものである。

(参照 P31 令第12条第1号)

第8号

視覚障害者の利用上支障がない場合を告示で定めている。

(参照 P31 令第12条第5号、P73 平成18年12月15日国交省告示第1489号第2)

第9号

令第12条第6号と異なり、ただし書きによる緩和はない。

(参照 P31 令第12条第6号、建築設計標準 P2-60 図)

誘導基準省令5条

(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置)

第五条 多数の者が利用する階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機(二以上の階にわたるときには、第七条に定めるものに限る。)を設けなければならない。ただし、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

多数の者が利用する「階段」を設ける場合に、必ず、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置を義務付ける規定である。なお、特別特定建築物については、第18条の読替規定により「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

2つ以上の階にわたるエレベーターその他の昇降機は、誘導基準省令第7条に定めるものに限るとしている。ただし書きで、車いす使用者の利用上支障がない場合を同省令告示で定めている。

(参照 P72 平成18年12月15日国交省告示第1488号第2)

誘導基準省令6条

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第六条 多数の者が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、階段に代わるものにあつては百五十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては百二十センチメートル以上とすること。
 - 二 勾配は、十二分の一を超えないこと。
 - 三 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
 - 四 高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。
 - 五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - 六 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
 - 七 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 2 前項第一号から第三号までの規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める傾斜路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

これまでの条文と同様、多数の者が利用する「階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」にすべてに適用される。なお、特別特定建築物については、第18条の読替規定により第1項第7号を除き、「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

第1項第1号

傾斜路の有効幅の規定である。

なお、階段に代わる傾斜路の有効幅150cmは「人と車いすがすれ違える寸法」である。階段に併設する傾斜路の有効幅120cmは「通路を車いすで通行しやすい寸法」である。

(参照 P35 令第18条第2項第4号、建築設計標準 P2-236)

第1項第2号

「勾配は十二分の一を超えないこと。」としており、令第18条第2項第4号口とは異なり、高さが16cmを超えない小規模な段差の場合の緩和規定を設けていない。

(参照 P35 令第18条第2項第4号)

第1項第4号

高さが16cmを超える傾斜がある部分には両側に手すりを設けることを求めている。

(参照 P32 令第13条第1号)

第1項第7号

視覚障害者の利用上支障がない場合を告示で定めている。

(参照 P32 令第13条第4号、P73 平成18年12月15日国交省告示第1489号第3)

第2項

前項第1号から第3号までの規定は、告示で定める車いす使用者の利用上支障がない傾斜路の部分には、適用しない。その場合、勾配が12分の1を超える傾斜路がある部分には両側に手すりを設けることを求めている。

(参照 P72 平成18年12月15日国交省告示第1488号第3)

誘導基準省令7条

(エレベーター)

第七条 多数の者が利用するエレベーター（次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を設ける場合には、第一号及び第二号に規定する階に停止するかごを備えたエレベーターを、第一号に規定する階ごとに一以上設けなければならない。

一 多数の者が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用客室又は第十三条第一号に規定する車いす使用者用浴室等がある階

二 直接地上へ通ずる出入口のある階

2 多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。

一 かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

二 かごの奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

三 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

四 かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

五 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

3 第一項の規定により設けられた多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一 かごの幅は、百四十センチメートル以上とすること。

二 かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。

三 かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

4 不特定かつ多数の者が利用するエレベーターは、第二項第一号、第二号及び第四号並びに前項第一号及び第二号に定めるものでなければならない。

5 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第二項第二号、第四号及び第五号並びに第三項第二号及び第三号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一 かごの幅は、百六十センチメートル以上とすること。

二 かご及び昇降路の出入口の幅は、九十センチメートル以上とすること。

三 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百八十センチメートル以上とすること。

6 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第三項又は前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

一 かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

二 かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

三 かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

これまでの条文と同様、多数の者が利用する「エレベーター」すべてに適用される。1以上のエレベーターのみに適用される基準とその他のエレベーターに適用される基準を多数の者が利用する建築物（の多数の者が利用するエレベーター）と不特定かつ多数の者が利用する建築物（の不特定かつ多数の者が利用するエレベーター）のそれぞれの場合に規定している。

なお、特別特定建築物については、第18条の読替規定により、第1項及び第2項中「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と、第3項中「多数の者が利用する」とあるのは「主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

建築物移動等円滑化誘導基準 (第7条)

	多数の者 / 主として高齢者、障害者等が利用		不特定多数の者が利用	
	すべてのEV	1以上のEV	すべてのEV	1以上のEV
必要階停止	-		-	
出入口幅	80 cm	80 cm	80 cm	90 cm
かご奥行き	135 cm	135 cm	135 cm	135 cm
乗降ロビー高低差排除				
乗降ロビー幅・奥行き	150 cm	150 cm	150 cm	180 cm
車いす使用者対応制御装置	-		-	
停止予定階・現在位置の表示				
昇降方向の表示				
かごの幅	-	140 cm	140 cm	160 cm
車いすの転回に支障がない構造	-			
到着階・出入口戸の閉鎖の音声案内	-		-	
制御装置の点字表示	-		-	
昇降方向の音声案内	-		-	

自動車車庫に設けるものを除く

主として視覚障害者が利用するものに限る

第1項

多数の者が利用するエレベーターを設ける場合は、そのうち1以上は、第1号に規定する階それぞれと、第2号の直接地上へ通ずる出入口のある階(地上階)を結ぶエレベーターの設置が必要となる。従ってエレベーター1基で、第1号に規定するすべての階と地上階を結んでもよいし、複数基で第1号に規定する階と地上階を結んでもよい。

第2項

多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーに関する規定である。

なお、出入口の有効幅80cmは「車いすが通過できる寸法」である。かごの奥行き135cmは電動車いすも収まる寸法である。乗降ロビーの寸法150cm角は「車いすが回転できる寸法」である。

(参照 建築設計標準 P2-68, 69 図)

第3項

第1項の規定により設けられた多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーに関する規定である。かごの幅140cmは11人乗りの場合の最低幅である。

(参照 建築設計標準 P2-68, 69 図)

第4項

不特定多数の者が利用するエレベーターに関する規定である。

第5項

第1項の規定により設けられた不特定多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーに

に関する規定である。かごの幅 160cm は 13 人乗りの場合の最低幅である。出入口の有効幅 90 cm は「車いすで通過しやすい寸法」である。乗降口ビームの寸法 180 cm 角は「車いすが回転しやすい寸法」である。

第 6 項

第 1 項の規定により設けられた不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降口ビームに関する規定である。音声案内、制御装置の点字表示について定めている。視覚障害者の利用上支障がない場合を告示で定めている。

(参照 P71 平成 18 年 12 月 15 日国交省告示第 1486 号)

第 2 号は、制御装置の点字表示に関する規定であるが、かっこ書きは、車いす使用者用制御装置でなくその他の位置に設けるもの(立位で使用する操作盤)に点字表示をすることを規定している。

(参照 P72 平成 18 年 12 月 15 日国交省告示第 1487 号、建築設計標準 P2-69 図)

誘導基準省令 8 条

(特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機)

第八条 階段又は段に代わり、又はこれに併設する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造としなければならない。

階段又は段に代わり、又はこれに併設する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の構造を告示で定めたものである。

(参照 P35 令第 18 条第 2 項第 6 号、P70 平成 18 年 12 月 15 日国交省告示第 1485 号)

誘導基準省令 9 条

(便所)

第九条 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 多数の者が利用する便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、車いす使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を設けること。
 - 二 多数の者が利用する便所が設けられている階の車いす使用者用便房の数は、当該階の便房(多数の者が利用するものに限る。以下この号において同じ。)の総数が二百以下の場合には当該便房の総数に五十分の一を乗じて得た数以上とし、当該階の便房の総数が二百を超える場合は当該便房の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とすること。
 - 三 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 四 多数の者が利用する便所に車いす使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車いす使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合には、当該便所内に腰掛便座及び手すりの設けられた便房を一以上設けること。
- 2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

多数の者が利用する「便所」を設ける場合に適用される。なお、特別特定建築物については、第 18 条の読替規定により「多数の者が利用する」を「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

第1項第1号

階ごとに多数の者が利用する便所が設けられている場合は、階ごとに1以上の車いす使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具（オストメイト対応の設備）を設けた便房の設置を求めている。また、男女の区分がある便所については、それぞれ、1以上これらの便房が必要となる。

(参照 P82 平成18年12月15日国交省告示第1496号、建築設計標準 P2-86,87 図)

第1項第2号

階ごとの車いす使用者用便房の数の規定である。

- ・便房総数 200 以下は 2 % 以上、便房総数 200 超えは 1 % + 2 以上となる。
- ・車いす使用者用便房に男女の区分を設ける場合には、当該階に設けられる男子用及び女子用の便房について同じ方法により計算して求めた数値以上の車いす使用者用便房をそれぞれ設けること。

第1項第4号

同一階に複数の便所があり、本条第1項1号及び第2号により設置された車いす使用者用便房が近接する位置に無い便所は、腰掛便座及び手すりを設けた便房を1以上設けること。

男女の区分がある場合は、それぞれ同様の取扱いとなる。

(参照 建築設計標準 P2-89 図)

第2項

各階ごとに、1以上の男子用小便器は床置き小便器、低リップ型小便器等を設置すること。

(参照 建築設計標準 P2-90 図)

誘導基準省令 10 条

(ホテル又は旅館の客室)

第十条 ホテル又は旅館には、客室の総数が二百以下の場合には当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けなければならない。

2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 便所内に車いす使用者用便房を設けること。

ロ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、前条第一項第三号イ及びロに掲げるものであること。

三 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の浴室等（以下「車いす使用者用浴室等」という。）であること。

ロ 出入口は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ホテル又は旅館において、1以上の車いす使用者用客室の設置を規定したもの。車いす使用者用客室は、移動の困難さを考慮してエレベーターに近接した位置が望ましい。

(参照 建築設計標準 P2-100)

第1項

車いす使用者用客室の必要数を規定したもの。

全客室数が200以下は当該客室数の2%以上、200を超える場合は当該客室数の1% + 2以上。

第2項第2号

車いす使用者用客室内の便所についての規定である。また、客室以外にこれに代わる便所を設ける場合、男女の区分がある便所については、それぞれ1以上の便所が必要となる。

(参照 P33 令第14条第1項1号、P82 平成18年12月15日国交省告示第1496号)

第2項第3号

車いす使用者用客室内の浴室等についての規定である。また、客室以外にこれに代わる浴室等を設ける場合、男女の区分がある浴室等については、それぞれ1以上の浴室等が必要となる。

(参照 P70 平成18年12月15日国交省告示第1484号、建築設計標準 P2-112、P2-116 図)

誘導基準省令11条

(敷地内の通路)

第十一条 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 段がある部分及び傾斜路を除き、幅は、百八十センチメートル以上とすること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 四 段がある部分は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあつては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。
 - ロ けあげの寸法は、十六センチメートル以下とすること。
 - ハ 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。
 - ニ 両側に手すりを設けること。
 - ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
 - ヘ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 五 段を設ける場合には、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けなければならない。
- 六 傾斜路は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、段に代わるものにあつては百五十センチメートル以上、段に併設するものにあつては百二十センチメートル以上とすること。
 - ロ 勾配は、十五分の一を超えないこと。
 - ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの(勾配が二十分の一を超えるものに限る。)にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
 - ニ 高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。
 - ホ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

- 2 多数の者が利用する敷地内の通路（道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。）が地形の特殊性により前項の規定によることが困難である場合においては、同項第一号、第三号、第五号及び第六号イから八までの規定は、当該敷地内の通路が設けられた建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り、適用する。
- 3 第一項第一号、第三号、第五号及び第六号イから八までの規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める敷地内の通路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

多数の者が利用する、敷地内の通路（敷地境界及び駐車場から建築物の出入口までの通路、同一敷地内の建築物間の通路）を設ける場合に適用される。なお、特別特定建築物については、第18条の読替規定により「多数の者が利用する」を「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

第1項第1号

通路幅は有効 180 cm以上とする。これは「車いす同士が行き違いしやすい寸法」「車いすが回転しやすい寸法」である。

第1項第4号

段がある部分の規定である。

イ 有効幅で 140 cm以上とし、手すりが設置されている場合は、その出が 10 cm以内であれば、ないものとしてよい。

ロ及びハ 段のけあげと踏面の寸法を規定したもの。

ニ 手すりを両側に設置することを求めている。

ホ 段を容易に識別できるものとは、令第12条第3号の解説参照。

ヘ つまずきの原因となるものを設けない構造とは、建築設計標準に記載されたような構造を

(参照 建築設計標準 P2-60 図)

第1項第5号

車いす使用者に配慮した規定であり、傾斜路単独の設置又は段に併設した傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置を規定したものである。昇降機については、傾斜型段差解消機又は鉛直型段差解消機等がある。

(参照 P57,59 誘導省令第7条、第8条)

第1項第6号

前号を受けて設ける傾斜路の規定である。

イ 幅は有効幅とし、単独傾斜路は 150 cm以上、併設 120 cm以上。

ロ 雨天時等を考慮して、1/15以下の緩勾配としたもの。

ハ 勾配が 1/20 を超え、かつ、高さが 75 cmを超える傾斜路は、高さが 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊り場を設ける。

第2項

急傾斜地等、地形により基準に適合させることが困難な場合は、車寄せから直接地上に通ずる建物出入口までの敷地内通路部分のみを基準に適合させればよい。地形の特殊性については、令第18条第3項の解説による。

第3項

車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分についての緩和規定である。ただし、勾配が1/12を超える傾斜路は両側に手すりが必要である。

(参照 P72 平成18年12月15日国交省告示第1488号第4)

誘導基準省令12条

(駐車場)

第十二条 多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。

多数の者が利用する「駐車場」を設ける場合に適用される。なお、特別特定建築物については、第18条の読替規定により「多数の者が利用する」を「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

- ・令第17条第1項で1以上の車いす使用者用駐車施設の設置を規定しているが、本条では多数の駐車場を設ける場合の車いす使用者用駐車施設の必要数を規定している。
- ・車いす使用者用駐車施設の必要数
全駐車台数200以下：当該駐車台数の2%以上
全駐車台数200を超え：当該駐車台数の1% + 2以上
- ・複合施設の車いす使用者用駐車施設の数については、それぞれの駐車場が構造物等で明確に区画されている場合を除き、全駐車台数を基本に算定する。
- ・車いす使用者用駐車施設の整備基準については、令第17条第2項の解説参照。

誘導基準省令13条

(浴室等)

第十三条 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 車いす使用者用浴室等であること。
- 二 出入口は、第十条第二項第三号口に掲げるものであること。

多数の者が利用する「浴室等」を設ける場合に、1以上の浴室等を車いす使用者用浴室等とすることを規定したものである。共同住宅に共同浴室等が設置され、これを入居者以外も利用する可能性がある場合は本条を適用する。なお、特別特定建築物については、第18条の読替規定により「多数の者が利用する」を「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

第1号

(参照 P70 平成18年12月15日国交省告示第1484号、建築設計標準 P2-112, P2-116 図)

第2号

廊下等から車いす使用者用浴室等に至るまでの経路に設けられる出入口は全て対象となる。整備基準については令第18条第2項第2号の解説参照。

誘導基準省令14条

(標識)

第十四条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。

2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本工業規格 Z 八二一 に定められているときは、これに適合するもの)でなければならない。

本条は、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所等の付近に設置する標識に関する規定である。

(参照 建築設計標準 P2-152)

誘導基準省令15条

(案内設備)

第十五条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

本条は、建築物又はその敷地に、「移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等」の配置を表示した案内板等の設置に関する規定である。

(参照 P69 平成18年12月15日国土交通省令第1483号、
建築設計標準 P2-143, 149 2.13G.2 設計例)

誘導基準省令16条

(案内設備までの経路)

第十六条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの主たる経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

令第21条では、道等から当該建築物の案内設備等までの経路のうちの1以上を「視覚障害者移動等円滑化経路」にすることを求めているが、本条では、これ以外にも道等から当該案内設備等までに、不特定かつ多数のもの、又は主として視覚障害者が利用する経路がある場合は、「視覚障害者移動等円滑化経路」とすることを規定している。

(参照 P41 令第21条解説、P73 平成18年12月15日国交省告示第1489号第4)

誘導基準省令17条

(増築等又は修繕等に関する適用範囲)

第十七条 建築物の増築若しくは改築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。)又は建築物の修繕若しくは模様替(建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。)をする場合には、第二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- 一 当該増築等又は修繕等に係る部分
 - 二 道等から前号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
 - 三 多数の者が利用する便所のうち一以上のもの
 - 四 第一号に掲げる部分から車いす使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
 - 五 ホテル又は旅館の客室のうち一以上のもの
 - 六 第一号に掲げる部分から前号に掲げる客室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
 - 七 多数の者が利用する駐車場のうち一以上のもの
 - 八 車いす使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第一号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
 - 九 多数の者が利用する浴室等
 - 十 第一号に掲げる部分から車いす使用者用浴室等(前号に掲げるものに限る。)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 2 前項第三号に掲げる建築物の部分について第九条の規定を適用する場合には、同条第一項第一号中「便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、」とあるのは「便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)に、」と、同項第二号中「便所が設けられている階の」とあるのは「便所の」と、「当該階の」とあるのは「当該便所の」と、同条第二項中「便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち」とあるのは「便所を設ける場合には、そのうち」とする。
- 3 第一項第五号に掲げる建築物の部分について第十条の規定を適用する場合には、同条中「客室の総数が二百以下の場合には当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上」とあるのは「一以上」とする。
- 4 第一項第七号に掲げる建築物の部分について第十二条の規定を適用する場合には、同条中「当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上」とあるのは「一以上」とする。

本条は新築以外の場合で増築等及び修繕等の場合の認定にあたっての適用範囲を規定している。

第1項

増築等及び修繕等において、認定のための技術基準(誘導基準省令第2条から第17条まで)を当該建築物の全ての部分で満足することは事実上困難であるので、認定にあたり、適用される建築物の部分を限定している。

第2項

新築の場合は多数の者が利用する便所を設けた階には、必ず車椅子使用者用便房等を設けることを求めているが、増築等及び修繕等の場合には、前項第3号により「1以上」の便所に緩和されている。それに対応するための誘導基準省令第9条の読替規定である。

第3項

ホテル又は旅館を新築する場合、一定数以上の割合で車いす使用者用客室の設置を求めているが、増築等及び修繕等の場合には、第1項第5号により「1以上」の客室に緩和されている。それに対応するための誘導基準省令第10条の読替規定である。

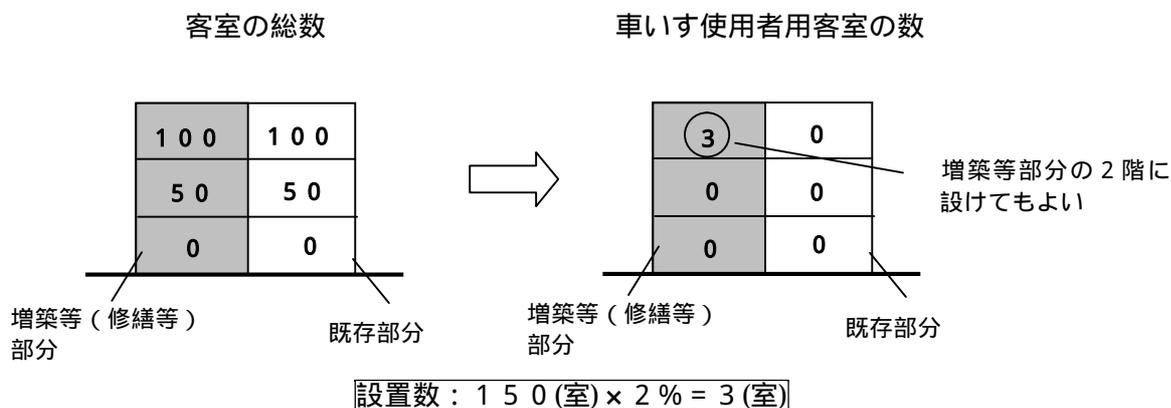
第4項

新築の場合には、車いす使用者用駐車施設の数が駐車場の規模により一定数以上と規定されているが、増築等及び修繕等の場合には、第1項第7号により「1以上」の駐車場に緩和されている。それに対応するための誘導基準省令第12条の読替規定である。

例 改修部分に客室を有する場合

図1に示すように車いす使用者用客室の設置数(客室の総数の原則2%以上)は、改修部分に存する客室の総数を基準として算定し、改修部分に設ける必要がある。

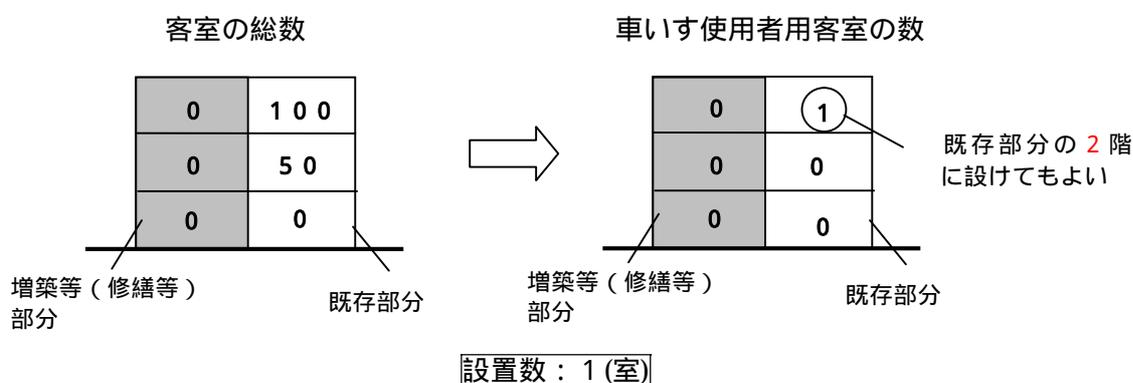
【図1】



例 改修部分に客室がない場合

図2に示すように既存部分の最も適切な位置に1以上の車いす使用者用客室を設ける。この場合、改修部分を利用する車いす使用者等が当該車いす使用者用客室を利用できるよう、改修部分から当該車いす使用者用客室に至る1以上の経路について既存部分も含めて基準に適合させる必要がある。

【図2】



誘導基準省令18条**(特別特定建築物に関する読替え)**

第十八条 特別特定建築物における第二条から前条まで(第三条第一項第三号及び第六号、第四条第八号、第六条第一項第七号、第七条第四項から第六項まで、第十条第二項並びに第十六条を除く。)の規定の適用については、これらの規定(第二条第一項及び第七条第三項を除く。)中「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と、第二条第一項中「多数の者が利用する出入口(次項に規定するもの並びにかご、昇降路、便所)」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口(次項に規定するもの並びにかご、昇降路、便所、車いす使用者用客室)」と、第七条第三項中「多数の者が利用する」とあるのは「主として高齢者、障害者等が利用する」と、前条中「特定建築物」とあるのは「特別特定建築物」とする。

誘導基準省令第2条からの建築物移動等円滑化誘導基準は特定建築物全般に対し、多数の者が利用する特定施設の部分について原則として適用する基準を定めたものであるが、特別特定建築物については不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定施設の部分に適用される。そのための読替え規定である。

附則抄**(施行期日)**

第一条 この省令は、法の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。

告示 1481 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の規定に基づく国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十一号

第二 特定建築物以外の建築物にあっては、建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。）が次に掲げる基準に適合すること。

一 出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

二 廊下その他これに類するものは、次に掲げるものであること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ロ 幅は、住宅の用途に供する部分に設けるものにあつては八十五センチメートル（柱等の箇所にあつては八十センチメートル）以上、住宅の用途に供する部分以外の部分に設けるものにあつては九十センチメートル以上とすること。

ハ 段を設ける場合においては、当該段は、次号に定める構造に準じたものとする。

ニ 第一号に定める構造の出入口に接する部分は、水平とすること。

三 階段は、次に掲げるものであること。

イ 手すりを設けること。

ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

四 便所を設ける場合においては、次に掲げる基準に適合する便所を一以上設けること。

イ 腰掛便座及び手すりの設けられた便房があること。

ロ イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。

五 敷地内の通路は、次に掲げるものであること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ロ 直接地上へ通ずる第一号に定める構造の出入口から道又は公園、広場その他の空地に至る敷地内の通路のうち、一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

(1) 幅は、九十センチメートル以上とすること。

(2) 段を設ける場合においては、当該段は、第三号に定める構造に準じたものとする。

附 則

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

2 平成十五年国土交通省告示第二百七十五号は、廃止する。

法第 24 条（建築物の容積率の特例）の規定に基づき、特定施設（建築基準法第 52 条第 6 項に規定する共同住宅の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が通常の床面積よりも著しく大きい建築物に関し、国土交通大臣が「高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準」を定めた告示である

この基準に適合するものは、建築基準法第 52 条第 14 項に規定する「同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物」とみなされ、建築審査会の同意を経て特定行政庁の許可により認められるものである。

なお、適用する場合には、各特定行政庁へ相談されたい。

第1

特定建築物にあっては、建築物移動等円滑化誘導基準に適合すること。

第2

特定建築物以外の建築物にあっては、建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。）がこの告示に掲げる基準に適合する必要がある。

従って、特定行政庁の方針に基づき特定建築物に限らず適用されるものであり、法第17条に基づく計画認定を前提としたものではない。

告示 1482 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の規定により認定特定建築物が特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を受けている旨の表示を付することができるものを定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十二号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第十二条第一項第三号に規定する国土交通大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 宣伝用物品
- 二 情報を提供するために作成する電磁的記録

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十八号は、廃止する。

施行規則第12条（表示等）第1項第3号の規定に基づき、定める表示等は次のとおりである。

- 宣伝用物品（パンフレット、リーフレット、ビデオ等）
- インターネットによるホームページなど

告示 1483 号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十三号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十五条第二項に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

誘導基準省令第15条（案内設備）第2項の規定に基づき、「エレベーターその他の昇降機又は便所の配置を示す方法」を定めた告示であり、次の3点について規定されている。

文字等の浮き彫り

音による案内

点字及び前、に類するもの

告示 1484 号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車いす使用者用浴室等の構造を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十四号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十条第二項第三号イに規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十七号は、廃止する。

誘導基準省令第10条(ホテル又は旅館の客室)第2項3号イの規定に基づき、「車いす使用者用浴室等の構造」を定めた告示であり、次の構造を満たす必要がある。

浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置

十分な空間の確保

(参照 建築設計標準 P2 116 図)

告示 1485 号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十五号

改正平成二十一年八月四日

国土交通省告示第八百五十九号

第一 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。)第八条に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

- 一 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル毎分以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの
- 二 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を三十メートル毎分以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第二 建築物移動等円滑化誘導基準第八条に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 第一第一号に掲げるエレベーターにあつては、次に掲げるものであること。
 - イ 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第九号に規定するものとする。
 - ロ かごの幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは百二十センチメートル以上とすること。

ハ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあつては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。

二 第一第二号に掲げるエスカレーターにあつては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定するものであること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十六号は、廃止する。

誘導基準省令第8条(特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機)の規定に基づき、「車いす使用者が円滑に利用することができる特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の構造」を定めた告示である。

第1

特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等

エレベーター(昇降行程が4m以下又は、階段・傾斜路等の部分に沿って設置するもの)

イ かごの定格速度が15m/分以下

ロ 床面積が2.25㎡以下のもの

エスカレーター(車いすに座ったまま昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一面に保つもの)

イ 踏段の定格速度30m/分以下

ロ 2枚以上の踏段を同一面とした部分の先端に車止めを設置

第2

第1 に掲げるエレベーター

イ H12 建告第1413号第1第9号に規定する段差解消機

ロ かごの幅は70cm以上、かつ、奥行きは120cm以上

ハ 乗降方向に応じたかご寸法の確保

第1 号に掲げるエスカレーター

H12 建告第1417号第1号ただし書に規定する車いす使用者用エスカレーター

告示1486号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降口ビーを定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十六号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第七条第六項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、エレベーター及び乗降口ビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十五号は、廃止する。

誘導基準省令第7条(エレベーター)第6項ただし書の規定に基づき、「視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降口ビー」を定めた告示である。

「視覚障害者の利用上支障がないもの」は、エレベーター及び乗降口ビーが「主として駐車施設に設けるものである場合」である。

告示 1487 号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定によりエレベーターのかご内及び乗降口ビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十七号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(平成十八年国土交通省令第百十四号)第七条第六項第二号に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。

誘導基準省令第7条(エレベーター)第6項第2号の規定に基づき、「エレベーターのかご内及び乗降口ビーに設ける制御装置の操作方法」を定めた告示であり、次の3点について規定されている。

文字等の浮き彫り

音による案内

点字及び前 、 に類するもの

告示 1488 号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車いす使用者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十八号

第一 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。)第三条第二項に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分とする。

第二 建築物移動等円滑化誘導基準第五条ただし書に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段が車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合とする。

第三 建築物移動等円滑化誘導基準第六条第二項に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分とする。

第四 建築物移動等円滑化誘導基準第十一条第三項に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十四号は、廃止する。

誘導基準省令第3条(廊下等)第2項、第5条(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置)ただし書、第6条(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)第2項、第11条(敷地内の通路)第3項の規定に基づき、「車いす使用者の利用上支障がない廊下等の部分等」を定めた告示である。

第1

誘導基準省令第3条(廊下等)第1項第1号(幅180cm以上とする)と同項第四号(戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とする)の規定について、車いす使用者の利用上支障がないものとして、定める基準は、次のとおりである。

車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場
階段等のみに通ずる廊下等の部分

第2

誘導基準省令第5条(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置)ただし書に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次のとおりである。

階段が、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合

第3

誘導基準省令第6条(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)第1項第1号(幅150cm以上等)、第2号(勾配1/12以下)及び第3号(高さ75cm超は踊場設置)の規定を適用しなくてもよいのは、次のケースである。

車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場
階段等のみに通ずる傾斜路の部分

第4

誘導基準省令第11条(敷地内の通路)第1項第1号(幅180cm以上)、第3号(戸の構造)、第5号(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機設置)及び第6号(傾斜路の構造)イ~ハの規定を適用しなくてもよいのは、次のケースである。

車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場
段等のみに通ずる敷地内の通路の部分

告示 1489 号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十九号

第一 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。)第三条第一項第三号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段又

は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合とする。

- 一 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 二 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 三 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

第二 建築物移動等円滑化誘導基準第四条第八号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第三 建築物移動等円滑化誘導基準第六条第一項第七号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一各号のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第四 建築物移動等円滑化誘導基準第十六条ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十一条第二項に定める基準に適合するものである場合とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十三号は、廃止する。

誘導基準省令第3条(廊下等)第1項第3号ただし書、第4条(階段)第8号ただし書、第6条(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)第1項第7号ただし書、第16条(案内設備までの経路)ただし書の規定に基づき、「視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等」を定めたものであり、点状ブロックの敷設をしなくてもよいケースを規定している。

第1

階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設しなくてもよいケースは、次の3つのいずれかのケースとなる

- 緩勾配の場合 勾配が 1/20 を超えない傾斜の上端に近接するもの
- 小規模の場合 高さが 16 cm を超えず、かつ勾配が 1/12 を超えない傾斜の上端に近接するもの
- 駐車場の場合

第2

階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設しなくてもよいケースは、次の2つのいずれかのケースとなる。

- 駐車場の場合
- 段がある部分と連続して手すりを設ける場合

第3

傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設しなくてもよいケースは、次の4つのいずれかのケースとなる。

- 緩勾配の場合 勾配が 1/20 を超えない傾斜の上端に近接するもの
- 小規模の場合 高さが 16 cm を超えず、かつ勾配が 1/12 を超えない傾斜の上端に近接するもの
- 駐車場の場合

傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合

第4

道等から案内設備までの主たる経路を視覚障害者利用円滑化経路にしなくてもよいケースは次の2つのいずれかのケースとなる。

駐車場の場合

受付やフロント等から建物出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までを視覚障害者利用円滑化経路として整備する場合

なお、直進する風除室内は設置が免除される

告示 1490号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十四条に規定する認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める床面積は、次の各号に掲げる建築物特定施設（特別特定建築物にあっては不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの、特別特定建築物以外の特定建築物にあっては多数の者が利用するものに限る。）ごとに、それぞれ当該各号に定める数値を超える床面積の合計とする。

一 廊下等

廊下の用途		廊下の部分	両側に居室がある廊下（単位 平方メートル）	その他の廊下（単位 平方メートル）
(一)	小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの		2.30L	1.80L
(二)	病院における患者用のもの、共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が百平方メートルを超える階における共用のもの又は三室以下の専用ものを除き居室の床面積の合計が二百平方メートル（地階にあっては、百平方メートル）を超える階におけるもの		1.60L	1.20L
(三)	(一)及び(二)に掲げる廊下以外のもの		1.20L	

この表において、Lは、廊下等の長さ（単位 メートル）を表すものとする。

二 階段

階段の用途		階段の部分	段がある部分（単位 平方メートル）	踊場（単位 平方メートル）
(一)	小学校における児童用のもの		2.28H	一・六八
(二)	中学校、高等学校若しくは中等教育学校における生徒用のもの又は物品販売業（物品加工修理業を含む。以下同じ。）を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの		2.03H	一・六八
(三)	直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの		1.44H	一・四四

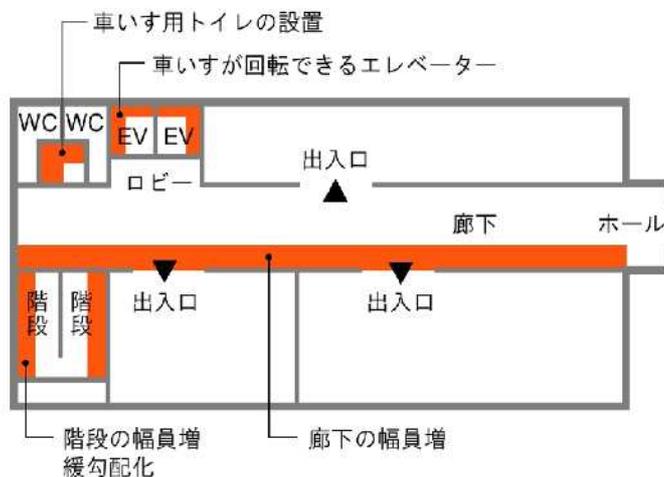
(四)	(-)から(三)までに掲げる階段以外のもの	0.72H	〇・九〇
この表において、Hは、階段の高さ(単位メートル)を表すものとする。			
三 傾斜路			
	傾斜路の部分	傾斜がある部分 (単位 平方メートル)	踊場 (単位 平方メートル)
傾斜路の用途			
(一)	小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校における児童用若しくは生徒用のもの又は物品販売業を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの	11.20H	一・六八
(二)	直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	9.60H	一・四四
(三)	(一)及び(二)に掲げる傾斜路以外のもの	6.00H	〇・九〇
この表において、Hは、傾斜路の高さ(単位メートル)を表すものとする。			
四 エレベーター(かごに係る部分に限る。) 一・一〇(単位 平方メートル)			
五 便所(車いす使用者用便房に係る部分に限る。) 一・〇〇(単位 平方メートル)			
六 駐車場(車いす使用者用駐車施設に係る部分に限る。) 十五・〇〇(単位 平方メートル)			
附 則			
1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。			
2 平成十五年国土交通省告示第二百六十二号は、廃止する。			

令第24条(認定特定建築物の容積率の特

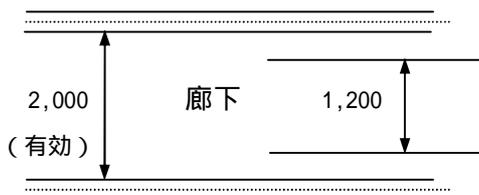
例)の規定に基づき、「認定特定建築物の特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるもの」を定める告示である。

従って、延べ面積の1/10を不算入の範囲とする際、通常の建築物において必要となる部分の範囲をこの告示で規定しており、原則として建築基準法により最低限要求される部分、その他の建築計画上最低限求められる空間に相当する部分が規定されている。

なお、面積算定にあたっては、下図のとおり、原則として有効寸法から所要寸法を控除した寸法をもとに算出した面積による。



(例)廊下の場合

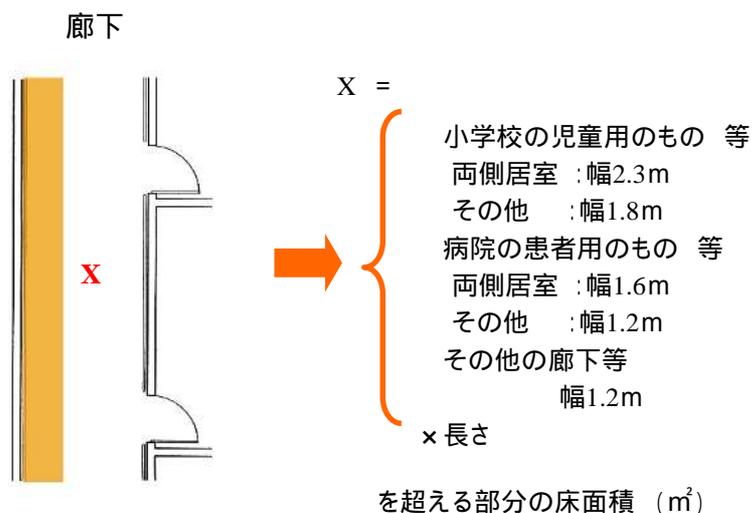


$$2.0\text{m (有効)} - 1.2\text{m} = 0.8\text{m}$$

$$0.8\text{m} \times L \text{ (廊下長さ)} \quad \text{不算入床面積}$$

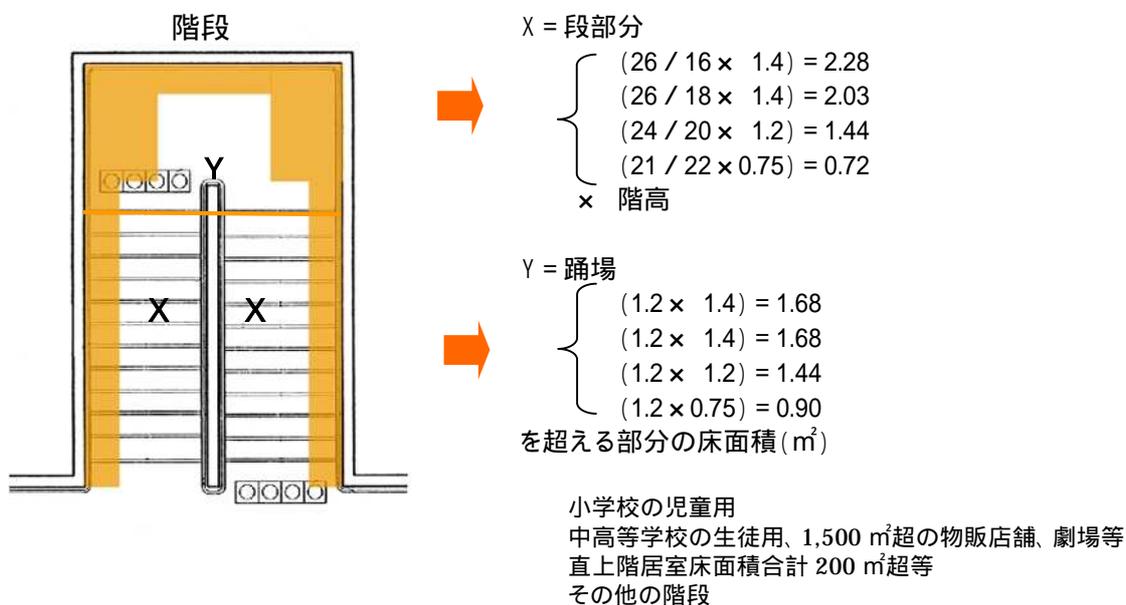
第1号

建築基準法施行令第119条(廊下の幅)により要求される幅員を「通常必要とされる幅員」としている。



第2号

建築基準法施行令第23条に規定する階段の幅員等を元に求められる、階高に対応した段のある部分の最低限必要となる所要床面積を、段のある部分の床面積から控除した値の合計について、原則として不算入対象とし、踊場部分については、建築基準法施行令第24条に基づき高さ3m又は4m以内毎に設けることとされている、踏幅1.2mのものをを超える部分を不算入対象としている。

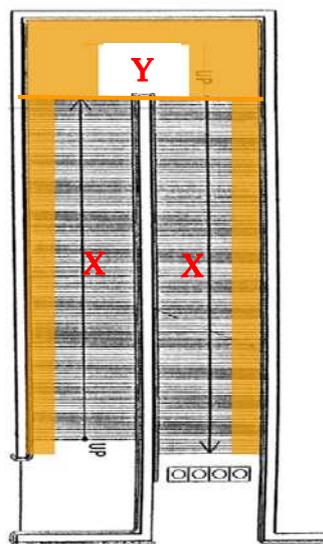


第3号

建築基準法施行令第26条(階段に代わる傾斜路)の規定に基づき求められる勾配、幅員の傾斜路を整備するために最低限必要となる傾斜部分の所要床面積を傾斜部分の床面積から控除した値

の合計を原則として不算入とし、踊場部分については、階段と同様に踏幅 1.2mのものを超える部分を不算入としている。

傾斜路



$$\begin{aligned}
 X = \text{傾斜部分} \\
 \left\{ \begin{aligned}
 (8 \times 1.4) &= 11.2 \\
 (8 \times 1.4) &= 11.2 \\
 (8 \times 1.2) &= 9.60 \\
 (8 \times 0.75) &= 6.00 \\
 \times \text{階高}
 \end{aligned} \right.
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 Y = \text{踊場} \\
 \left\{ \begin{aligned}
 (1.2 \times 1.4) &= 1.68 \\
 (1.2 \times 1.4) &= 1.68 \\
 (1.2 \times 1.2) &= 1.44 \\
 (1.2 \times 0.75) &= 0.90
 \end{aligned} \right. \\
 \text{を超える部分の床面積 (m}^2\text{)}
 \end{aligned}$$

小学校の児童用
 中等学校の生徒用、1,500 m²超の物販店舗、劇場等
 直上階居室床面積合計 200 m²超等
 その他の階段

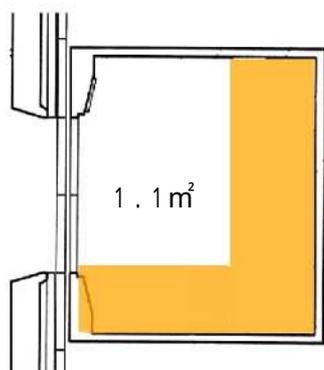
第4号

一般のビルに設けられる、多数の者が利用する乗用エレベーターの最低規格に相当する6人乗りの最低面積にほぼ相当する 1.1 m²を、エレベーターのかごごとに控除した値の合計を不算入としている。

第5号

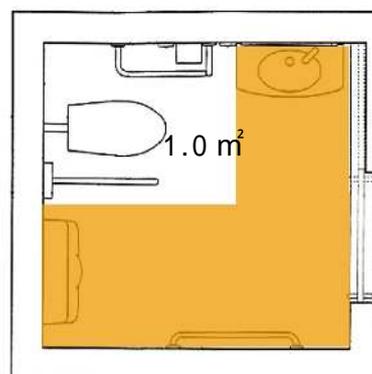
車いす使用者用便房について、手すりや洗面器を設けずに便座のみを有する便房に最低限要求される床面積にほぼ相当する 1 m²を、車いす使用者便房ごとに控除した値の合計を不算入対象としている。

昇降機



1.1 (m² / 基)
 を超える部分
 の床面積

便所



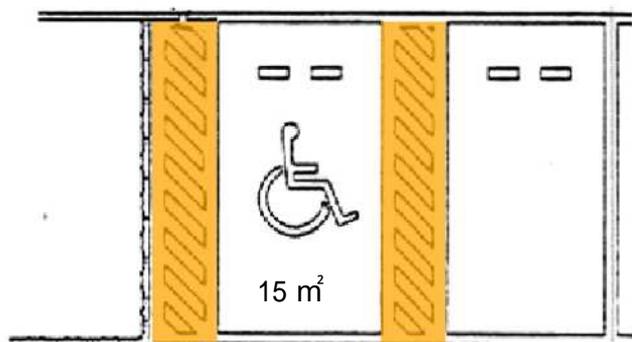
1.0 (m² / 便房)
 を超える部分の
 床面積

第6号

車いす使用者用駐車施設について、普通乗用車 (長さ約 5.6m、幅員約 2.0m) の駐車ますの幅

員は通常 2.5mであることから、駐車ますの幅 2.5mを車いす使用者用駐車施設ごとに控除した値の合計を不算入としている。

駐車場



15(m²/ 駐車施設)を超える部分の床面積の合計

告示 1491 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百九十一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十条第二項に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

令 20 条（案内設備）第 2 項の規定に基づき、「エレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法」を定めた告示であり、次の 3 点について規定されている。

文字等の浮き彫り

音による案内

点字及び前 、 に類するもの

告示 1492 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百九十二号

改正平成二十一年八月四日

国土交通省告示第八百五十九号

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十八条第二項第六号に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

- 一 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル毎分以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの
- 二 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら

昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を三十メートル毎分以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第二 令第十八条第二項第六号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

一 第一第一号に掲げるエレベーターにあつては、次に掲げるものであること。

イ 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第九号に規定するものとする。

ロ かごの幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは百二十センチメートル以上とすること。

ハ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあつては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。

二 第一第二号に掲げるエスカレーターにあつては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一第一ただし書に規定するものであること。

附 則

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。

2 平成十五年国土交通省告示第百七十八号は、廃止する。

適用

令第18条(移動等円滑化経路)第2項第6号の規定に基づき、「車いす使用者が円滑に利用することができる特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の構造」を定めた告示である。

第1

特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等

エレベーター(昇降行程が4m以下、又は、階段・傾斜路等の部分に沿って設置するもの)

イ かごの定格速度が15m/分以下

ロ 床面積が2.25㎡以下のもの

エスカレーター(車いすに座ったまま昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一面に保つもの)

イ 踏段の定格速度30m/分以下

ロ 2枚以上の踏段を同一面とした部分の先端に車止めを設置

第2

第1 に掲げるエレベーター

イ H12 建告第1413号第1第9号に規定する段差解消機

ロ かごの幅は70cm以上、かつ、奥行きは120cm以上

ハ 乗降方向に応じたかご寸法の確保

第1 号に掲げるエスカレーター

H12 建告第1417号第1号ただし書に規定する車いす使用者用エスカレーター

告示1493号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定によりエレベーターのかご内及び乗降口ビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百九十三号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十八条第二項第五号リ(2)に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

令第18条（移動等円滑化経路）第2項第5号リ（2）の規定に基づき、「エレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造」を定めた告示であり、次の3点について規定されている。

文字等の浮き彫り

音による案内

点字及び前 、 に類するもの

告示 1494 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百九十四号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十八条第二項第五号リただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十七号は、廃止する。

令第18条（移動等円滑化経路）第2項第5号リただし書の規定に基づき、「視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビー」を定めた告示である。「視覚障害者の利用上支障がないもの」は、エレベーター及び乗降ロビーが「主として駐車施設に設けるものである場合」である。

告示 1495 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用浴室等の構造を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百九十五号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行例第十五条第二項第二号イに規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

令第15条（ホテル又は旅館の客室）第2項第2号イの規定に基づき、「車いす使用者用浴室等の構造」を定めた告示であり、次の2点について規定されている。

浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置

十分な空間の確保

告示 1496 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十六号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十四条第一項第一号に規定する車いす使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十六号は、廃止する。

令第14条(便所)第1項第1号規定に基づき、「車いす使用者用便房の構造」を定めた告示であり、次の2点について規定されている。

腰掛便座、手すり等の適切な設置

十分な空間の確保

告示 1497 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十七号

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(以下「令」という。)第十一条第二号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合とする。

- 一 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 二 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 三 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

第二 令第十二第五号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第三 令第十三条第四号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一各号のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第四 令第二十一条第一項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が令第二十一条第二項に定める基準に適合するものである場合とする。

第五 令第二十一条第二項第二号ロに規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、第一第一号若しくは第二号に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等とする。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。

2 平成十五年国土交通省告示第百七十五号は、廃止する。

令第11条(廊下等)第2号ただし書、第12条(階段)第5号ただし書、第13条(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)第4号ただし書、第21条(案内設備又は案内所までの経路)第1項ただし書及び同条第2項第2号口の規定に基づき、「視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等」を定めた告示である。

第1

令第11条(廊下等)第2号ただし書に規定される視覚障害者の利用上支障がない場合とは、次の3つのいずれかのケースとなる。

緩勾配の場合 勾配が1/20を超えない傾斜の上端に近接するもの

小規模の場合 高さが16cmを超えず、かつ勾配が1/12を超えない傾斜の上端に近接するもの

駐車場の場合

第2

令第12条(階段)第5号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がない場合とは、次の2つのいずれかのケースとなる。

駐車場の場合

段がある部分と連続して手すりを設ける場合

第3

令第13条(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)第4号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がない場合とは、次の4つのいずれかのケースとなる。

緩勾配の場合 勾配が1/20を超えない傾斜の上端に近接するもの

小規模の場合 高さが16cmを超えず、かつ勾配が1/12を超えない傾斜の上端に近接するもの

駐車場の場合

傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合

第4

令第21条(案内設備又は案内所までの経路)第1項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がない場合とは、次の2つのいずれかのケースとなる。

駐車場の場合

受付やフロント等から建物出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口まで誘導される場合(令第21条第2項の基準に適合)。なお、進行方向を変更する必要がない風除室内は適用除外となる。

第5

令第21条(案内設備までの経路)第2項第2号口に規定する視覚障害者の利用上支障がない場合とは、次のいずれかの3ケースとなる。

緩勾配の場合 勾配が1/20を超えない傾斜の上端に近接するもの

小規模の場合 高さが16cmを超えず、かつ勾配が1/12を超えない傾斜の上端に近接するもの

段や傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合

参 考

第3号様式

第3号様式(第8条関係)(A4)

(第一面)

認 定 申 請 書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

印

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づき、特定建築物の建築等及び維持保全の計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(第二面)

1 特定建築物及びその敷地に関する事項

〔地名地番〕			
〔延べ面積〕	m ²		
〔敷地面積〕	m ²		
〔建築面積〕	m ²		
〔建築物の階数〕	階		
〔構造方法〕	造	一部	造
〔主要用途〕			
〔用途別床面積〕			
用途 ()	床面積 (m ²)	階 ()
()	(m ²)	()
()	(m ²)	()
()	(m ²)	()
()	(m ²)	()
〔建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分〕			
〔工事種別〕			
〔確認の特例〕			
法第17条第4項の規定による適合通知を受ける旨の申出の有無<有・無>			

(注意)

- 〔主要用途〕及び〔用途別床面積〕の欄には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第4条及び第5条の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入するとともに、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。また、(階)の部分には、当概用途の部分がある階(複数の階に及ぶ場合はそのすべての階)を記入してください。
- 〔建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分〕の欄には、法第19条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積(認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度とする。)を記入してください。また、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。
- 〔工事種別〕の欄には、「新築」、「増築」、「改築」、「用途変更」、「修繕」又は「模様替」のうち該当するものを記入してください。
- 〔確認の特例〕の欄には、認定の申請に併せて、建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の確認申請書を提出して適合通知を受けることを申し出る場合においては「有」を 印で囲み、申し出ない場合においては、「無」を 印で囲んでください。

(第三面)

2 建築物特定施設の構造及び配置に関する事項

出入口

		平面図 番号等	段のある 出入口
多数の者が利用する出入口(直接地上へ通ずる出入口を除く。)	幅90cm以上のもの		
	幅90cm未満のもの		
直接地上へ通ずる出入口	幅120cm以上のもの		
	幅90cm以上120cm未満のもの		
	幅90cm未満のもの		

(注意)

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図に記入した出入口の記号等を記入してください。

廊下等

	平面図番号等
突出物	
休憩用の設備	

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置が分かるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したそれぞれの記号等を記入してください。
2. 突出物を設けている場合においては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう講じた措置がわかる資料を別に添付してください。
3. 廊下等及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

(第四面)

階段

	平面図番号等	縦断面図番号
階段		

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した階段の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該階段の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 階段及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、段がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

	平面図番号等	縦断面図番号
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路		

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した傾斜路の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該傾斜路の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 傾斜路及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

(第五面)

エレベーターその他の昇降機

	配置図・平面図 番号等	構造詳細図番号
エレベーター 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機		

	当該装置が設けられるエレベーター	提供する情報の内容	
		かご内	乗降ロビー
音声により情報を提供する装置			

(注意)

1. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等を記入するとともに、当該エレベーターその他の昇降機の表示方法についてわかる資料を添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該昇降機の構造詳細図の番号を配置図・平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 当該装置が設けられているエレベーターの欄には、音声により情報を提供する装置が設けられたエレベーターについて、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターの記号等を記入し、提供する情報の内容の欄には、当該装置の音声により提供される情報の内容を、当該装置の設けられる場所に応じて、かご内及び乗降ロビーの欄に、それぞれ記入してください。

(第六面)

便所

階	便所の総数	車いす利用者用便所数

	平面図番号等	構造詳細図番号
車いす利用者用便所のある便所 水洗器具を設けた便所がある便所 腰掛便座及び手すりの設けられた便所がある便所(車いす利用者用便所のある便所を除く。) 床置き式の小便器、壁掛け式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器がある便所		

(注意)

1. 便所の総数の欄には、多数の者が利用する全便所(特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全便所)にある便所(車いす利用者用便所を含む。)の総数を記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した便所の記号等を記入するとともに、車いす利用者用便所又は水洗器具を設けた便所の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該便所の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

車いす利用者客室

客室の総数	車いす利用者用客室数

	平面図番号等
車いす利用者用客室	

(注意)

1. 客室の総数の欄には、ホテル又は旅館の客室の総数を記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車いす利用者用客室等の記号等を記入してください。

(第七面)

敷地内の通路

	配置図	縦断面図番号
段		
傾斜路		

(注意)

1. 配置図の欄には、配置図内の位置が分かるように、配置図に記入したそれぞれの記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、段並びに傾斜路及びその踊場の構造を示す縦断面図の番号を配置図の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 敷地内の通路の床材の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。
3. 地形が著しく特殊な場合においては、当該地形の特殊性がわかる資料を別に添付してください。

駐車場

全駐車台数	車いす利用者用駐車施設数

	配置図・平面図番号等
車いす利用者用駐車施設	

(注意)

1. 全駐車台数の欄には、多数の者が利用する全駐車場（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する全駐車場）の駐車台数（車いす利用者用駐車施設数を含む。）の合計を記入してください。
2. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図内又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入した車いす利用者用駐車施設の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車いす利用者用駐車施設の記号等を記入するとともに、車いす利用者用駐車施設の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。

(第八面)

浴室等

	平面図番号等	構造詳細図番号
車いす使用者用浴室等		

(注意)

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車いす使用者用浴室等の記号等を記入し、構造詳細図番号の欄には、当該浴室等の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

案内設備までの経路

	配置図・平面図番号等
案内設備	
音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備	有 ・ 無

(注意)

1. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置が分かるように、配置図に記入した案内設備の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した案内設備の記号等を記入するとともに、案内設備の概要がわかる資料を別に添付してください。
2. 案内設備までの経路及び線状ブロック等又は点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、案内設備までの経路の部分については、線状ブロック等又は点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。
3. 音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の有無の欄で「有」を 印で囲んだ場合においては、当該装置の概要がわかる資料を別に添付してください。

(第九面)

3. 建築物特定施設の維持保全に関する事項

(1) 維持保全に関する責任範囲及び実施体制

1 所有者の氏名又は名称	
2 管理者の氏名又は名称	
3 維持保全責任者の氏名又は名称	
4 維持保全業務の委託 (委託先の名称) (委託業務内容)	する ・ しない
5 維持保全計画の作成予定等	

(注意)

1. 1 欄から 4 欄までは、特定建築物の建築等の事業の完了後について記入し、未定のときは空欄にしておいてください。
2. 4 欄は、維持保全業務の委託について「する」又は「しない」のうち該当するものを 印で囲んでください。「する」を 印で囲んだ場合にのみ について記入してください。
3. 5 欄は、1 欄から 4 欄までが未定の場合において、今後どのようにして維持保全計画を作成するかについて、維持保全計画作成までの認定申請者の維持保全に関する責任範囲を含めて記入してください。

(2) 維持保全業務の概要

建築物特定施設	維持保全業務の内容

(注意)

維持保全業務の内容の欄には、建築物特定施設ごとに、定期的な点検の実施計画、修繕の実施計画等維持保全業務の内容として予定していることを記入してください。

(第十面)

4. 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画

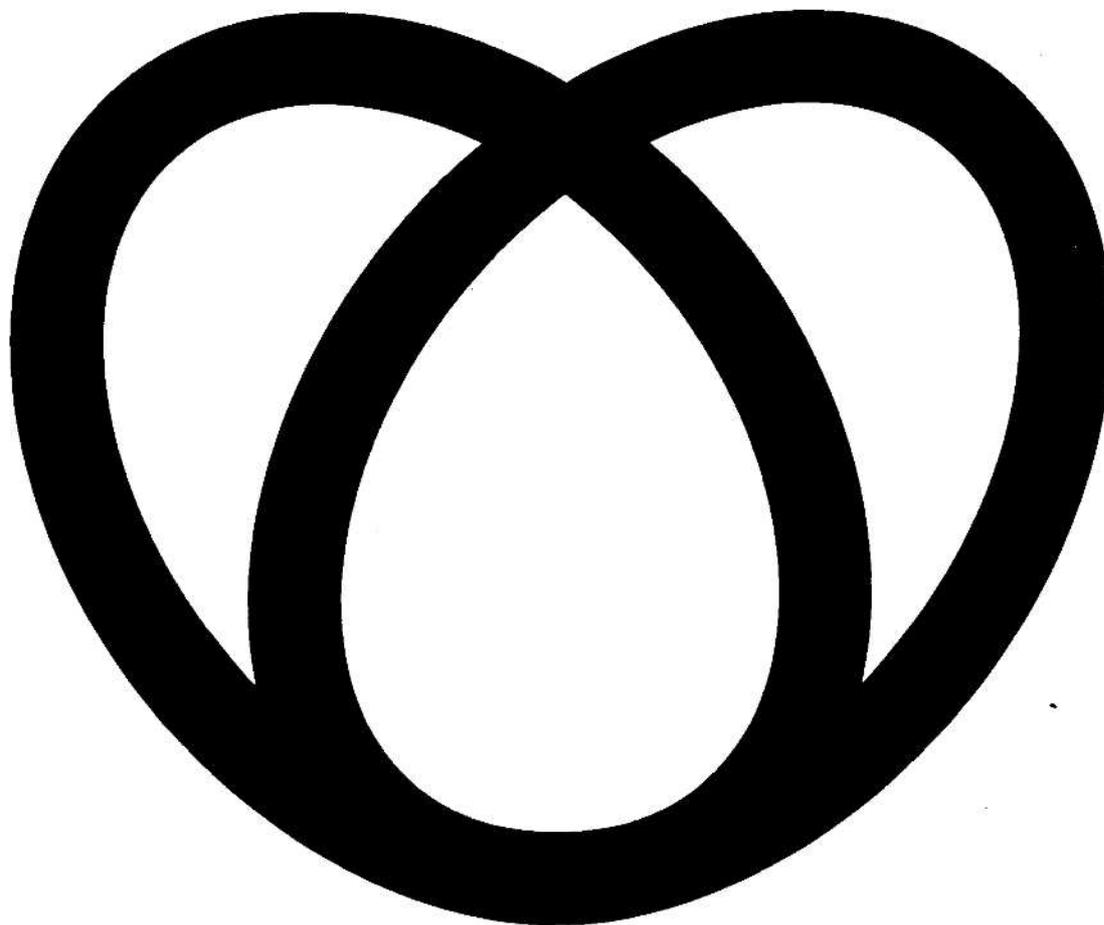
	内 訳	金 額 (百万円)
支 出	建築費 用途取得造成費 事務費 借入金利息	
	計	
収 入	自己資金 借入金 (借入先)	()
	計	

5. 特定建築物の建築等の事業の実施時期

〔事業の着手の予定年月日〕	年	月	日
〔事業の完了の予定年月日〕	年	月	日

第5号様式

第5号様式(第12条第2項関係)



(注意)

1. 大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
2. 増築等又は修繕等の場合は、建築物移動等誘導基準に適合するものとして認定を受けた部分を記載すること。

第18号様式

第18号様式(第25条関係)(A7)

(表)

年__月__日発行第__号(__年__月__日まで有効)		
職 名	氏 名	生 年 月 日
<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-size: 10px; margin-right: 5px;">刻 印</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center; padding: 5px;">(写真)</div> </div> </div>	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進 に関する法律第53条第5項の規定による 立 入 検 査 証 (所管行政庁名) _____ 印	

(裏)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律抜粋

第53条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

5 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

三 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第64条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

【参考】

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第15条の規定の運用について

平成15年3月31日

国住街第163号

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局長

高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第15条の規定の運用について

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき、特定施設（建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第5項に規定する共同住宅の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が高齢者、身体障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物に対し国土交通大臣が高齢者、身体障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準（以下「告示」という。）は平成15年国土交通省告示第275号として公布され、平成15年4月1日から施行されることとなった。

ついては、法第15条の規定による建築基準法第52条第13項第1号の許可（以下「許可」という。）の運用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

また、平成7年7月7日付け建設省住街発第70号は廃止する。

貴管内市町村に対しても、この旨周知いただくようお願いする。

記

1 容積率特例の対象となる建築物

- (1) 容積率特例の対象となる建築物には、法第2条に規定する特定建築物のみならず、戸建て住宅等その他の建築物も含まれること。
- (2) 容積率特例の対象となる建築物又はその部分は、特定建築物にあっては、多数の者が利用する特定施設（特別特定建築物にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障

害者等が利用する特定施設)が利用円滑化誘導基準に適合するものであること。特定建築物以外の建築物にあっては、特定施設(高齢者、身体障害者等の利用上支障がない部分を除く。)が告示第2の基準に適合するものであること。

この場合において「高齢者、身体障害者等の利用上支障がない部分」は、建築物の使用上の関係を中心に当該部分の機能上の独立性等客観的状况により判断すること。たとえば、戸建て住宅等で、高齢者、身体障害者等用の寝室と同一階に出入口、浴室、便所その他生活に必要な施設が配置されている場合には、当該階以外の階を「高齢者、身体障害者等の利用上支障がない部分」として取扱うことが考えられる。

また、増改築等に係る場合も、既存部分を含め、同様に取扱うことが可能である。例えば、百貨店のすべての売場及び売場に至る経路が高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう増改築を行う場合には、当該建築物全体を容積率特例の対象として取扱うことが考えられる。

2 容積率特例の対象となる施設

(1) 容積率特例の対象は、還俗として次のいずれかに該当するものとする。

特定建築物に設置される多数の者が利用する特定施設又は特別特定建築物に設置される主として高齢者、身体障害者等が利用する特定施設で、利用円滑化誘導基準に適合するもの

特別特定建築物に設置される特定かつ多数のものが利用する特定施設で、利用円滑化誘導基準(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則(平成16年建設省令第26号)第21条に規定するものを除く。)に適合するもの

特定建築物に設置される 又は に該当するもの以外の特定施設で、告示第2の1から5までに掲げる基準に適合するもの

特定建築物以外の建築物に設置される特定施設で告示第2の1から5までに掲げる基準のいずれかに適合するもの

(2) 共同住宅等に設置される多数の者が利用する特定施設(ホテル、病院等特別特定建築物にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する特定施設)が利用円滑化誘導基準に適合し、さらにその住戸、客室、病室等に設置される特定施設(高齢者、身体障害者等の利用上支障がない部分を除く。)が告示第2の1から5までに掲げる基準に適合する場合には、当該住戸、客室、病室等に設置される特定施設を本特例の対象として取扱うことも差し支えない。

(3) これら以外にも、建築物の規模、用途等に応じて、本特例の趣旨を踏まえ、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう配慮したことにより床面積が増加した施設を本特例の対象とするよう的確な運用を図ることが望ましい。

3 容積率特例の適用方法

容積率特例の対象となる施設の部分の床面積は、床面積に参入される部分のうち、原則として、通常の建築物の特定施設の床面積を超えることとなるもの及び住宅の用途に供する部分にあっては生活に不可欠な施設で高齢者、身体障害者等に配慮した施設の床面積である。このため、具体的には次に掲げる床面積を対象とすること。

(1) 特定建築物に設置される特定施設((2)に該当するものを除く。)

次のイからへまでに掲げる特定施設ごとに、それぞれ次に定める数値を超える床面積(法第8条

の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に参入しない床面積を除く。)及びその他浴室、シャワー室等高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう配慮したことにより床面積が増加したことが明らかな特定施設の部分の床面積の合計

イ 廊下等 平成15年国土交通省告示第262号(以下「令18条告示」という。)一に定める数値

ロ 階段 令18条告示二に定める数値

ハ 傾斜路 令18条告示三に定める数値(2,000㎡以上の特別特定建築物に設置される同告示三表の(四)項に該当する傾斜路にあつては、同表(三)項に定める数値)

ニ 昇降機(かごに係る部分に限る。以下同じ。) 令18条告示四に定める数値(2,000㎡以上の特別特定建築物に設置される高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令(平成6年政令第311号)第13条第2項第5号チに規定する不特定かつ多数の者が利用する建築物の利用円滑化経路を構成する昇降機にあつては、1.83㎡)

ホ 便所(車いす使用者用便房に係る部分に限る。) 令18条告示五に定める数値

ヘ 駐車場(車いす使用者用駐車施設に係る部分に限り、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号の規定により延べ面積に参入しない自動車車庫等の部分の床面積を除く。以下同じ。) 令18条告示六に定める数値(2,000㎡以上の特別特定建築物に設置される駐車場にあつては、21.00㎡)

(2) 特定建築物以外の建築物に設置される特定施設等又は2(2)の場合における共同住宅の住戸、ホテルの客室、病院の病室等に設置される特定施設

住戸内に設置される特定施設

次のイからホまでに掲げる特定施設(高齢者、身体障害者等の利用上支障がない部分を除く。において同じ。)ごとに、それぞれ次に定める数値を超える床面積、昇降機の昇降路の部分の床面積及びその他高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう配慮したことにより床面積が増加したことが明らかな特定施設の部分の床面積の合計

イ 廊下等 $0.85(L_1 - L_2) + 0.80L_2$ (㎡) (L₁は廊下等の長さ、L₂は廊下等のうち柱等の箇所長の長さの合計(単位 m))

ロ 階段 令18条告示二表の(四)項に定める数値

ハ 傾斜路 令18条告示三表の(三)項に定める数値

ニ 便所(告示第2第4一から三までに掲げる基準に適合する便所の便房に係る部分に限る。において同じ。) 1.00㎡

ホ 浴室 2.50㎡

住戸以外の部分に設置される特定施設等

次のイからホに掲げる特定施設等ごとに、それぞれ次に定める数値を超える床面積及びその他高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう配慮したことにより床面積が増加したことが明らかな特定施設の部分の床面積の合計

イ 廊下等 $0.90L$ (㎡) (Lは廊下等の長さ(単位 m))

ロ 階段 令18条告示二表の(四)項に定める数値

ハ 傾斜路 令18条告示三表の(三)項に定める数値

ニ 便所 1.00㎡

ホ 病院病室 患者1人当たり4.30㎡

4 留意事項

- (1) 建築物が告示の基準に適合しない場合であっても、当該建築物の部分が高齢者、身体障害者等の利用上支障がなく、かつ、当該部分が告示の基準に適合する場合には、必要に応じ当該建築物の部分を建築基準法第52条第13号の規定による容積率特例の対象とすることが考えられる。例えば、共同住宅においては、全住戸のうち少なくとも一の住戸とこれに至る経路について高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう配慮していれば、特定行政庁の許可の範囲内で容積率を緩和することが考えられる。
- (2) 違法な用途転用等により本制度の趣旨が損なわれぬよう、容積率特例が適用される建築物については、建築基準法第12条第1項の規定に基づく定期報告制度を活用し、当該建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合については、管理者）に対し、用途の現況等の状況について、定期的に特定行政庁に報告を求めることにより、その用途の現況等の把握に努められたい。

福祉施設に関する特定建築物等の分類の考え方

「その他これらに類するもの」の参考例 この表は第2版の時点のものです。

施設名	根拠条文	特定建築物		特別特定建築物	
		令第4条 第10号	第11号	令第5条 第9号	第10号
児童福祉施設	児童福祉法 第7条1項				
助産施設	児童福祉法 第36条				
乳児院	児童福祉法 第37条				
母子生活支援施設	児童福祉法 第38条				
保育所	児童福祉法 第39条第1項				
児童厚生施設	児童福祉法 第40条				
児童養護施設	児童福祉法 第41条				
知的障害児施設	児童福祉法 第42条				
知的障害児通園施設	児童福祉法 第43条				
盲ろうあ児施設	児童福祉法 第43条の2				
肢体不自由児施設	児童福祉法 第43条の3				
重症心身障害児施設	児童福祉法 第43条の4				
情緒障害児短期治療施設	児童福祉法 第43条の5				
児童自立支援施設	児童福祉法 第44条				
児童家庭支援センター	児童福祉法 第44条の2				
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法 第5条第1項				
身体障害者福祉センター	身体障害者福祉法 第31条				
補装具製作施設	身体障害者福祉法 第32条				
盲導犬訓練施設	身体障害者福祉法 第33条				
視聴覚障害者情報提供施設	身体障害者福祉法 第34条				
保護施設	生活保護法 第38条第1項				
救護施設	生活保護法 第38条第1項第1号				
更生施設	生活保護法 第38条第1項第2号				
医療保護施設	生活保護法 第38条第1項第3号				
授産施設	生活保護法 第38条第1項第4号 (社会福祉法 第2条第2項第7号)				
宿所提供施設	生活保護法 第38条第1項第5号				
隣保館	社会福祉法 第2条第3項第11号				
婦人保護施設	売春防止法 第36条				
母子福祉施設	母子及び寡婦福祉法 第39条第1項				
母子福祉センター	母子及び寡婦福祉法 第39条第1項第1号				
母子休養ホーム	母子及び寡婦福祉法 第39条第1項第2号				
母子健康センター	母子保健法 第22条第2項				
障害者支援施設	障害者自立支援法 第5条				
身体・知的・精神障害者支援施設(通所系) <生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援>	障害者自立支援法 第5条第12項				
精神障害者支援施設(居住系) <生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援>	障害者自立支援法 第5条第12項				
地域活動支援センター	障害者自立支援法 第5条第21項				
福祉ホーム(通所系、居住系)	障害者自立支援法 第5条第22項				

施設名	根拠条文	特定建築物 令第4条		特別特定建築物 令第5条	
		第10号	第11号	第9号	第10号
		老人福祉施設			
老人福祉施設	老人福祉法 第5条の3				
老人デイサービスセンター	老人福祉法 第20条の2の2				
老人短期入所施設	老人福祉法 第20条の3				
養護老人ホーム	老人福祉法 第20条の4				
特別養護老人ホーム	老人福祉法 第20条の5				
軽費老人ホーム	老人福祉法 第20条の6				
老人福祉センター	老人福祉法 第20条の7				
老人介護支援センター	老人福祉法 第20条の7の2				
有料老人ホーム					
有料老人ホーム	老人福祉法 第29条第1項				
介護老人福祉施設					
介護老人福祉施設	介護保険法 第8条				
特定施設	介護保険法 第8条第11項				
介護専用型特定施設	介護保険法 第8条第19項				
地域密着型介護老人福祉施設	介護保険法 第8条第20項				
介護保険施設	介護保険法 第8条第22項				
介護老人福祉施設	介護保険法 第8条第24項(老人福祉法第20条の5)				
その他					
地域障害者職業センター	障害者の雇用の促進等に関する法律 第19条第1項第3号				
障害者就業・生活支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律 第34条				
共同生活介護、共同生活援助を行う住居	障害者自立支援法 第5条第10項、第16項				
小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護保険法 第8条第17項				
認知症対応型共同生活介護を行う施設	介護保険法 第8条第18項				

高齢者、障害者等身体の機能上の制限をうける者が利用する場合は、特別特定建築物に該当する。

(注意)

ここに掲げた例示は参考であり、具体的には複合した施設等もあることから、個々の状況に応じて判断することが望ましい。

(参照 P115 質疑応答集 20)

建築物移動等円滑化基準チェックリスト

施設等の欄の「第 条」はバリアフリー法施行令の該当条文

一般基準

施設等	チェック項目	
廊下等 (第 11 条)	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	点状ブロック等の敷設 (階段又は傾斜路の上端に近接する部分) 1	
階段 (第 12 条)	手すりを設けているか (踊場を除く)	
	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	段は識別しやすいものか	
	段はつまずきにくいものか	
	点状ブロック等の敷設 (段部分の上端に近接する踊場の部分) 2	
	原則として主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路 (第 13 条)	手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	
	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	前後の廊下等と識別しやすいものか	
	点状ブロック等の敷設 (傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) 3	
便所 (第 14 条)	車いす使用者用便房を設けているか (1以上)	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか (1以上)	
	床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限り)その他これらに類する小便器を設けているか (1以上)	
ホテル又は 旅館の客室 (第 15 条)	客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか	
	便所(同じ階に共用便所があれば免除)	
	(1) 便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2) 出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)	
	(3) 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか (当該便房を設ける便所も同様)	
	浴室等(共用の浴室等があれば免除)	
	(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3) 出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4) 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

- 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)
 - 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - 自動車車庫に設ける場合
- 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)
 - 自動車車庫に設ける場合
 - 段部分と連続して手すりを設ける場合
- 告示で定める以下の場合を除く(告示 1497 号)
 - 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - 自動車車庫に設ける場合
 - 傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

一般基準

施設等	チェック項目	
敷地内の 通路 (第16条)	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	段がある部分	
	(1) 手すりを設けているか	
	(2) 識別しやすいものか	
	(3) つまづきにくいものか	
	傾斜路	
	(1) 手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)	
(2) 前後の通路と識別しやすいものか		
駐車場 (第17条)	車いす使用者用駐車施設を設けているか(1以上)	
	(1) 幅は350cm以上であるか	
	(2) 利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	
標識 (第19条)	エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格 Z8210 に適合しているか)	
案内設備 (第20条)	エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)	
	エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	案内所を設けているか(、 の代替措置)	

視覚障害者移動等円滑化経路(道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準)

施設等	チェック項目	
案内設備 までの経路 (第21条)	線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除) 1	
	車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか 2	

1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・ 自動車車庫に設ける場合
- ・ 受付等から建築出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等、点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合

2 告示で定める以下の部分を除く(告示第1497号)

- ・ 勾配が1/20以下の傾斜路部分の上端に近接する場合
- ・ 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・ 段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊り場等

移動等円滑化経路(利用居室、車いす使用者用便所・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準)

施設等	チェック項目	
移動等円滑化経路 (第18条第2項第一号)	階段・段が設けられていないか (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除)	
出入口 (第二号)	幅は80cm以上であるか	
	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 (第三号)	幅は120cm以上であるか	
	区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	
	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
傾斜路 (第四号)	幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか	
	勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	
	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター及び その乗降ロビー (第五号)	かごは必要階(利用居室又は車いす使用者用便所・駐車施設のある階、地上階)に停止するか	
	かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	かごの奥行きは135cm以上であるか	
	乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合	
	(1) 上記 から を満たしているか	
	(2) かごの幅は、140cm以上であるか	
	(3) かごは車いすが転回できる形状か	
	不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するもの場合 1	
	(1) 上記 から を満たしているか	
	(2) かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	
(3) かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(4) かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
特殊な構造又は使 用形態のエレベ ーターその他の昇降 機 (第六号)	エレベーターの場合	
	(1) 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか	
	(2) かごの幅は70cm以上であるか	
	(3) かごの奥行きは120cm以上であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
	(4) かごの床面積は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
エスカレーターの場合		
(1) 車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか		
敷地内の通路 (第七号)	幅は120cm以上であるか	
	区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	
	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	傾斜路	
	(1) 幅は120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか	
	(2) 勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	
	(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)	
(第3項)	上記 から は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1494号)

- ・ 自動車車庫に設ける場合

建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

施設等の欄の「第 条」はバリアフリー法誘導基準省令の該当条文
一般基準

施設等	チェック項目	
出入口 (第2条)	出入口 (便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く。)	
	(1) 幅は90cm以上であるか	
	(2) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	ー以上の建物出入口	
	(1) 幅は120cm以上であるか	
	(2) 戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 (第3条)	幅は180cm以上(区間50m以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所がある場合、140cm以上)であるか	
	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	点状ブロック等の敷設 (階段又は傾斜路の上端に近接する部分) 1	
	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか	
	突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	
	休憩設備を適切に設けているか	
上記、 は車いす使用者の利用上支障がない部分(2)については適用除外		
階段 (第4条)	幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内まで不算入)	
	けあげは16cm以下であるか	
	踏面は30cm以上であるか	
	両側に手すりを設けているか(踊場を除く)	
	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	段は識別しやすいものか	
	段はつまずきにくいものか	
	点状ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分) 3	
主な階段を回り階段としていないか		
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置 (第5条)	階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けているか	
	上記 は車いす使用者の利用上支障がない場合(4)は適用除外	

1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・ 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・ 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・ 自動車車庫に設ける場合

2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分(告示第1488号)

3 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・ 自動車車庫に設ける場合
- ・ 段部分と連続して手すりを設ける場合

4 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合(告示第1488号)

一般基準

施設等	チェック項目	
傾斜路 (第6条)	幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	勾配は1/12以下であるか	
	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	
	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	前後の廊下等と識別しやすいものか	
	点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) 1	
	上記 から は車いす使用者の利用上支障がない部分(2)については適用除外	
エレベーター (第7条)	必要階(多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便所・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階)に停止するエレベーターが1以上あるか	
	多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	
	(1) かが及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2) かがの奥行きは135cm以上であるか	
	(3) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4) かが内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5) 乗降ロビーに到着するかがの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	多数の者/主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1) のすべてを満たしているか	
	(2) かがの幅は140cm以上であるか	
	(3) かがは車いすが転回できる形状か	
	(4) かが内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	
	(1) かが及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2) かがの奥行きは135cm以上であるか	
	(3) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4) かが内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5) 乗降ロビーに到着するかがの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6) かがの幅は140cm以上であるか	
	(7) かがは車いすが転回できる形状か	
	不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	
	(1) (2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	
	(2) かがの幅は160cm以上であるか	
	(3) かが及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	
	(4) 乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	
	(5) かが内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー 3	
	(1) のすべて又は のすべてを満たしているか	
(2) かが内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
(3) かが内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(4) かが内又は乗降ロビーに到着するかがの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		

1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・ 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・ 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・ 自動車車庫に設ける場合
- ・ 傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分(告示第1488号)

3 告示で定める以下の場合を除く(告示第1486号)

- ・ 自動車車庫に設ける場合

一般基準

施設等	チェック項目	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第8条)	エレベーターの場合	
	(1) 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか	
	(2) かごの幅は70cm以上であるか	
	(3) かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4) かごの床面積は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
	エスカレーターの場合	
便所 (第9条)	(1) 車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか	
	車いす使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上)	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3) 車いす用便房及び出入口は、幅80cm以上であるか	
	(4) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)	
ホテル又は旅館の客室 (第10条)	車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)	
	床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けているか(各階1以上)	
	車いす使用者用客室を設けているか(原則2%以上)	
	(1) 幅は80cm以上であるか	
	(2) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	便所(同じ階に共用便所があれば免除)	
	(1) 便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2) 出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)	
	(3) 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	(3) 浴室等(共用の浴室等があれば免除)	
	(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3) 出入口の幅は80cm以上であるか	
(4) 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		

一般基準

施設等	チェック項目	
敷地内の通路 (第11条)	幅は180cm以上であるか	
	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	段がある部分	
	(1) 幅は140cm以上であるか (手すりの幅は10cm以内までは不算入)	
	(2) けあげは16cm以下であるか	
	(3) 踏面は30cm以上であるか	
	(4) 両側に手すりを設けているか	
	(5) 識別しやすいものか	
	(6) つまづきにくいものか	
	段以外に傾斜路又は昇降機を設けているか	
	傾斜路	
	(1) 幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	(2) 勾配は1/15以下であるか	
	(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか (勾配1/20以下の場合 は免除)	
	(4) 両側に手すりを設けているか (高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)	
(5) 前後の通路と識別しやすいものか		
上記、 、 、 (1)から(3)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口ま でに限る		
上記、 、 、 (1)から(3)は車いす使用者の利用上支障がないもの(1)は適用除 外		
駐車場 (第12条)	車いす使用者用駐車施設を設けているか (原則2%以上)	
	(1) 幅は350cm以上であるか	
	(2) 利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	
浴室等 (第13条)	車いす使用者用浴室等を設けているか (1以上)	
	(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3) 出入口の幅は80cm以上であるか	
標識 (第14条)	エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に 設けているか	
	標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	
案内設備 (第15条)	エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか (配置を容易に視認できる場合は除く)	
	エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音に よる案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	案内所を設けているか(、 の代替措置)	

1 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分(告示第1488号)

視覚障害者移動等円滑化経路 (道等から案内設備までの主な経路に係る基準) 1

施設等	チェック項目	
案内設備までの経路 (第16条)	線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除) 1	
	車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか 2	

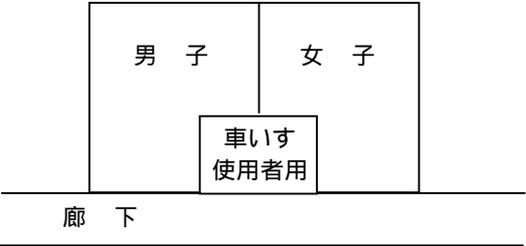
1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等又は音声誘導装置で誘導する場合

2 告示で定める以下の部分を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

質 疑 応 答 集

No	該当条項	質 問	回 答
1	法 17 条 1 項	着工後であっても認定申請は可能か。	原則、着工前に申請を行うべきであるが、工事の完了前であれば可能である。
2	法 17 条 1 項	修繕又は模様替については、建築基準法に基づく大規模な修繕又は模様替に該当せず建築確認を要しないものがあるが、この場合であっても認定申請は可能か。	修繕又は模様替が建築物特定施設に係わるものであれば、可能である。
3	令 5 条 14 号	飲食を伴うカラオケ店舗は、特別特定建築物に該当するか。	貴見のとおり。(飲食店に該当)
4	令 5 条 3 号	建築基準法第 85 条第 5 項の規定する劇場などの仮設興行場は、特別特定建築物に該当するか。	貴見のとおり。
5	法 14 条 3 項	付加条例により共同住宅を特別特定建築物に追加した場合、住戸内にある廊下や出入口についても基準を満たす必要はあるか。	共同住宅の住戸内にある廊下や出入口については、「多数の者が利用する」ことが想定されないため、基準を満たす必要はない。
6	令 12 条	常時開放方式の防火設備等が設置されている避難階段についても基準を満たす必要はあるか。	不特定かつ多数の者が利用し、又は主に高齢者、障害者等が利用するものであれば、基準を満たす必要がある。
7	令 14 条 1 項 1 号	便所に男子用と女子用の区別がある場合でも、男女共用の車いす使用者用便房を 1 以上設ければ基準を満たすと考えてよいのか。 	貴見のとおり。

No	該当条項	質 問	回 答
8	令24条	容積率の特例（延べ面積の1/10の限度）については、複合建築物の場合、それぞれの用途ごとに不算入の床面積を算定すればよいのか。	貴見のとおり。
9	令24条	物販店舗などで階高が高い場合に、折り返し階段が2往復して1フロアに到達するような場合、元の延べ面積に算入されない部分を含めた2往復分（踊場が3箇所）の踊場及び段の部分のすべてを容積率の特例（不算入の床面積）の対象としてよいか。	容積率の算定の基礎となる延べ面積部分（階段1往復分のみ）が対象である。
10	誘導基準 省令3条 1項 5号	建物の維持管理の為に室（機械室等）が廊下に面する場合、戸の開閉方向は外開きでもよいか。	外開きとなる場合は、当該戸が廊下に突出しないよう、戸幅以上の奥行きアルコープ等を設ける必要がある。 ただし、通常点検を室の外側より行うEPS等の扉については、この限りでない。
11	令19条 標識省令	旧ハートビル法の基準適合義務により設置されたJIS Z 8210以外の標識は、取り換える必要があるのか。	法第14条第5項により、既存建築物に関しては基準適合の努力義務が課せられる。
12	法14条 5項	特別特定建築物であれば、基準適合義務規定が適用されない既存建築物、小規模建築物等は、すべて努力義務の対象となるのか。	貴見のとおり。
13	法15条 3項	この規定は特別特定建築物に係る努力義務に対する指導及び助言であるが、これはどのような場合に活用が想定されるのか。	特別特定建築物については、既存に対しても高齢者、障害者等からの強いバリアフリー化の要望があることから、基本構想において生活関連施設となる建築物等を建築物特定事業に位置付ける必要がある場合に、建物所有者等との協議の際、所管行政の指導及び助言の活用が主に想定される。

No	該当条項	質 問	回 答
14	法 14 条 3 項	付加条例により令第 15 条のホテル又は旅館の客室について、基準の付加として客室の総数 50 以上の条件を厳しくすることは可能か。	貴見のとおり。
15	法 14 条 3 項	付加条例により対象建築物の規模を引き下げ、床面積にかかわらず基準適合義務をかけた用途についても、令第 20 条の案内設備の規定は適用しなければならないのか。	貴見のとおり。
16	令 17 条	車いす使用者用駐車施設を立体駐車場（機械式）の一部に設けることは可能か。	平置き形式とすることが望ましいが、利用に支障がない場合はやむを得ない。ただし、認定の場合には適さない。
17	令 14 条 1 項	便所内に、高齢者障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具とはオストメイト対応のことか。 どの様な器具をどのように取付寸法とすればよいか。	P33 令第 14 条第 1 項第 2 号に規定する水洗器具は、オストメイト（人工肛門、人口膀胱保有者）対応のものである。オストメイトは、便や尿が自分の意思と関係なく排泄されてしまうため、排泄物を受ける処理袋を腹部に装着しており、一定時間ごとに処理袋に溜まった排泄物を汚物流し等に捨て、処理袋や腹部を洗浄する必要がある。したがって、当該水洗器具は少なくとも汚物流し台を設けた水栓が必要となる。 なお、水洗は温水が出る混合水洗であることが望ましい。
18	令 14 条 1 項	高齢者、障害者等が円滑に利用できる水洗器具を設けた便房（オストメイト対応）の設置が求められることとなったが、当該便房内には、汚物流しは別に設けることが必須か。 便器と兼用（汚物流し用水洗をつけた便器）でも最低水準として可（確認申請上不適合と判断されないレベル）か。	P33 令第 14 条第 1 項第 2 項に規定するオストメイト対応の水洗器具については、汚物流し台を設けた水栓が必要であり、水栓をつけた便器（汚物流し台と便器を兼用したもの）の使用も可能である。しかし、この水栓をつけた便器はオストメイトの排泄物を受ける処理袋や腹部を洗浄する姿勢等に考慮すると利用しやすいものと言えないため、主に汚物流し台の設置スペースが取れないような既存便所の改修等の際に使用することが望ましい。
19	令 14 条 1 項	高齢者、障害者等が円滑に利用できる水洗器具を設けた便房（オストメイト対応）は、車いす使用者用便房内に設置しなければならないのか。	個別機能に応じた設備が効率的・効果的に利用されるよう各々専用便房として設置するのが望ましいといえる。また、車いす使用者用便房内に設ける場合は、施設用途を十分考慮し、利用しやすさを工夫する必要がある。

No	該当条項	質 問	回 答
20	逐条解説の福祉施設の分類 (P103)	逐条解説の福祉施設の分類 (P103) について、分類表の障害者支援施設が特別特定建築物である 印ではなく 印となっているが、「障害者」に知的・精神障害者等も含むとするバリアフリー法の制定主旨からすると、分類表の障害者支援施設は全てが特別特定建築物となるのではないか。	全ての障害者支援施設が「身体の機能上の制限を受けるもの」が利用するとは限らず、特別特定建築物に該当しないこともあり得ることを表中において 印で表している。
21	令 5 条 5 号 及び 10 号	政令第 5 条第 9 号と第 10 号の違いは何か。	令第 5 条第 9 号は特定多数の利用であるが主として高齢者、障害者等が利用する施設を規定し、第 10 号は不特定かつ多数の者が利用する施設を規定している。
22	令 9 条	同一敷地内に 2,000 平方メートル以上の特別特定建築物(物販店)がある場合にそれに付属する駐輪場又は別棟の倉庫は、特別特定建築物の一部であると解釈してよるしいか。	貴見の通り。
23	令 21 条	周辺の床と異なる材質の突起のないブロック等は、令第 2 1 条に規定する「線状ブロック等」に該当するか。	突起のないものは線状ブロック等に該当しない。
24	令 22 条 3 号	令第 2 2 条第 3 号に規定する便所は令第 1 4 条に規定する便所と同様と考えてよいか。	貴見の通り。
25	法 17 条 4 項	認定申請に併せて確認申請を提出した際、建築主事により適合通知を受けることにより確認済証の交付があったものとみなされるが、通常支払われる確認申請手数料はないと考えてよいか。	所管の特定行政庁に確認いただきたい。
26	法 17 条 4 項	確認申請とバリアフリー法認定申請の併用で申請する場合は適合通知を発行することにより建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認済証の交付があったものとみなされるが、計画通知の場合は同様に扱わないということによいか。	P10 法第 17 条第 4 項の解説より、国、都道府県又は建築主事を置く市町村には適用されない。

No	該当条項	質 問	回 答
27	令 4 条 及び 令 5 条	令第 5 条第 4 号の解説で、類似用途でセレモニーホール、斎場とありますが、結婚式場はこの用途に該当しないと考えてよいか。	P21 令第 4 条の解説により、用途の判断については、建築基準法に基づく判断を基本とするとしているため、所管の特定行政庁に確認いただきたい。

バリアフリー法（建築物）所管行政庁一覧

平成25年3月31日現在

都道府県名（行政庁名）		都道府県名（行政庁名）	該当ページ
1 北海道（北海道）	~	8 茨城県（土浦市）	-----117 ~ 120
8 茨城県（北茨城市）	~	12 千葉県（【限】茂原市）	-----121 ~ 124
12 千葉県（【限】成田市）	~	14 神奈川県（大和市）	-----125 ~ 128
16 新潟県（新潟県）	~	24 三重県（【限】伊賀市）	-----129 ~ 132
25 滋賀県（滋賀県）	~	34 広島県（広島市(佐伯区)）	-----133 ~ 136
34 広島県（呉市）	~	47 沖縄県（うるま市）	-----137 ~ 140

【限】：限定行政庁

バリアフリー法所管行政庁一覧

No	都道府県	所管行政庁	総合調整部局(建築関係)	連絡先	計画の認定事務	連絡先
1	北海道	北海道	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ	011-231-4111	各支庁産業振興部建設指導課 各支庁土木現業所企画総務部建設指導課	
1	北海道	札幌市	都市局建築指導部管理課福祉のまちづくり担当係長	011-211-2859	都市局建築指導部管理課福祉のまちづくり担当係長	011-211-2859
1	北海道	函館市	都市建設部建築指導課	0138-21-3391	都市建設部建築指導課	0138-21-3391
1	北海道	旭川市	都市建設部建築指導課	0166-25-8597	都市建設部建築指導課	0166-25-8597
1	北海道	小樽市	建設部建築指導課	0134-32-4111(367)	建設部建築指導課	0134-32-4111(367)
1	北海道	室蘭市	都市建設部建築課建築相談係	0143-25-2664	都市建設部建築課建築相談係	0143-25-2664
1	北海道	釧路市	住宅都市部建築指導課	0154-31-4569	住宅都市部建築指導課	0154-31-4569
1	北海道	帯広市	都市建設部建築指導課	0155-65-4180	都市建設部建築指導課	0155-65-4180
1	北海道	北見市	都市建設部建築指導課	0157-25-1154	都市建設部建築指導課	0157-25-1154
1	北海道	苫小牧市	都市建設部建築指導課	0144-32-6111	都市建設部建築指導課	0144-32-6111
1	北海道	江別市	建設部建築指導課	011-381-1042	建設部建築指導課	011-381-1042
1	北海道	[限] 東神楽町				
1	北海道	[限] 岩見沢市	建設部建築課	0126-23-4111	建設部建築課	0126-23-4111
1	北海道	[限] 網走市	建設部建築課	0152-44-6111	建設部建築課	0152-44-6111
1	北海道	[限] 留萌市	産業建設部建築指導課	0164-42-2025	産業建設部建築指導課	0164-42-2025
1	北海道	[限] 稚内市	建設産業部都市整備課	0162-23-6461	建設産業部都市整備課	0162-23-6461
1	北海道	[限] 美瑛市	都市整備部建築住宅課	0126-62-3131	都市整備部建築住宅課	0126-62-3131
1	北海道	[限] 芦別市	経済建設部建築課	0124-22-2111	経済建設部建築課	0124-22-2111
1	北海道	[限] 赤平市	建設課	0125-32-1844	建設課	0125-32-1844
1	北海道	[限] 紋別市	建設部建築住宅課	0158-24-2111	建設部建築住宅課	0158-24-2111
1	北海道	[限] 土別市	建設水道部建築課	0165-23-3121	建設水道部建築課	0165-23-3121
1	北海道	[限] 名寄市	建設水道部建築課	01655-3-2511	建設水道部建築課	01655-3-2511
1	北海道	[限] 三笠市	建設部建設課	01267-2-3999	建設部建設課	01267-2-3999
1	北海道	[限] 根室市	建設水道部建築住宅課	0153-23-6111	建設水道部建築住宅課	0153-23-6111
1	北海道	[限] 千歳市	建設部建築課	0123-24-3131	建設部建築課	0123-24-3131
1	北海道	[限] 滝川市	建設部建築住宅課	0125-23-1234	建設部建築住宅課	0125-23-1234
1	北海道	[限] 砂川市	建設部建築住宅課	0125-54-2121	建設部建築住宅課	0125-54-2121
1	北海道	[限] 深川市	建設水道部都市建設課	0164-26-2323	建設水道部都市建設課	0164-26-2323
1	北海道	[限] 富良野市	建設水道部都市建設課	0167-39-2316	建設水道部都市建設課	0167-39-2316
1	北海道	[限] 登別市	都市整備部建築住宅グループ	0143-85-2111	都市整備部建築住宅グループ	0143-85-2111
1	北海道	[限] 恵庭市	建設部建築課	0123-33-3131	建設部建築課	0123-33-3131
1	北海道	[限] 伊達市	建設部建築課	0142-23-3331	建設部建築課	0142-23-3331
1	北海道	[限] 北広島市	建設部建築課	011-372-3311	建設部建築課	011-372-3311
1	北海道	[限] 石狩市	建設水道部建築課	0133-72-3141	建設水道部建築課	0133-72-3141
1	北海道	[限] 当別町	建設水道部建設課	0133-23-3147	建設水道部建設課	0133-23-3147
1	北海道	[限] 長沼町	都市整備課	0123-88-2111	都市整備課	0123-88-2111
1	北海道	[限] 北斗市	建設部都市住宅課	0138-73-3111	建設部都市住宅課	0138-73-3111
1	北海道	[限] 余市町	建設水道部都市建設課	0135-21-2127	建設水道部都市建設課	0135-21-2127
1	北海道	[限] 美幌町	建設水道部建設グループ	0152-73-1111	建設水道部建設グループ	0152-73-1111
1	北海道	[限] 遠軽町	経済部建設課	0158-42-4817	経済部建設課	0158-42-4817
1	北海道	[限] 白老町	建設課	0144-82-4215	建設課	0144-82-4215
1	北海道	[限] 音更町	建設水道部建築住宅課	0155-42-2111	建設水道部建築住宅課	0155-42-2111
1	北海道	[限] 芽室町	経済部商工都市振興課	0155-62-9726	経済部商工都市振興課	0155-62-9726
1	北海道	[限] 幕別町	建設部施設課	0155-54-6623	建設部施設課	0155-54-6623
1	北海道	[限] 釧路町	都市建設課建築指導係	0154-62-2111	都市建設課建築指導係	0154-62-2111
1	北海道	[限] 厚岸町	建設課	0153-52-3131	建設課	0153-52-3131
1	北海道	[限] 標茶町	建設課	015-485-2111	建設課	015-485-2111
1	北海道	[限] 中標津町	建設水道部建設課	0153-73-3111	建設水道部建設課	0153-73-3111
1	北海道	[限] 上富良野町	建設水道課	0167-45-6981	建設水道課	0167-45-6981
1	北海道	[限] 七飯町	都市建設課	0138-65-2511	都市建設課	0138-65-2511
1	北海道	[限] 弟子屈町	建設課	015-482-2191	建設課	015-482-2191
2	青森県	青森県	建築住宅課建築指導G	017-734-9693	各地域県民局	
2	青森県	青森市	建築指導課	017-761-4519	建築指導課	017-761-4519
2	青森県	弘前市	建築指導課	0172-35-1111(418)	建築指導課	0172-35-1111(418)
2	青森県	八戸市	建築指導課	0178-43-2111(349)	建築指導課	0178-43-2111(349)
3	岩手県	岩手県	建築住宅課建築指導担当	019-629-5937	各地方振興局土木部	
3	岩手県	盛岡市	建築指導課	019-651-4111	建築指導課	019-651-4111
3	岩手県	[限] 花巻市	建設部建築住宅課建築指導担当	0198-24-2111	建設部建築住宅課建築指導担当	0198-24-2111
3	岩手県	[限] 北上市	建築住宅課建築指導係	0197-64-2111	建築住宅課建築指導係	0197-64-2111
3	岩手県	[限] 奥州市	都市整備部 建築住宅課 建築指導係	0197-24-2111	都市整備部 建築住宅課 建築指導係	0197-24-2111
3	岩手県	[限] 一関市	建築住宅課建築指導係	0191-21-2111	建築住宅課建築指導係	0191-21-2111
3	岩手県	[限] 宮古市	建築住宅課建築指導室	0193-62-2111	建築住宅課建築指導室	0193-62-2111
3	岩手県	[限] 釜石市	都市計画課建築住宅係	0193-22-2111	都市計画課建築住宅係	0193-22-2111
4	宮城県	宮城県	建築宅地課企画調査班	022-211-3245	建築宅地課企画調査班	022-211-3245
4	宮城県	仙台市	建築指導課指導係	022-214-8348	各区役所街並み形成課	
4	宮城県	石巻市	建築指導課審査グループ	0225-95-1111	建築指導課審査グループ	0225-95-1111
4	宮城県	塩竈市	建築指導課	022-364-1126	建築指導課	022-364-1126
4	宮城県	[限] 大崎市	建築住宅課建築指導係	0229-23-8057	建築住宅課建築指導係	0229-23-8057
5	秋田県	秋田県	建築住宅課建築物安全安心推進班	018-860-2565	各地域振興局建設部建築課	
5	秋田県	秋田市	建築指導課	018-866-2153	建築指導課	018-866-2153
5	秋田県	横手市	建築住宅課	0182-35-2224	建築住宅課	0182-35-2224
5	秋田県	[限] 大館市	都市計画課	0186-43-7083	都市計画課	0186-43-7083
5	秋田県	[限] 大仙市	建築住宅課	0187-88-8822	建築住宅課	0187-88-8822
6	山形県	山形県	土木部建築住宅課建築指導担当	023-630-2643	各総合支庁建設部建築課	
6	山形県	山形市	建設部建築指導課	023-641-1212	建設部建築指導課	023-641-1212
7	福島県	福島県	土木部建築指導課	024-521-7523	各建設事務所建築住宅部	
7	福島県	福島市	開発建築指導課 建築審査係	024-525-3764	開発建築指導課 指導係	024-525-3764
7	福島県	郡山市	都市整備部開発建築指導課	024-924-2371	都市整備部開発建築指導課	024-924-2371
7	福島県	いわき市	建築指導課	0246-22-7516	建築指導課	0246-22-7516
7	福島県	[限] 会津若松市	都市計画課 建築指導グループ	0242-39-1261	都市計画課 建築指導グループ	0242-39-1261
7	福島県	[限] 須賀川市	建築住宅課建築指導係	0248-88-9151	建築住宅課建築指導係	0248-88-9151
8	茨城県	茨城県	土木部都市局建築指導課建築グループ	029-301-4727(直)	土木部都市局建築指導課建築グループ	029-301-4727(直)
8	茨城県	水戸市	建築指導課	029-232-9210	建築指導課	029-232-9210
8	茨城県	日立市	建築指導課	0294-22-3111(代)	建築指導課	0294-22-3111(代)
8	茨城県	土浦市	建築指導課	029-826-1111(代)	建築指導課	029-826-1111(代)

バリアフリー法逐条解説 2006 (建築物) 【第3版】

No	都道府県	所管行政庁	14条1項審査部局	連絡先	建築確認審査部局	連絡先
1	北海道	北海道	各支庁産業振興部建設指導課 各支庁土木現業所企画総務部建設指導課		各支庁産業振興部建設指導課 各支庁土木現業所企画総務部建設指導課	
1	北海道	札幌市	都市局建築指導部管理課福祉のまちづくり担当係長	011-211-2859	都市局建築指導部建築確認課	011-211-2846
1	北海道	函館市	都市建設部建築指導課	0138-21-3391	都市建設部建築指導課	0138-21-3391
1	北海道	旭川市	都市建設部建築指導課	0166-25-8597	都市建設部建築指導課	0166-25-8597
1	北海道	小樽市	建設部建築指導課	0134-32-4111(367)	建設部建築指導課	0134-32-4111(367)
1	北海道	室蘭市	都市建設部建築課建築相談係	0143-25-2664	都市建設部建築課建築相談係	0143-25-2664
1	北海道	釧路市	住宅都市部建築指導課	0154-31-4569	住宅都市部建築指導課	0154-31-4569
1	北海道	帯広市	都市建設部建築指導課	0155-65-4181	都市建設部建築指導課	0155-65-4181
1	北海道	北見市	都市建設部建設指導課	0157-25-1154	都市建設部建設指導課	0157-25-1154
1	北海道	苫小牧市	都市建設部建築指導課	0144-32-6111	都市建設部建築指導課	0144-32-6111
1	北海道	江別市	建設部建築指導課	011-381-1042	建設部建築指導課	011-381-1042
1	北海道	[限] 東神楽町			建設水道部建築住宅課	0123-52-3148
1	北海道	[限] 岩見沢市			建設部建築課	0126-23-4111
1	北海道	[限] 網走市			建設部建築課	0152-44-6111
1	北海道	[限] 留萌市			産業建設部建築指導課	0164-42-2025
1	北海道	[限] 稚内市			建設産業部都市整備課	0162-23-6461
1	北海道	[限] 美瑛市			都市整備部建築住宅課	0126-62-3131
1	北海道	[限] 芦別市			経済建設部建築課	0124-22-2111
1	北海道	[限] 赤平市			建設課	0125-32-1844
1	北海道	[限] 紋別市			建設部建築住宅課	0158-24-2111
1	北海道	[限] 士別市			建設水道部建築課	0165-23-3121
1	北海道	[限] 名寄市			建設水道部建築課	01655-3-2511
1	北海道	[限] 三笠市			建設部建設課	01267-2-3999
1	北海道	[限] 根室市			建設水道部建築住宅課	0153-23-6111
1	北海道	[限] 千歳市			建設部建築課	0123-24-3131
1	北海道	[限] 滝川市			建設部建築住宅課	0125-23-1234
1	北海道	[限] 砂川市			建設部建築住宅課	0125-54-2121
1	北海道	[限] 深川市			建設水道部都市建設課	0164-26-2323
1	北海道	[限] 富良野市			建設水道部都市建築課	0167-39-2316
1	北海道	[限] 登別市			都市整備部建築住宅課グループ	0143-85-2111
1	北海道	[限] 恵庭市			建設部建築課	0123-33-3131
1	北海道	[限] 伊達市			建設部建築課	0142-23-3331
1	北海道	[限] 北広島市			建設部建築課	011-372-3311
1	北海道	[限] 石狩市			建設水道部建築課	0133-72-3141
1	北海道	[限] 当別町			建設水道部建設課	0133-23-3147
1	北海道	[限] 長沼町			都市整備課	0123-88-2111
1	北海道	[限] 北斗市			建設部都市住宅課	0138-73-3111
1	北海道	[限] 余市町			建設水道部都市建設課	0135-21-2127
1	北海道	[限] 美幌町			建設水道部建設グループ	0152-73-1111
1	北海道	[限] 遠軽町			経済部建設課	0158-42-4817
1	北海道	[限] 白老町			建設課	0144-82-4215
1	北海道	[限] 音更町			建設水道部建築住宅課	0155-42-2111
1	北海道	[限] 芽室町			経済部商工都市振興課	0155-62-9726
1	北海道	[限] 幕別町			建設部施設課	0155-54-6623
1	北海道	[限] 釧路町			都市建設課建築指導係	0154-62-2111
1	北海道	[限] 厚岸町			建設課	0153-52-3131
1	北海道	[限] 標茶町			建設課	015-485-2111
1	北海道	[限] 中標津町			建設水道部建設課	0153-73-3111
1	北海道	[限] 上富良野町			建設水道課	0167-45-6981
1	北海道	[限] 七飯町			都市建設課	0138-65-2511
1	北海道	[限] 弟子屈町			建設課	015-482-2191
2	青森県	青森県	各地域県民局		各地域県民局	
2	青森県	青森市	建築指導課	017-761-4519	建築指導課	017-761-4519
2	青森県	弘前市	建築指導課	0172-35-1111(418)	建築指導課	0172-35-1111(418)
2	青森県	八戸市	建築指導課	0178-43-2111(349)	建築指導課	0178-43-2111(349)
3	岩手県	岩手県	各地方振興局土木部		各地方振興局土木部	
3	岩手県	盛岡市	建築指導課	019-651-4111	建築指導課	019-651-4111
3	岩手県	[限] 花巻市			建設部建築住宅課建築指導担当	0198-24-2111
3	岩手県	[限] 北上市			建築住宅課建築指導係	0197-64-2111
3	岩手県	[限] 奥州市			都市整備部 建築住宅課 建築指導係	0197-24-2111
3	岩手県	[限] 一関市			建築住宅課建築指導係	0191-21-2111
3	岩手県	[限] 宮古市			建築住宅課建築指導室	0193-62-2111
3	岩手県	[限] 釜石市			都市計画課建築住宅係	0193-22-2111
4	宮城県	宮城県	各土木事務所建築担当班		各土木事務所建築担当班	
4	宮城県	仙台市	各区役所街並み形成課		各区役所街並み形成課	
4	宮城県	石巻市	建築指導課審査グループ	0225-95-1111	建築指導課審査グループ	0225-95-1111
4	宮城県	塩竈市	建築指導課	022-364-1126	建築指導課	022-364-1126
4	宮城県	[限] 大崎市	(限定特定行政庁につき該当なし。)		建築住宅課建築指導係	0229-23-8057
5	秋田県	秋田県	各地域振興局建設部建築課		各地域振興局建設部建築課	
5	秋田県	秋田市	建築指導課	018-866-2153	建築指導課	018-866-2153
5	秋田県	横手市	建築住宅課	0182-35-2224	建築住宅課	0182-35-2224
5	秋田県	[限] 大館市	都市計画課	0186-43-7083	都市計画課	0186-43-7083
5	秋田県	[限] 大仙市	建築住宅課	0187-88-8823	建築住宅課	0187-88-8822
6	山形県	山形県	各総合支庁建設部建築課		各総合支庁建設部建築課	
6	山形県	山形市	建設部建築指導課	023-641-1212	建設部建築指導課	023-641-1212
7	福島県	福島県	各建設事務所建築住宅部		各建設事務所建築住宅部	
7	福島県	福島市	開発建築指導課 建築審査係	024-525-3764	開発建築指導課 建築審査係	024-525-3764
7	福島県	郡山市	都市整備部開発建築指導課	024-924-2371	都市整備部開発建築指導課	024-924-2371
7	福島県	いわき市	建築指導課	0246-22-7516	建築指導課	0246-22-7516
7	福島県	[限] 会津若松市	都市計画課 建築指導グループ	0242-39-1261	都市計画課 建築指導グループ	0242-39-1261
7	福島県	[限] 須賀川市	建築住宅課建築指導係	0248-88-9151	建築住宅課建築指導係(4号建築物)	0248-88-9151
8	茨城県	茨城県	本庁及び各県民センター	-	本庁及び各県民センター	-
8	茨城県	水戸市	建築指導課	029-232-9210	建築指導課	029-232-9210
8	茨城県	日立市	建築指導課	0294-22-3111(代)	建築指導課	0294-22-3111(代)
8	茨城県	土浦市	建築指導課	029-826-1111(代)	建築指導課	029-826-1111(代)

バリアフリー法逐条解説 2006 (建築物) 【第3版】

No	都道府県	所管行政庁	15条(違反等)関係	連絡先	24条許可(建基法52条14項1号)	連絡先	適用条例名(福祉のまちづくり条例等)
1	北海道	北海道	各支庁産業振興部建設指導課 各支庁土木現業所企画総務部建設指導課		建設部住宅局建築指導課 建築基準グループ	011-231-4111	北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	札幌市	都市局建築指導部建築安全推進課	011-211-2867	都市局建築指導部管理課指導係	011-211-2859	札幌市福祉のまちづくり条例
1	北海道	函館市	都市建設部建築指導課	0138-21-3391	都市建設部建築指導課	0138-21-3391	函館市福祉のまちづくり条例
1	北海道	旭川市	都市建設部建築指導課	0166-25-8597	都市建設部建築指導課	0166-25-8597	
1	北海道	小樽市	建設部建築指導課	0134-32-4111(431)	建設部建築指導課	0134-32-4111(432)	
1	北海道	室蘭市	都市建設部建築課建築相談係	0143-25-2664	都市建設部建築課建築相談係	0143-25-2664	北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	釧路市	住宅都市部建築指導課	0154-31-4569	住宅都市部建築指導課	0154-31-4569	
1	北海道	帯広市	都市建設部建築指導課	0155-65-4180	都市建設部建築指導課	0155-65-4180	
1	北海道	北見市	都市建設部建設指導課	0157-25-1154	都市建設部建設指導課	0157-25-1154	
1	北海道	苫小牧市	都市建設部建築指導課	0144-32-6111	都市建設部建築指導課	0144-32-6111	苫小牧市福祉のまちづくり条例
1	北海道	江別市	建設部建築指導課	011-381-1042	建設部建築指導課	011-381-1042	
1	北海道	[限]東神楽町					
1	北海道	[限]岩見沢市					
1	北海道	[限]網走市					
1	北海道	[限]留萌市					
1	北海道	[限]稚内市					
1	北海道	[限]美幌市					
1	北海道	[限]芦別市					
1	北海道	[限]赤平市					
1	北海道	[限]紋別市					
1	北海道	[限]士別市					士別市福祉のまちづくり条例
1	北海道	[限]名寄市					
1	北海道	[限]三笠市					
1	北海道	[限]根室市					
1	北海道	[限]千歳市					
1	北海道	[限]滝川市					
1	北海道	[限]砂川市					
1	北海道	[限]深川市					
1	北海道	[限]富良野市					
1	北海道	[限]登別市					
1	北海道	[限]恵庭市					
1	北海道	[限]伊達市					
1	北海道	[限]北広島市					
1	北海道	[限]石狩市					
1	北海道	[限]当別町					
1	北海道	[限]長沼町					
1	北海道	[限]北斗市					
1	北海道	[限]余市町					
1	北海道	[限]美幌町					
1	北海道	[限]遠軽町					
1	北海道	[限]白老町					
1	北海道	[限]音更町					
1	北海道	[限]芽室町					
1	北海道	[限]幕別町					
1	北海道	[限]釧路町					
1	北海道	[限]厚岸町					
1	北海道	[限]標茶町					
1	北海道	[限]中標津町					
1	北海道	[限]上富良野町					
1	北海道	[限]七飯町					
1	北海道	[限]弟子屈町					
2	青森県	青森県	建築住宅課建築指導G	017-734-9693	建築住宅課建築指導G	017-734-9693	青森県福祉のまちづくり条例
2	青森県	青森市	建築指導課	017-761-4519	建築指導課	017-761-4519	
2	青森県	弘前市	建築指導課	0172-35-1111(418)	建築指導課	0172-35-1111(418)	
2	青森県	八戸市	建築指導課	0178-43-2111(349)	建築指導課	0178-43-2111(349)	
3	岩手県	岩手県	各地方振興局土木部		建築住宅課建築指導担当	019-629-5937	
3	岩手県	盛岡市	建築指導課	019-651-4111	建築指導課	019-651-4111	
3	岩手県	[限]花巻市					
3	岩手県	[限]北上市					
3	岩手県	[限]奥州市					
3	岩手県	[限]一関市					
3	岩手県	[限]宮古市					
3	岩手県	[限]釜石市					
4	宮城県	宮城県	各土木事務所建築担当班		建築宅地課建築指導班	022-211-3243	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例
4	宮城県	仙台市	各区役所街並み形成課		建築指導課指導係	022-214-8348	仙台市人にやさしいまちづくり条例
4	宮城県	石巻市	建築指導課審査グループ	0225-95-1111	建築指導課審査グループ	0225-95-1111	
4	宮城県	塩竈市	建築指導課	022-364-1126	建築指導課	022-364-1126	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例(県条例)
4	宮城県	[限]大崎市	建築住宅課建築指導係	0229-23-8057	建築住宅課建築指導係	0229-23-8057	
5	秋田県	秋田県	各地域振興局建設部建築課		建築住宅課建築物安全安心推進班	018-860-2565	
5	秋田県	秋田市	建築指導課	018-866-2153	建築指導課	018-866-2153	
5	秋田県	横手市	建築住宅課	0182-35-2224	建築住宅課	0182-35-2224	秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例
5	秋田県	[限]大館市	都市計画課	0186-43-7083			
5	秋田県	[限]大仙市	建築住宅課	0187-88-8823			
6	山形県	山形県	各総合支庁建設部建築課		各総合支庁建設部建築課		山形県みんなにやさしいまちづくり条例
6	山形県	山形市	建設部建築指導課	023-641-1212	建設部建築指導課	023-641-1212	
7	福島県	福島県	各建設事務所建築住宅部		土木部建築指導課	024-521-7523	人にやさしいまちづくり条例
7	福島県	福島市	開発建築指導課 建築審査係	024-525-3764	開発建築指導課 指導係	024-525-3764	
7	福島県	郡山市	都市整備部開発建築指導課	024-924-2371	都市整備部開発建築指導課	024-924-2371	
7	福島県	いわき市	建築指導課	0246-22-7516	建築指導課	0246-22-7516	人にやさしいまちづくり条例(県条例)
7	福島県	[限]会津若松市	都市計画課 建築指導グループ	0242-39-1261	都市計画課 建築指導グループ	0242-39-1261	
7	福島県	[限]須賀川市	建築住宅課建築指導係	0248-88-9151	建築住宅課建築指導係	0248-88-9151	
8	茨城県	茨城県	土木部都市局建築指導課監査・免許グループ	029-301-4722(直)	土木部都市局建築指導課建築グループ	029-301-4722(直)	
8	茨城県	水戸市	建築指導課	029-232-9210	建築指導課	029-232-9210	
8	茨城県	日立市	建築指導課	0294-22-3111(代)	建築指導課	0294-22-3111(代)	
8	茨城県	土浦市	建築指導課	029-826-1111(代)	建築指導課	029-826-1111(代)	

バリアフリー法逐条解説 2006 (建築物) 【第3版】

No	都道府県	所管行政庁	福祉の街づくり条例等所管	連絡先	福祉の街づくり条例等審査部局	連絡先	建築基準条例名(福祉の基準がある場合)
1	北海道	北海道	保健福祉部福祉課	011-231-4111	各支庁産業振興部建設指導課 各支庁土木現業所企画総務部建設指導課		北海道建築基準法施行条例
1	北海道	札幌市	保健福祉局保健福祉部高齢福祉課	011-211-2976	都市局建築指導部管理課福祉のまちづくり担当係長	011-211-2859	-
1	北海道	函館市	福祉部福祉推進課	0138-21-3254	都市建設部建築指導課	0138-21-3391	函館市建築基準条例
1	北海道	旭川市	-	-	-	-	-
1	北海道	小樽市					小樽市建築基準法施行条例
1	北海道	室蘭市					室蘭市建築基準法施行条例
1	北海道	釧路市					釧路市建築基準法施行条例
1	北海道	帯広市					帯広市建築基準法施行条例
1	北海道	北見市					北見市建築基準法施行条例
1	北海道	苫小牧市	保健福祉部社会福祉課	0144-32-6111	都市建設部建築指導課	0144-32-6111	苫小牧市建築基準法施行条例
1	北海道	江別市	建設部建築指導課	011-381-1042	建設部建築指導課	011-381-1042	-
1	北海道	[限]東神楽町					
1	北海道	[限]岩見沢市					
1	北海道	[限]網走市			建設部建築課	0152-44-6111	
1	北海道	[限]留萌市					
1	北海道	[限]稚内市					
1	北海道	[限]美幌市					
1	北海道	[限]芦別市					
1	北海道	[限]赤平市					
1	北海道	[限]紋別市					
1	北海道	[限]士別市	保健福祉部福祉課	0165-23-3121	認定等は北海道福祉のまちづくり条例にて対応		
1	北海道	[限]名寄市					
1	北海道	[限]三笠市					
1	北海道	[限]根室市					
1	北海道	[限]千歳市					
1	北海道	[限]滝川市					
1	北海道	[限]砂川市					
1	北海道	[限]深川市					
1	北海道	[限]富良野市					
1	北海道	[限]登別市					
1	北海道	[限]恵庭市					
1	北海道	[限]伊達市					
1	北海道	[限]北広島市					
1	北海道	[限]石狩市					
1	北海道	[限]当別町					
1	北海道	[限]長沼町					
1	北海道	[限]北斗市					
1	北海道	[限]余市町					
1	北海道	[限]美幌町					
1	北海道	[限]遠軽町					
1	北海道	[限]白老町					
1	北海道	[限]音更町					
1	北海道	[限]芽室町					
1	北海道	[限]幕別町					
1	北海道	[限]釧路町					
1	北海道	[限]厚岸町					
1	北海道	[限]標茶町					
1	北海道	[限]中標津町					
1	北海道	[限]上富良野町					
1	北海道	[限]七飯町					
1	北海道	[限]弟子屈町					
2	青森県	青森県	健康福祉部障害福祉課	017-734-9307	各地域県民局		
2	青森県	青森市			建築指導課	017-761-4519	
2	青森県	弘前市			建築指導課	0172-35-1111(418)	
2	青森県	八戸市			建築指導課	0178-43-2111(349)	
3	岩手県	岩手県	保健福祉部地域福祉課	019-629-5438	各地方振興局土木部		
3	岩手県	盛岡市			建築指導課	019-651-4111	
3	岩手県	[限]花巻市			建設部建築住宅課建築指導担当	0198-24-2111	
3	岩手県	[限]北上市			建築住宅課建築指導係	0197-64-2111	
3	岩手県	[限]奥州市			都市整備部 建築住宅課 建築指導係	0197-24-2111	
3	岩手県	[限]一関市			建築住宅課建築指導係	0191-21-2111	
3	岩手県	[限]宮古市			建築住宅課建築指導室	0193-62-2111	
3	岩手県	[限]釜石市			都市計画課建築住宅係	0193-22-2111	
4	宮城県	宮城県	保健福祉部地域福祉課	022-211-2518	各土木事務所建築担当班		
4	宮城県	仙台市	社会課地域福祉係	022-214-8158	各区役所街並み形成課		
4	宮城県	石巻市	建築指導課審査グループ	0225-95-1111	建築指導課審査グループ	0225-95-1111	
4	宮城県	塩竈市	建築指導係	022-364-1126	建築指導係	022-364-1126	
4	宮城県	[限]大崎市	建築住宅課建築指導係	0229-23-8057	建築住宅課建築指導係	0229-23-8057	
5	秋田県	秋田県	健康福祉部福祉政策課地域福祉・監査班	018-860-1316	各地域振興局建設部建築課		
5	秋田県	秋田市			建築指導課	018-866-2153	
5	秋田県	横手市			建築住宅課	0182-35-2224	
5	秋田県	[限]大館市					
5	秋田県	[限]大仙市					
6	山形県	山形県	健康福祉部障がい福祉課	023-630-2293	各総合支庁建設部建築課		
6	山形県	山形市					
7	福島県	福島県	保健福祉部高齢福祉課	024-521-7197	各建設事務所建築住宅部		福島県建築基準法施行条例
7	福島県	福島市			開発建築指導課 建築審査係	024-525-3764	
7	福島県	郡山市			都市整備部開発建築指導課	024-924-2371	
7	福島県	いわき市			建築指導課	0246-22-7516	
7	福島県	[限]会津若松市			都市計画課 建築指導グループ	0242-39-1261	
7	福島県	[限]須賀川市			建築住宅課建築指導係	0248-88-9151	
8	茨城県	茨城県	保健福祉部厚生総務課	029-301-3129(直)	本庁及び各県民センター	-	
8	茨城県	水戸市	-	-	建築指導課	029-232-9210	
8	茨城県	日立市	-	-	建築指導課	0294-22-3111(代)	
8	茨城県	土浦市	-	-	建築指導課	029-826-1111(代)	

バリアフリー法所管行政庁一覧

No	都道府県	所管行政庁	総合調整部局(建築関係)	連絡先	計画の認定事務	連絡先
8	茨城県	北茨城市	都市計画課	0293-43-1111代	都市計画課	0293-43-1111代
8	茨城県	取手市	建築指導課	0297-74-2141代	建築指導課	0297-74-2141代
8	茨城県	ひたちなか市	建築指導課	029-273-0111代	建築指導課	029-273-0111代
8	茨城県	つくば市	建築指導課	029-883-1111代	建築指導課	029-883-1111代
8	茨城県	高萩市	建築指導検査室	0293-23-2111代	建築指導検査室	0293-23-2111代
8	茨城県	古河市	建築指導課	0280-92-3111代	建築指導課	0280-92-3111代
9	栃木県	栃木県	県土整備部建築課	028-623-2514	各土木事務所	-
9	栃木県	宇都宮市	都市整備部建築指導課	028-632-2577	都市整備部建築指導課	028-632-2577
9	栃木県	足利市	建築指導課	0284-20-2170	建築指導課	0284-20-2170
9	栃木県	栃木市	建築指導課	0282-21-2628	建築指導課	0282-21-2628
9	栃木県	佐野市	建築指導課	0283-61-1167	建築指導課	0283-61-1167
9	栃木県	鹿沼市	建築指導課	0289-63-2242	建築指導課	0289-63-2242
9	栃木県	日光市	建築住宅課	0288-21-5197	建築住宅課	0288-21-5197
9	栃木県	小山市	建築指導課	0285-22-9232	建築指導課	0285-22-9232
9	栃木県	大田原市	建築指導課	0287-23-1178	建築指導課	0287-23-1178
9	栃木県	那須塩原市	建築指導課	0287-62-7174	建築指導課	0287-62-7174
10	群馬県	群馬県	県土整備部建築住宅課審査指導係	027-226-3703	各土木事務所	-
10	群馬県	前橋市	建築指導課	027-890-6753	建築指導課	027-890-6753
10	群馬県	高崎市	建築指導課	027-321-1271	建築指導課	027-321-1271
10	群馬県	桐生市	建築指導課	0277-46-1111	建築指導課	0277-46-1111
10	群馬県	伊勢崎市	建築指導課	0270-24-5111	建築指導課	0270-24-5111
10	群馬県	太田市	建築指導課	0276-47-1837	建築指導課	0276-47-1837
10	群馬県	館林市	建築課	0276-72-4111	建築課	0276-72-4111
10	群馬県	[限]藤岡市	建築課建築指導係	0274-22-1211	建築課建築指導係	0274-22-1211
10	群馬県	[限]渋川市	建設部建築住宅課	0279-22-2072	建設部建築住宅課	0279-22-2072
10	群馬県	[限]富岡市	都市建設部建築課建築指導係	0274-62-1511	都市建設部建築課建築指導係	0274-62-1511
10	群馬県	[限]安中市	建設部建築住宅課	027-382-1111	建設部建築住宅課	027-382-1111
10	群馬県	[限]沼田市	都市建設部建設課建築室	0278-23-2111	都市建設部建設課建築室	0278-23-2111
11	埼玉県	埼玉県	都市整備部建築安全課建築指導担当	048-830-5519	各建築安全センター	-
11	埼玉県	さいたま市	建設局建築部建築総務課	048-829-1539	北部建設事務所建築指導課 南部建設事務所建築指導課	048-646-3236 048-840-6237
11	埼玉県	川越市	都市計画部建築指導課	049-224-5974	都市計画部建築指導課	049-224-5974
11	埼玉県	熊谷市	都市整備部建築審査課	0493-39-4815	都市整備部建築審査課	0493-39-4815
11	埼玉県	川口市	都市計画部建築審査課	048-258-1110	都市計画部建築審査課	048-258-1110
11	埼玉県	[限]行田市	都市整備部開発指導課	048-550-1551	都市整備部開発指導課	048-550-1551
11	埼玉県	[限]秩父市	地域整備部建築住宅課	0494-26-6869	地域整備部建築住宅課	0494-26-6869
11	埼玉県	所沢市	街づくり計画部建築指導課	04-2998-9180	街づくり計画部建築指導課	04-2998-9180
11	埼玉県	[限]飯能市	建設部建築課	042-973-2111	建設部建築課	042-973-2111
11	埼玉県	[限]加須市	建設部建築開発課	0480-62-1111	建設部建築開発課	0480-62-1111
11	埼玉県	[限]本庄市	都市整備部建築開発課	0495-25-1111	都市整備部建築開発課	0495-25-1111
11	埼玉県	[限]東松山市	都市整備部開発建築課	0493-23-2221	都市整備部開発建築課	0493-23-2221
11	埼玉県	春日部市	都市整備部建築課	048-736-1111	都市整備部建築課	048-736-1111
11	埼玉県	狭山市	建設部建築審査課	04-2953-1111	建設部建築審査課	04-2953-1111
11	埼玉県	[限]羽生市	まちづくり部開発建築課	048-561-1121	まちづくり部開発建築課	048-561-1121
11	埼玉県	[限]鴻巣市	都市整備部建築課	048-541-1321	都市整備部建築課	048-541-1321
11	埼玉県	[限]深谷市	都市整備部開発指導課	048-571-1211	都市整備部開発指導課	048-571-1211
11	埼玉県	上尾市	都市整備部建築指導課	048-775-8490	都市整備部建築指導課	048-775-8490
11	埼玉県	草加市	都市整備部建築指導課	048-922-0151	都市整備部建築指導課	048-922-0151
11	埼玉県	越谷市	都市整備部建築住宅課	048-964-2111	都市整備部建築住宅課	048-964-2111
11	埼玉県	[限]蕨市	都市整備部建築課	048-432-3200	都市整備部建築課	048-432-3200
11	埼玉県	[限]戸田市	都市整備部建築課	048-441-1800	都市整備部建築課	048-441-1800
11	埼玉県	[限]入間市	都市建設部建築指導課	04-2964-1111	都市建設部建築指導課	04-2964-1111
11	埼玉県	[限]朝霞市	都市建設部建築課	048-463-1111	都市建設部建築課	048-463-1111
11	埼玉県	[限]志木市	都市整備部建築耐震課	048-473-1111	都市整備部建築耐震課	048-473-1111
11	埼玉県	[限]和光市	建設部建築課	048-464-1111	建設部建築課	048-464-1111
11	埼玉県	新座市	都市計画部建築開発課	048-477-1111	都市計画部建築開発課	048-477-1111
11	埼玉県	[限]桶川市	都市整備部建築課	048-786-3211	都市整備部建築課	048-786-3211
11	埼玉県	[限]久喜市	建設部開発建築課	0480-22-1111	建設部開発建築課	0480-22-1111
11	埼玉県	[限]北本市	都市整備部建築開発課	048-591-1111	都市整備部建築開発課	048-591-1111
11	埼玉県	[限]八潮市	都市デザイン部開発建築課	048-996-2111	都市デザイン部開発建築課	048-996-2111
11	埼玉県	[限]富士見市	建設部建築指導課	049-252-7127	建設部建築指導課	049-252-7127
11	埼玉県	[限]三郷市	まちづくり推進部開発指導課	048-930-7743	まちづくり推進部開発指導課	048-930-7743
11	埼玉県	[限]蓮田市	都市整備部建築指導課	048-768-3111	都市整備部建築指導課	048-768-3111
11	埼玉県	[限]坂戸市	都市整備部建築課	049-283-1331	都市整備部建築課	049-283-1331
11	埼玉県	[限]幸手市	建設経済部建築指導課	0480-43-1111	建設経済部建築指導課	0480-43-1111
11	埼玉県	[限]鶴ヶ島市	都市整備部建築課	049-271-1111	都市整備部建築課	049-271-1111
11	埼玉県	[限]日高市	都市整備部建築指導課	042-989-2111	都市整備部建築指導課	042-989-2111
11	埼玉県	[限]吉川市	都市建設部建築課	048-982-5111	都市建設部建築課	048-982-5111
11	埼玉県	[限]ふじみ野市	都市政策部建築課	049-261-2611	都市政策部建築課	049-261-2611
11	埼玉県	[限]白岡市	都市整備部建築課	0480-92-1111	都市整備部建築課	0480-92-1111
11	埼玉県	[限]杉戸町	建築課	0480-33-1111	建築課	0480-33-1111
11	埼玉県	[限]松伏町	まちづくり整備課	048-991-1858	まちづくり整備課	048-991-1858
12	千葉県	千葉県	県土整備部都市整備局建築指導課建築審査室	043-223-3188	建築指導課建築審査室(5階以上または2000㎡越え) 各土木事務所(4階以下かつ2000㎡以下)	043-223-3188
12	千葉県	千葉市	建築指導課 管理係	043-245-5694	建築指導課 管理係	043-245-5694
12	千葉県	市川市	建築審査課(審査検査班)	047-334-1428	建築審査課(審査検査班)	047-334-1428
12	千葉県	船橋市	建築指導課 審査第1係	047-436-2673	建築指導課 審査第1係(建築物)	047-436-2673
12	千葉県	[限]木更津市	建築住宅課 建築審査担当	0438-23-8597	建築住宅課 建築審査担当	0438-23-8597
12	千葉県	松戸市	建築指導課 審査班	047-366-7368	建築指導課 審査班	047-366-7368
12	千葉県	[限]野田市	建築指導課 指導審査係	04-7125-1111	建築指導課 指導審査係	04-7125-1111
12	千葉県	[限]茂原市	建築課 審査指導係	0475-20-1588	建築課 審査指導係	0475-20-1588

バリアフリー法逐条解説 2006 (建築物) 【第3版】

No	都道府県	所管行政庁	14条1項審査部局	連絡先	建築確認審査部局	連絡先
8	茨城県	北茨城市	都市計画課	0293-43-1111代	都市計画課	0293-43-1111代
8	茨城県	取手市	建築指導課	0297-74-2141代	建築指導課	0297-74-2141代
8	茨城県	ひたちなか市	建築指導課	029-273-0111代	建築指導課	029-273-0111代
8	茨城県	つくば市	建築指導課	029-883-1111代	建築指導課	029-883-1111代
8	茨城県	高萩市	建築指導検査室	0293-23-2111代	建築指導検査室	0293-23-2111代
8	茨城県	古河市	建築指導課	0280-92-3111代	建築指導課	0280-92-3111代
9	栃木県	栃木県	各土木事務所	-	各土木事務所	-
9	栃木県	宇都宮市	都市整備部建築指導課	028-632-2577	都市整備部建築指導課	028-632-2577
9	栃木県	足利市	建築指導課	0284-20-2170	建築指導課	0284-21-2170
9	栃木県	栃木市	建築指導課	0282-21-2628	建築指導課	0282-21-2628
9	栃木県	佐野市	建築指導課	0283-61-1167	建築指導課	0283-61-1167
9	栃木県	鹿沼市	建築指導課	0289-63-2242	建築指導課	0289-63-2242
9	栃木県	日光市	建築住宅課	0288-21-5197	建築住宅課	0288-21-5197
9	栃木県	小山市	建築指導課	0285-22-9232	建築指導課	0285-22-9232
9	栃木県	大田原市	建築指導課	0287-23-1178	建築指導課	0287-23-1178
9	栃木県	那須塩原市	建築指導課	0287-62-7174	建築指導課	0287-62-7174
10	群馬県	群馬県	各土木事務所		各土木事務所	
10	群馬県	前橋市	建築指導課	027-890-6754	建築指導課	027-890-6753
10	群馬県	高崎市	建築指導課	027-321-1271	建築指導課	027-321-1271
10	群馬県	桐生市	建築指導課	0277-46-1111	建築指導課	0277-46-1111
10	群馬県	伊勢崎市	建築指導課	0270-24-5111	建築指導課	0270-24-5111
10	群馬県	太田市	建築指導課	0276-47-1837	建築指導課	0276-47-1837
10	群馬県	館林市	建築課	0276-72-4111	建築課	0276-72-4111
10	群馬県	[限]藤岡市			建築課建築指導係	0274-22-1211
10	群馬県	[限]渋川市			建設部建築住宅課	0279-22-2072
10	群馬県	[限]富岡市			都市建設部建築課建築指導係	0274-62-1511
10	群馬県	[限]安中市			建設部建築住宅課	027-382-1111
10	群馬県	[限]沼田市			都市建設部建設課建築室	0278-23-2111
11	埼玉県	埼玉県	各建築安全センター		各建築安全センター	
11	埼玉県	さいたま市	北部建設事務所建築審査課 南部建設事務所建築審査課	048-646-3242 048-840-6242	北部建設事務所建築審査課 南部建設事務所建築審査課	048-646-3242 048-840-6242
11	埼玉県	川越市	都市計画部建築指導課	049-224-5974	都市計画部建築指導課	049-224-5974
11	埼玉県	熊谷市	都市整備部建築審査課	0493-39-4815	都市整備部建築審査課	0493-39-4815
11	埼玉県	川口市	都市計画部建築審査課	048-258-1110	都市計画部建築審査課	048-258-1110
11	埼玉県	[限]行田市			都市整備部開発指導課	048-550-1551
11	埼玉県	[限]秩父市			地域整備部建築住宅課	0494-26-6869
11	埼玉県	所沢市	街づくり計画部建築指導課	04-2998-9180	街づくり計画部建築指導課	04-2998-9180
11	埼玉県	[限]飯能市			建設部建築課	042-973-2111
11	埼玉県	[限]加須市			建設部建築開発課	0480-62-1111
11	埼玉県	[限]本庄市			都市整備部建築開発課	0495-25-1111
11	埼玉県	[限]東松山市			都市整備部開発建築課	0493-23-2221
11	埼玉県	春日部市	都市整備部建築課	048-736-1111	都市整備部建築課	048-736-1111
11	埼玉県	狭山市	建設部建築審査課	04-2953-1111	建設部建築審査課	04-2953-1111
11	埼玉県	[限]羽生市			まちづくり部開発建築課	048-561-1121
11	埼玉県	[限]鴻巣市			都市整備部建築課	048-541-1321
11	埼玉県	[限]深谷市			都市整備部開発指導課	048-571-1211
11	埼玉県	上尾市	都市整備部建築指導課	048-775-8490	都市整備部建築指導課	048-775-8490
11	埼玉県	草加市	都市整備部建築指導課	048-922-0151	都市整備部建築指導課	048-922-0151
11	埼玉県	越谷市	都市整備部建築住宅課	048-964-2111	都市整備部建築住宅課	048-964-2111
11	埼玉県	[限]蕨市			都市整備部建築課	048-432-3200
11	埼玉県	[限]戸田市			都市整備部建築課	048-441-1800
11	埼玉県	[限]入間市			都市建設部建築指導課	04-2964-1111
11	埼玉県	[限]朝霞市			都市建設部建築課	048-463-1111
11	埼玉県	[限]志木市			都市整備部建築耐震課	048-473-1111
11	埼玉県	[限]和光市			建設部建築課	048-464-1111
11	埼玉県	新座市	都市計画部建築開発課	048-477-1111	都市計画部建築開発課	048-477-1111
11	埼玉県	[限]桶川市			都市整備部建築課	048-786-3211
11	埼玉県	[限]久喜市			建設部開発建築課	0480-22-1111
11	埼玉県	[限]北本市			都市整備部建築開発課	048-591-1111
11	埼玉県	[限]八潮市			都市デザイン部開発建築課	048-996-2111
11	埼玉県	[限]富士見市			建設部建築指導課	049-252-7127
11	埼玉県	[限]三郷市			まちづくり推進部開発指導課	048-930-7743
11	埼玉県	[限]蓮田市			都市整備部建築指導課	048-768-3111
11	埼玉県	[限]坂戸市			都市整備部建築課	049-283-1331
11	埼玉県	[限]幸手市			建設経済部建築指導課	0480-43-1111
11	埼玉県	[限]鶴ヶ島市			都市整備部建築課	049-271-1111
11	埼玉県	[限]日高市			都市整備部建築指導課	042-989-2111
11	埼玉県	[限]吉川市			都市建設部建築課	048-982-5111
11	埼玉県	[限]ふじみ野市			都市政策部建築課	049-261-2611
11	埼玉県	[限]白岡市			都市整備部建築課	0480-92-1111
11	埼玉県	[限]杉戸町			建築課	0480-33-1111
11	埼玉県	[限]松伏町			まちづくり整備課	048-991-1858
12	千葉県	千葉県	建築指導課建築審査室	043-223-3188	建築指導課建築審査室	043-223-3188
12	千葉県	千葉市	建築指導課 管理係	043-245-5694	建築審査課 審査第1係他	043-245-5840
12	千葉県	市川市	建築審査課(審査検査班)	047-334-1428	建築審査課(審査検査班)	047-334-1428
12	千葉県	船橋市	建築指導課 審査第1係(建築物)	047-436-2673	建築指導課 審査第1係	047-436-2673
12	千葉県	[限]木更津市	建築住宅課 建築審査担当	0438-23-8597	建築住宅課 建築審査担当	0438-23-8597
12	千葉県	松戸市	建築指導課 審査班	047-366-7368	建築指導課 審査班	047-366-7368
12	千葉県	[限]野田市	建築指導課 指導審査係	04-7125-1111	建築指導課 指導審査係	04-7125-1111
12	千葉県	[限]茂原市	建築課 審査指導係	0475-20-1588	建築課 審査指導係	0475-20-1588

バリアフリー法逐条解説 2006 (建築物) 【第3版】

No	都道府県	所管行政庁	15条(違反等)関係	連絡先	24条許可(建基法52条14項1号)	連絡先	適用条例名(福祉の街づくり条例等)	
8	茨城県	北茨城市	都市計画課	0293-43-1111(代)	都市計画課	0293-43-1111(代)	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例	
8	茨城県	取手市	建築指導課	0297-74-2141(代)	建築指導課	0297-74-2141(代)		
8	茨城県	ひたちなか市	建築指導課	029-273-0111(代)	建築指導課	029-273-0111(代)		
8	茨城県	つくば市	建築指導課	029-883-1111(代)	建築指導課	029-883-1111(代)		
8	茨城県	高萩市	建築指導課検査室	0293-23-2111(代)	建築指導課検査室	0293-23-2111(代)		
8	茨城県	古河市	建築指導課	0280-92-3111(代)	建築指導課	0280-92-3111(代)	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例	
9	栃木県	栃木県	各土木事務所	-	県土整備部建築課	028-623-2514		
9	栃木県	宇都宮市	都市整備部建築指導課	028-632-2577	都市整備部建築指導課	028-632-2574	宇都宮市やさしさをはくむ福祉のまちづくり条例	
9	栃木県	足利市	建築指導課	0284-20-2170	建築指導課	0284-20-2170	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例	
9	栃木県	栃木市	建築指導課	0282-21-2628	建築指導課	0282-21-2628		
9	栃木県	佐野市	建築指導課	0283-61-1167	建築指導課	0283-61-1167		
9	栃木県	鹿沼市	建築指導課	0289-63-2242	建築指導課	0289-63-2242		
9	栃木県	日光市	建築住宅課	0288-21-5197	建築住宅課	0288-21-5197		
9	栃木県	小山市	建築指導課	0285-22-9233	建築指導課	0285-22-9232		
9	栃木県	大田原市	建築指導課	0287-23-1178	建築指導課	0287-23-1178		
9	栃木県	那須塩原市	建築指導課	0287-62-7174	建築指導課	0287-62-7174		
9	群馬県	群馬県	各土木事務所	-	建築住宅課審査指導係	027-226-3703		人にやさしい福祉のまちづくり条例
10	群馬県	前橋市	建築指導課	027-890-6754	建築指導課	027-890-6754		人にやさしい福祉のまちづくり条例(県制定)
10	群馬県	高崎市	建築指導課審査係	027-321-1271	建築指導課	027-321-1271		
10	群馬県	桐生市	建築指導課	0277-46-1111	建築指導課	0277-46-1111		
10	群馬県	伊勢崎市	建築指導課	0270-24-5111	建築指導課	0270-24-5111		
10	群馬県	太田市	建築指導課	0276-47-1837	建築指導課	0276-47-1837		
10	群馬県	館林市	建築課	0276-72-4111	建築課	0276-72-4111		
10	群馬県	[限]藤岡市						
10	群馬県	[限]渋川市						
10	群馬県	[限]富岡市						
10	群馬県	[限]安中市						
10	群馬県	[限]沼田市						
11	埼玉県	埼玉県	各建築安全センター		都市整備部建築安全課建築指導担当	048-830-5519	埼玉県福祉のまちづくり条例	
11	埼玉県	さいたま市	建設局建築部建築総務課	048-829-1539	建設局建築部建築行政課	048-829-1533	さいたま市 だれもが住みよい福祉のまちづくり条例	
11	埼玉県	川越市	都市計画部建築指導課	049-224-5974	都市計画部建築指導課	049-224-5974	埼玉県福祉のまちづくり条例	
11	埼玉県	熊谷市	都市整備部建築審査課	0493-39-4815	都市整備部建築審査課	0493-39-4815		
11	埼玉県	川口市	都市計画部建築審査課	048-258-1110	都市計画部建築審査課	048-258-1110		
11	埼玉県	[限]行田市						
11	埼玉県	[限]秩父市						
11	埼玉県	所沢市	街づくり計画部建築指導課	04-2998-9180	街づくり計画部建築指導課	04-2998-9180		
11	埼玉県	[限]飯能市						
11	埼玉県	[限]加須市						
11	埼玉県	[限]本庄市						
11	埼玉県	[限]東松山市						
11	埼玉県	春日部市	都市整備部建築課	048-736-1111	都市整備部建築課	048-736-1111		
11	埼玉県	狭山市	建設部建築審査課	04-2953-1111	建設部建築審査課	04-2953-1111		
11	埼玉県	[限]羽生市						
11	埼玉県	[限]鴻巣市						
11	埼玉県	[限]深谷市						
11	埼玉県	上尾市	都市整備部建築指導課	048-775-8490	都市整備部建築指導課	048-775-8490		
11	埼玉県	草加市	都市整備部建築指導課	048-922-0151	都市整備部建築指導課	048-922-0151		
11	埼玉県	越谷市	都市整備部建築住宅課	048-964-2111	都市整備部建築住宅課	048-964-2111		
11	埼玉県	[限]蕨市						
11	埼玉県	[限]戸田市						
11	埼玉県	[限]入間市						
11	埼玉県	[限]朝霞市						
11	埼玉県	[限]志木市						
11	埼玉県	[限]和光市						
11	埼玉県	新座市	都市計画部建築開発課	048-477-1111	都市計画部建築開発課	048-477-1111		
11	埼玉県	[限]桶川市						
11	埼玉県	[限]久喜市						
11	埼玉県	[限]北本市						
11	埼玉県	[限]八潮市						
11	埼玉県	[限]富士見市						
11	埼玉県	[限]三郷市						
11	埼玉県	[限]蓮田市						
11	埼玉県	[限]坂戸市						
11	埼玉県	[限]幸手市						
11	埼玉県	[限]鶴ヶ島市						
11	埼玉県	[限]日高市						
11	埼玉県	[限]吉川市						
11	埼玉県	[限]ふじみ野市						
11	埼玉県	[限]白岡市						
11	埼玉県	[限]杉戸町						
11	埼玉県	[限]松伏町						
12	千葉県	千葉県	建築指導課建築指導室	043-223-3183	建築指導課建築審査室	043-223-3188	千葉県福祉のまちづくり条例	
12	千葉県	千葉市	建築指導課 管理係	043-245-5694	建築指導課 管理係 企画係	043-245-5694	千葉県福祉のまちづくり条例	
12	千葉県	市川市	建築指導課(監察担当)	047-334-1434	建築審査課(地域建築班)	047-334-1427		
12	千葉県	船橋市	建築指導課 指導係	047-436-2675	建築指導課 審査第一係	047-436-2673		
12	千葉県	[限]木更津市	建築住宅課 建築審査担当	0438-23-8597				
12	千葉県	松戸市	建築指導課 審査班	047-366-7368	建築指導課 審査班	047-366-7368		
12	千葉県	[限]野田市	建築指導課 指導審査係	04-7125-1111				
12	千葉県	[限]茂原市	建築課 審査指導係	0475-20-1588				

バリアフリー法逐条解説 2006 (建築物) 【第3版】

No	都道府県	所管行政庁	福祉の街づくり条例等所管	連絡先	福祉の街づくり条例等審査部局	連絡先	建築基準条例名(福祉の基準がある場合)
8	茨城県	北茨城市	-	-	都市計画課	0293-43-1111(代)	
8	茨城県	取手市	-	-	建築指導課	0297-74-2141(代)	
8	茨城県	ひたちなか市	-	-	建築指導課	029-273-0111(代)	
8	茨城県	つくば市	-	-	建築指導課	029-883-1111(代)	
8	茨城県	高萩市	-	-	建築指導検査室	0293-23-2111(代)	
8	茨城県	古河市	-	-	建築指導課	0280-92-3111(代)	
9	栃木県	栃木県	保健福祉部区事厚生課	028-623-3047	各土木事務所	-	
9	栃木県	宇都宮市	保健福祉部高齢福祉課	028-632-2919	都市整備部建築指導課	028-632-2577	
9	栃木県	足利市	-	-	建築指導課	0284-20-2170	
9	栃木県	栃木市	-	-	建築指導課	0282-21-2628	
9	栃木県	佐野市	-	-	建築指導課	0283-61-1167	
9	栃木県	鹿沼市	-	-	建築指導課	0289-63-2242	
9	栃木県	日光市	-	-	建築住宅課	0288-21-5197	
9	栃木県	小山市	-	-	建築指導課	0285-22-9232	
9	栃木県	大田原市	-	-	建築指導課	0287-23-1178	
9	栃木県	那須塩原市	-	-	建築指導課	0287-62-7174	
9	群馬県	群馬県	健康福祉部障害政策課	027-226-2634	障害政策課・各保健福祉事務所	027-226-2634	
10	群馬県	前橋市					
10	群馬県	高崎市					
10	群馬県	桐生市					
10	群馬県	伊勢崎市					
10	群馬県	太田市					
10	群馬県	館林市					
10	群馬県	[限]藤岡市					
10	群馬県	[限]渋川市					
10	群馬県	[限]富岡市					
10	群馬県	[限]安中市					
10	群馬県	[限]沼田市					
11	埼玉県	埼玉県	総括(建築物以外)：福祉部福祉政策課 (建築物)：都市整備部建築安全課	048-830-3391 048-830-5519	建築物以外：福祉部福祉政策課 建築物：各建築安全センター	048-830-3391 048-830-5519	
11	埼玉県	さいたま市	保健福祉局福祉部福祉総務課	048-829-1254	北部建設事務所建築指導課 南部建設事務所建築指導課	048-646-3236 048-840-6237	
11	埼玉県	川越市			都市計画部建築指導課	049-224-5974	
11	埼玉県	熊谷市			都市整備部建築審査課	0493-39-4815	
11	埼玉県	川口市			都市計画部建築審査課	048-258-1110	
11	埼玉県	[限]行田市					
11	埼玉県	[限]秩父市					
11	埼玉県	所沢市			街づくり計画部建築指導課	04-2998-9180	
11	埼玉県	[限]飯能市					
11	埼玉県	[限]加須市					
11	埼玉県	[限]本庄市					
11	埼玉県	[限]東松山市					
11	埼玉県	春日部市			都市整備部建築課	048-736-1111	
11	埼玉県	狭山市			建設部建築審査課	04-2953-1111	
11	埼玉県	[限]羽生市					
11	埼玉県	[限]鴻巣市					
11	埼玉県	[限]深谷市					
11	埼玉県	上尾市			都市整備部建築指導課	048-775-8490	
11	埼玉県	草加市			都市整備部建築指導課	048-922-0151	
11	埼玉県	越谷市			都市整備部建築住宅課	048-964-2111	
11	埼玉県	[限]蕨市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	[限]戸田市					
11	埼玉県	[限]入間市					
11	埼玉県	[限]朝霞市					
11	埼玉県	[限]志木市					
11	埼玉県	[限]和光市					
11	埼玉県	新座市			都市計画部建築開発課	048-477-1111	
11	埼玉県	[限]桶川市					
11	埼玉県	[限]久喜市					
11	埼玉県	[限]北本市					
11	埼玉県	[限]八潮市					
11	埼玉県	[限]富士見市					
11	埼玉県	[限]三郷市					
11	埼玉県	[限]蓮田市					
11	埼玉県	[限]坂戸市					
11	埼玉県	[限]幸手市					
11	埼玉県	[限]鶴ヶ島市					
11	埼玉県	[限]日高市					
11	埼玉県	[限]吉川市					
11	埼玉県	[限]ふじみ野市					
11	埼玉県	[限]白岡市					
11	埼玉県	[限]杉戸町					
11	埼玉県	[限]松伏町					
12	千葉県	千葉県	健康福祉部健康福祉指導課調整指導室	043-223-2606	建築指導課建築審査室(5階以上または2000㎡超え) 各土木事務所(4階以下かつ2000㎡以下)	043-223-3188	千葉県建築基準法施行条例
12	千葉県	千葉市	建設部建築指導課 管理係	043-245-5694	建設部建築指導課 管理係	043-245-5694	
12	千葉県	市川市	建築審査課(審査検査班)・障害者支援課(福祉担当)	047-334-1428, 047-334-1168	建築審査課(審査検査班)	047-334-1428	
12	千葉県	船橋市	建築指導課 審査第一係(建築物) 障害福祉課(建築物以外)	047-436-2673 047-436-2307	建築指導課 審査第一係(建築物) 障害福祉課(建築物以外)	047-436-2673 047-436-2307	
12	千葉県	[限]木更津市					
12	千葉県	松戸市	建築指導課 審査班	047-366-7368	建築指導課 審査班	047-366-7368	
12	千葉県	[限]野田市					
12	千葉県	[限]茂原市					

バリアフリー法所管行政庁一覧

No	都道府県	所管行政庁	総合調整部局(建築関係)	連絡先	計画の認定事務	連絡先
12	千葉県	[限]成田市	建築住宅課 建築指導班	0476-20-1564	建築住宅課 建築指導班	0476-20-1564
12	千葉県	佐倉市	建築指導課 審査班	043-484-6170	建築指導課 審査班	043-484-6170
12	千葉県	[限]習志野市	建築指導課 審査班	047-453-3860	建築指導課 審査班	047-453-3860
12	千葉県	柏市	建築指導課 審査担当	04-7167-1145	建築指導課 審査担当	04-7167-1145
12	千葉県	市原市	建築指導課 審査係	0436-23-9840	建築指導課 審査係	0436-23-9840
12	千葉県	[限]流山市	建築住宅課 審査係	04-7150-6088	建築住宅課 審査係	04-7150-6088
12	千葉県	八千代市	建築指導課 建築審査班	047-483-1151	建築指導課 建築審査班	047-483-1151
12	千葉県	我孫子市	建築住宅課 企画調整担当 建築審査担当	04-7185-1111	建築住宅課 建築審査担当	04-7185-1111
12	千葉県	[限]鎌ヶ谷市	建築住宅課 建築係	047-445-1141	建築住宅課 建築係	047-445-1141
12	千葉県	[限]君津市	建築指導課 審査指導係	0439-56-1158	建築指導課 審査指導係	0439-56-1158
12	千葉県	[限]浦安市	建築指導課 審査係	047-351-1111 (内線1955, 1956)	建築指導課 審査係	047-351-1111 (内線1955, 1956)
12	千葉県	[限]四街道市	建築課 審査指導グループ	043-421-6144	建築課 審査指導グループ	043-421-6144
12	千葉県	[限]白井市	建築指導課 建築指導班	047-492-1111	建築指導課 建築指導班	047-492-1111
13	東京都	東京都			都市整備局市街地建築部市街地企画課 やさしいまちづくり推進担当	03-5388-3345
13	東京都	東京都			多摩建築指導事務所建築指導第一課 指導第一係	042-548-2058
13	東京都	東京都			多摩建築指導事務所建築指導第一課 指導第二係	042-548-2059
13	東京都	東京都	都市整備局市街地建築部市街地企画課 やさしいまちづくり推進担当	03-5388-3345	多摩建築指導事務所建築指導第二課 指導第一係	042-464-0009
13	東京都	東京都			多摩建築指導事務所建築指導第二課 指導第二係	042-464-0010
13	東京都	東京都			多摩建築指導事務所建築指導第三課 指導第一係	0428-23-3692
13	東京都	東京都			多摩建築指導事務所建築指導第三課 指導第二係	0428-23-3735
13	東京都	千代田区	まちづくり推進部建築指導課 建築審査主査	03-3264-2111(2821)	まちづくり推進部建築指導課 建築審査主査	03-3264-2111(2821)
13	東京都	中央区	都市整備部建築課 調査係	03-3546-5453	都市整備部建築課 調査係	03-3546-5453
13	東京都	港区	街づくり支援部建築課建築審査係	03-3578-2111(2290)	街づくり支援部建築課調査係	03-3578-2111(2285)
13	東京都	新宿区	都市計画部建築課建築審査係	03-5273-3742	都市計画部建築課 建築審査係	03-5273-3742
13	東京都	文京区	都市計画部建築課	03-3812-7111	都市計画部建築課	03-3812-7111(3113)
13	東京都	台東区	都市づくり部建築課 建築・企画係	03-5246-1334	都市づくり部建築課 建築・企画係	03-5246-1334
13	東京都	墨田区	都市計画部建築指導課 開発指導担当	03-5608-6265	都市計画部建築指導課 開発指導担当	03-5608-6265
13	東京都	江東区	都市整備部建築課 建築係	03-3647-9743	都市整備部建築課 建築係	03-3647-9743
13	東京都	品川区	まちづくり事業部建築課 事務調査係	03-5742-6767	まちづくり事業部建築課 事務調査係	03-5742-6767
13	東京都	目黒区	都市整備部建築課審査係	03-5722-9637	都市整備部建築課審査係	03-5722-9637
13	東京都	大田区	まちづくり推進部まちづくり管理課開発指導担当	03-5744-1334	まちづくり推進部まちづくり管理課開発指導担当	03-5744-1334
13	東京都	世田谷区	都市整備部地域整備課都市デザイン担当	03-5432-2038	都市整備部地域整備課都市デザイン担当	03-5432-2038
13	東京都	渋谷区	都市整備部建築課 審査係	03-3463-2729	都市整備部建築課 審査係	03-3463-2729
13	東京都	中野区	都市整備部建築分野 建築行政担当	03-3389-1111(5621)	都市整備部建築分野 建築行政担当	03-3389-1111(5621)
13	東京都	杉並区	都市整備部建築課建築企画係	03-3312-2111(3355)	都市整備部建築課 建築企画係	03-3312-2111(3355)
13	東京都	豊島区	都市整備部建築審査課 建築審査係	03-3981-4975	都市整備部建築指導課 指導係	03-3981-0590
13	東京都	北区	まちづくり部建築課 建築指導係	03-3908-9166	まちづくり部建築課 建築指導係	03-3908-9166
13	東京都	荒川区	防災都市づくり部建築課 建築審査係	03-3802-4379	防災都市づくり部建築課 建築審査係	03-3802-4379
13	東京都	板橋区	福祉部障がい者施設課 福祉のまちづくり担当	03-3579-2365	都市整備部建築指導課 審査係	03-3579-2573
13	東京都	練馬区	都市整備部建築課福祉のまちづくり係	03-5984-1649	都市整備部建築課福祉のまちづくり係	03-5984-1649
13	東京都	足立区	都市建設部建築審査課	03-3880-5941	都市建設部建築審査課 審査第一係	03-3880-5276
13	東京都	葛飾区	都市整備部建築課 審査係	03-5654-8556	都市整備部建築課 審査第二係	03-3880-5277
13	東京都	江戸川区	都市開発部建築指導課 調査係	03-5662-1104	都市開発部建築指導課 調査係	03-5654-8556
13	東京都	八王子市	まちなみ整備部建築指導課 指導相談担当	042-620-7264	まちなみ整備部建築指導課 指導相談担当	03-5662-1104
13	東京都	立川市	都市整備部建築指導課 審査係	042-523-2111(2345)	都市整備部建築指導課 審査係	042-620-7264
13	東京都	武蔵野市	都市整備部建築指導課 審査係	0422-60-1876	都市整備部建築指導課 審査係	042-523-2111(2345)
13	東京都	三鷹市	都市整備部建築指導課 審査係	0422-45-1151(2823)	都市整備部建築指導課 審査係	0422-60-1876
13	東京都	府中市	都市整備部建築指導課 指導係	042-335-4034	都市整備部建築指導課 指導係	0422-45-1151(2823)
13	東京都	調布市	都市整備部建築指導課	042-481-7515	都市整備部建築指導課	042-335-4034
13	東京都	町田市	都市計画部建築指導課 審査係	042-709-0574	都市計画部建築指導課 調査係	042-481-7515
13	東京都	日野市	まちづくり部建築指導課 審査係	042-587-6211	まちづくり部建築指導課 審査係	042-709-0589
13	東京都	国分寺市	都市建設部建築指導課 審査担当	042-325-0111	都市建設部建築指導課 審査担当	042-587-6211
14	神奈川県	神奈川県	県土整備局建築住宅部建築指導課	045-210-6244	各土木事務所及び東部センター	042-325-0111
14	神奈川県	横浜市	建築企画課	045-671-2933	建築環境課	045-210-9928
14	神奈川県	川崎市	建築指導課許可誘導班	044-200-3026	建築指導課許可誘導班	044-200-3026
14	神奈川県	横須賀市	建築指導課	046-822-9530	建築指導課	046-822-9530
14	神奈川県	平塚市	建築指導課意匠審査担当	0463-21-9732	建築指導課意匠審査担当	0463-21-9732
14	神奈川県	鎌倉市	建築指導課	0467-23-3000	建築指導課	0467-23-3000
14	神奈川県	藤沢市	建築指導課	0466-25-1111	建築指導課	0466-25-1111
14	神奈川県	小田原市	建築指導課 指導係	0465-33-1433	建築指導課 指導係	0465-33-1433
14	神奈川県	茅ヶ崎市	建築指導課	0467-82-1111	建築指導課	0467-82-1111
14	神奈川県	相模原市	建築指導課	042-769-8253	建築指導課	0467-82-1111
14	神奈川県	秦野市	建築指導課	0463-83-0883	建築指導課	042-769-8253
14	神奈川県	厚木市	まちづくり計画部建築指導課建築審査係	046-225-2432	まちづくり計画部建築指導課建築審査係	0463-83-0883
14	神奈川県	大和市	建築指導課建築指導担当	046-260-5426	建築指導課建築指導担当	046-225-2432

バリアフリー法逐条解説 2006 (建築物) 【第3版】

No	都道府県	所管行政庁	14条1項審査部局	連絡先	建築確認審査部局	連絡先
12	千葉県	[限]成田市	建築住宅課 建築指導班	0476-20-1564	建築住宅課 建築指導班	0476-20-1564
12	千葉県	佐倉市	建築指導課 審査班	043-484-6170	建築指導課 審査班	043-484-6170
12	千葉県	[限]習志野市	建築指導課 審査班	047-453-3860	建築指導課 審査班	047-453-3860
12	千葉県	柏市	建築指導課 審査担当	04-7167-1145	建築指導課 審査担当	04-7167-1145
12	千葉県	市原市	建築指導課 審査係	0436-23-9840	建築指導課 審査係	0436-23-9840
12	千葉県	[限]流山市	建築住宅課 審査係	04-7150-6088	建築住宅課 審査係	04-7150-6088
12	千葉県	八千代市	建築指導課 建築審査班	047-483-1151	建築指導課 建築審査班	047-483-1151
12	千葉県	我孫子市	建築住宅課 建築審査担当	04-7185-1111	建築住宅課 建築審査担当	04-7185-1111
12	千葉県	[限]鎌ヶ谷市	建築指導課 建築係	047-445-1141	建築指導課 建築係	047-445-1141
12	千葉県	[限]君津市	建築指導課 審査指導係	0439-56-1143	建築指導課 審査指導係	0439-56-1143
12	千葉県	[限]浦安市	建築指導課 審査係	047-351-1111 (内線1955, 1956)	建築指導課 審査係	047-351-1111 (内線1955, 1956)
12	千葉県	[限]四街道市	建築課 審査指導グループ	043-421-6144	建築課 審査指導グループ	043-421-6144
12	千葉県	[限]白井市	建築指導課 建築指導班	047-492-1111	建築指導課 建築指導班	047-492-1111
13	東京都	東京都	都市整備局市街地建築部建築指導課指導係	03-5388-3372	都市整備局市街地建築部建築指導課指導係	03-5388-3372
13	東京都	東京都	多摩建築指導事務所建築指導第一課指導第一係	042-548-2058	多摩建築指導事務所建築指導第一課指導第一係	042-548-2058
13	東京都	東京都	多摩建築指導事務所建築指導第一課指導第二係	042-548-2059	多摩建築指導事務所建築指導第一課指導第二係	042-548-2059
13	東京都	東京都	多摩建築指導事務所建築指導第二課指導第一係	042-464-0009	多摩建築指導事務所建築指導第二課指導第一係	042-464-0009
13	東京都	東京都	多摩建築指導事務所建築指導第二課指導第二係	042-464-0010	多摩建築指導事務所建築指導第二課指導第二係	042-464-0010
13	東京都	東京都	多摩建築指導事務所建築指導第三課指導第一係	0428-23-3692	多摩建築指導事務所建築指導第三課指導第一係	0428-23-3692
13	東京都	東京都	多摩建築指導事務所建築指導第三課指導第二係	0428-23-3735	多摩建築指導事務所建築指導第三課指導第二係	0428-23-3735
13	東京都	千代田区	まちづくり推進部建築指導課 建築審査主査	03-3264-2111(2821)	まちづくり推進部建築指導課 建築審査主査	03-3264-2111(2821)
13	東京都	中央区	都市整備部建築課 指導係	03-3546-5456	都市整備部建築課 指導係	03-3546-5456
13	東京都	港区	街づくり支援部建築課建築審査係	03-3578-2111(2290)	街づくり支援部建築課建築審査係	03-3578-2111(2290)
13	東京都	新宿区	都市計画部建築課 建築審査係	03-5273-3742	都市計画部建築課 建築審査係	03-5273-3742
13	東京都	文京区	都市計画部建築課	03-3812-7111(3113)	都市計画部建築課	03-3812-7111(3113)
13	東京都	台東区	都市づくり部建築課 建築・企画係	03-5246-1334	都市づくり部建築課 建築・企画係	03-5246-1334
13	東京都	墨田区	都市計画部建築指導課 指導担当	03-5608-6267	都市計画部建築指導課 指導担当	03-5608-6267
13	東京都	江東区	都市整備部建築課 建築係	03-3647-9743	都市整備部建築課 建築係	03-3647-9743
13	東京都	品川区	まちづくり事業部建築課 審査担当	03-5742-6769	まちづくり事業部建築課 審査担当	03-5742-6769
13	東京都	目黒区	都市整備部建築課審査係	03-5722-9637	都市整備部建築課審査係	03-5722-9637
13	東京都	大田区	まちづくり推進部建築審査課	03-5744-1388	まちづくり推進部建築審査課	03-5744-1388
13	東京都	世田谷区	都市整備部地域整備課都市デザイン担当	03-5432-2038	都市整備部建築審査課建築審査担当	03-5432-2474
13	東京都	渋谷区	都市整備部建築課 審査係	03-3463-2729	都市整備部建築課 審査係	03-3463-2729
13	東京都	中野区	都市整備部建築分野 建築行政担当	03-3389-1111(5621)	都市整備部建築分野 建築行政担当	03-3389-1111(5621)
13	東京都	杉並区	都市整備部建築課 審査係	03-3312-2111(3339)	都市整備部建築課 審査係	03-3312-2111(3339)
13	東京都	杉並区	都市整備部建築課 建築防災係設備担当	03-3312-2111(3353)	都市整備部建築課 建築防災係設備担当	03-3312-2111(3353)
13	東京都	豊島区	都市整備部建築審査課 建築審査係	03-3981-4975	都市整備部建築審査課 建築審査係	03-3981-4975
13	東京都	豊島区	都市整備部建築審査課 設備審査係	03-3981-0614	都市整備部建築審査課 設備審査係	03-3981-0614
13	東京都	北区	まちづくり部建築課 建築指導係	03-3908-9166	まちづくり部建築課 建築指導係	03-3908-9166
13	東京都	荒川区	防災都市づくり部建築課 建築審査係	03-3802-4379	防災都市づくり部建築課 建築審査係	03-3802-4379
13	東京都	板橋区	都市整備部建築指導課 審査係	03-3579-2573	都市整備部建築指導課 審査係	03-3579-2573
13	東京都	練馬区	都市整備部建築課福祉のまちづくり係	03-5984-1649	都市整備部建築審査課建築審査第一係	03-5984-1906
13	東京都	練馬区			都市整備部建築審査課建築審査第二係	03-5984-1299
13	東京都	足立区	都市建設部建築審査課 審査第一係	03-3880-5276	都市建設部建築審査課 審査第一係	03-3880-5276
13	東京都	足立区	都市建設部建築審査課 審査第二係	03-3880-5277	都市建設部建築審査課 審査第二係	03-3880-5277
13	東京都	葛飾区	都市整備部建築課 審査係	03-5654-8556	都市整備部建築課 審査係	03-5654-8556
13	東京都	江戸川区	都市開発部建築指導課指導係	03-5662-6486	都市開発部建築指導課 指導係	03-5662-6486
13	東京都	八王子市	まちなみ整備部建築指導課 審査担当	042-620-7266	まちなみ整備部建築指導課 審査担当	042-620-7266
13	東京都	立川市	都市整備部建築指導課 審査係	042-523-2111(2345)	都市整備部建築指導課 審査係	042-523-2111(2345)
13	東京都	武蔵野市	都市整備部建築指導課 審査係	0422-60-1876	都市整備部建築指導課 審査係	0422-60-1876
13	東京都	三鷹市	都市整備部建築指導課 審査係	0422-45-1151(2823)	都市整備部建築指導課 審査係	0422-45-1151(2823)
13	東京都	府中市	都市整備部建築指導課 指導係	042-335-4034	都市整備部建築指導課 指導係	042-335-4034
13	東京都	調布市	都市整備部建築指導課	042-481-7515	都市整備部建築指導課	042-481-7515
13	東京都	町田市	都市計画部建築指導課 審査係	042-709-0574	都市計画部建築指導課 審査係	042-709-0574
13	東京都	日野市	まちづくり部建築指導課 審査係	042-587-6211	まちづくり部建築指導課 審査係	042-587-6211
13	東京都	国分寺市	都市建設部建築指導課 審査担当	042-325-0111	都市建設部建築指導課 審査担当	042-325-0111
14	神奈川県	神奈川県	各土木事務所		各土木事務所	
14	神奈川県	横浜市	建築審査課審査係	045-210-9857	建築審査課審査係	045-210-9857
14	神奈川県	川崎市	建築審査課意匠南部班	044-200-3016	建築審査課意匠南部班	044-200-3016
14	神奈川県	川崎市	建築審査課意匠北部班	044-200-3045	建築審査課意匠北部班	044-200-3045
14	神奈川県	横須賀市	建築指導課	046-822-9530	建築指導課	046-822-9530
14	神奈川県	平塚市	建築指導課意匠審査担当	0463-21-9732	建築指導課意匠審査担当	0463-21-9732
14	神奈川県	鎌倉市	建築指導課	0467-23-3000	建築指導課	0467-23-3000
14	神奈川県	藤沢市	建築指導課	0466-25-1111	建築指導課	0466-25-1111
14	神奈川県	小田原市	建築指導課 審査係	0465-33-1435	建築指導課 審査係	0465-33-1435
14	神奈川県	茅ヶ崎市	建築指導課	0467-82-1111	建築指導課	0467-82-1111
14	神奈川県	相模原市	建築審査課	042-769-8255	建築審査課	042-769-8255
14	神奈川県	秦野市	建築指導課	0463-83-0883	建築指導課	0463-83-0883
14	神奈川県	厚木市	まちづくり計画部建築指導課建築審査係	046-225-2432	まちづくり計画部建築指導課建築審査係	046-225-2432
14	神奈川県	大和市	建築指導課建築審査担当	046-260-5434	建築指導課建築審査担当	046-260-5434

バリアフリー法逐条解説 2006 (建築物) 【第3版】

No	都道府県	所管行政庁	15条(違反等)関係	連絡先	24条許可(建基法52条14項1号)	連絡先	適用条例名(福祉の街づくり条例等)	
12	千葉県	[限]成田市	建築住宅課 建築指導班	0476-20-1564			千葉県福祉のまちづくり条例	
12	千葉県	佐倉市	建築指導課 指導班	043-484-6169	建築指導課 審査班	043-484-6170		
12	千葉県	[限]富津市	建築指導課 審査班	047-453-3860				
12	千葉県	柏市	建築指導課 指導担当	04-7167-1145	建築指導課 審査担当	04-7167-1145		
12	千葉県	市原市	建築指導課 建築指導係	0436-23-9840	建築指導課 審査係	0436-23-9840		
12	千葉県	[限]流山市	建築住宅課 審査係	04-7150-6088				
12	千葉県	八千代市	建築指導課 建築指導班	047-483-1151	建築指導課 建築審査班	047-483-1151		
12	千葉県	我孫子市	建築住宅課 建築審査担当 建築指導担当	04-7185-1111	建築住宅課 建築審査担当 建築指導担当	04-7185-1111		
12	千葉県	[限]鎌ヶ谷市	建築指導課 建築係	047-445-1141				
12	千葉県	[限]君津市	建築指導課 審査指導係	0439-56-1143				
12	千葉県	[限]浦安市	建築指導課 審査係	047-351-1111 (内線1955、1956)				千葉県福祉のまちづくり条例
12	千葉県	[限]四街道市	建築課 審査指導グループ	043-421-6144				千葉県福祉のまちづくり条例
12	千葉県	[限]白井市	建築指導課 建築指導班	047-492-1111				
13	東京都	東京都	都市整備局市街地建築部建築指導課検査係	03-5388-3361	都市整備局市街地建築部建築指導課指導係	03-5388-3372	東京都福祉のまちづくり条例	
13	東京都	東京都	多摩建築指導事務所建築指導第一課 監察係	042-548-2045	多摩建築指導事務所建築指導第一課 指導第一係	042-548-2058		
13	東京都	東京都	多摩建築指導事務所建築指導第一課 監察係	042-548-2051	多摩建築指導事務所建築指導第一課 指導第二係	042-548-2059		
13	東京都	東京都	多摩建築指導事務所建築指導第二課 監察係	042-464-0007	多摩建築指導事務所建築指導第二課 指導第一係	042-464-0009		
13	東京都	東京都	多摩建築指導事務所建築指導第二課 監察係	042-464-0007	多摩建築指導事務所建築指導第二課 指導第二係	042-464-0010		
13	東京都	東京都	多摩建築指導事務所建築指導第三課 監察担当係	0428-23-3289	多摩建築指導事務所建築指導第三課 指導第一係	0428-23-3692		
13	東京都	東京都	多摩建築指導事務所建築指導第三課 監察担当係	0428-23-3289	多摩建築指導事務所建築指導第三課 指導第二係	0428-23-3735		
13	東京都	千代田区	まちづくり推進部建築指導課 建築審査主査	03-3264-2111(2821)	まちづくり推進部建築指導課 建築審査主査	03-3264-2111(2821)		
13	東京都	中央区	都市整備部建築課 指導係	03-3546-5456	都市整備部建築課 調査係	03-3546-5453		
13	東京都	港区	街づくり支援部建築課建築監視担当	03-3578-2111(2305)	街づくり支援部建築課調査係	03-3578-2111(2285)		
13	東京都	新宿区	都市計画部建築課 検査監察係	03-5273-3735	都市計画部建築課 建築審査係	03-5273-3742		
13	東京都	文京区	都市計画部建築課	03-3812-7111(3113)	都市計画部建築課	03-3812-7111(3113)		
13	東京都	台東区	都市づくり部建築課 管理・調整係	03-5246-1340	都市づくり部建築課 建築・企画係	03-5246-1334		
13	東京都	墨田区	都市計画部建築指導課 監察担当	03-5608-6270	都市計画部建築指導課 指導担当	03-5608-6267		
13	東京都	江東区	都市整備部建築課 監察係	03-3647-9754	都市整備部建築課 建築係	03-3647-9743		
13	東京都	品川区	まちづくり事業部建築課 監察担当	03-5742-6771	まちづくり事業部建築課 事務調査係	03-5742-6767		
13	東京都	目黒区	都市整備部建築課 監察係	03-5722-9642	都市整備部建築課審査係	03-5722-9637		
13	東京都	大田区	まちづくり推進部建築調整課監察担当	03-5744-1384	まちづくり推進部建築審査課	03-5744-1388		
13	東京都	世田谷区	都市整備部建築審査課監察担当	03-5432-2484	都市整備部地域整備課都市デザイン担当	03-5432-2038	世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例	
13	東京都	渋谷区	都市整備部建築課 審査係	03-3463-2729	都市整備部建築課 審査係	03-3463-2729	東京都福祉のまちづくり条例	
13	東京都	中野区	都市整備部建築分野 建築安全・安心担当	03-3389-1111(5641)	都市整備部建築分野 建築行政担当	03-3389-1111(5671)		
13	東京都	中野区	都市整備部建築課 監察係	03-3312-2111(3327)	都市整備部建築課 審査係	03-3312-2111(3339)		
13	東京都	杉並区						
13	東京都	豊島区	3条1項 都市整備部建築審査課 監察係 他 都市整備部建築指導課 指導係	03-3981-9503 03-3981-0590	都市整備部建築指導課 指導係	03-3981-0590		
13	東京都	北区	まちづくり部建築課 建築指導係	03-3908-9166	まちづくり部建築課 建築指導係	03-3908-9166		
13	東京都	荒川区	防災都市づくり部建築課 管理・監察係	03-3802-3111(2845)	防災都市づくり部建築課 建築審査係	03-3802-4379		
13	東京都	板橋区	都市整備部建築指導課 監察係	03-3579-2578	都市整備部建築指導課 審査係	03-3579-2573		
13	東京都	練馬区	都市整備部建築課監察係	03-5984-1909	都市整備部 建築審査課建築審査第一係 都市整備部 建築審査課建築審査第二係	03-5984-1906 03-5984-1299		
13	東京都	足立区	都市建設部建築安全課 建築安全係	03-3880-6497	都市建設部建築調整課 市街地建築係	03-3880-5944		
13	東京都	葛飾区	都市整備部建築課 指導係	03-5654-8552	都市整備部建築課 審査係	03-5654-8556		
13	東京都	江戸川区	都市開発部建築指導課 監察係	03-5662-6489	都市開発部建築指導課 調査係	03-5662-1104		
13	東京都	八王子市	まちなみ整備部建築指導課 監察担当	042-620-7386	まちなみ整備部建築指導課 指導相談担当	042-620-7264		
13	東京都	立川市	都市整備部建築指導課 監察係	042-523-2111(2337)	都市整備部建築指導課 審査係	042-523-2111(2345)	府中市福祉のまちづくり条例 調布市福祉のまちづくり条例 町田市福祉のまちづくり総合推進条例 東京都福祉のまちづくり条例 東京都福祉のまちづくり条例	
13	東京都	武蔵野市	都市整備部建築指導課 監察係	0422-60-1875	都市整備部建築指導課 審査係	0422-60-1876		
13	東京都	三鷹市	都市整備部建築指導課 監察係	0422-45-1151(2827)	都市整備部建築指導課 審査係	0422-45-1151(2823)		
13	東京都	府中市	都市整備部建築指導課 管理係	042-335-4479	都市整備部建築指導課 指導係	042-335-4034		
13	東京都	調布市	都市整備部建築指導課	042-481-7515	都市整備部建築指導課	042-481-7515		
13	東京都	町田市	都市計画部建築指導課 監察係	042-709-0594	都市計画部建築指導課 調査係	042-709-0589		
13	東京都	日野市	まちづくり部建築指導課 監察係	042-587-6211	まちづくり部建築指導課 審査係	042-587-6211		
13	東京都	国分寺市	都市建設部建築指導課 指導・監察担当	042-325-0111	都市建設部建築指導課 審査担当	042-325-0111		
14	神奈川県	神奈川県	各土木事務所		県土整備局建築住宅部建築指導課	045-210-6244		神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例
14	神奈川県	横浜市	建築審査課・違反対策課	045-671-3856	建築環境課市街地建築係	045-210-9920		横浜市福祉のまちづくり条例
14	神奈川県	川崎市	建築指導課許可誘導班	044-200-3026	建築指導課許可誘導班	044-200-3007		川崎市福祉のまちづくり条例
14	神奈川県	横須賀市	建築指導課	046-822-9530	建築指導課	046-822-9530		神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例
14	神奈川県	平塚市	建築指導課建築指導担当	0463-21-9731	建築指導課建築指導担当	0463-21-9731		
14	神奈川県	鎌倉市	建築指導課	0467-23-3000	建築指導課	0467-23-3000		
14	神奈川県	藤沢市	建築指導課	0466-25-1111	建築指導課	0466-25-1111		
14	神奈川県	小田原市	建築指導課 指導係	0465-33-1433	建築指導課 指導係	0465-33-1433		
14	神奈川県	茅ヶ崎市	建築指導課	0467-82-1111	建築指導課	0467-82-1111		
14	神奈川県	相模原市	建築審査課	042-769-8254	建築指導課	042-769-8252		
14	神奈川県	秦野市	建築指導課	0463-83-0883	建築指導課	0463-83-0883		
14	神奈川県	厚木市	まちづくり計画部建築指導課建築審査係	046-225-2432	まちづくり計画部建築指導課建築指導係	046-225-2431		
14	神奈川県	大和市	建築指導課建築指導担当	046-260-5426	建築指導課建築指導担当	046-260-5426		

バリアフリー法逐条解説 2006 (建築物) 【第3版】

No	都道府県	所管行政庁	福祉の街づくり条例等所管	連絡先	福祉の街づくり条例等審査部局	連絡先	建築基準条例名(福祉的基準がある場合)
12	千葉県	[限]成田市					
12	千葉県	佐倉市	社会福祉課 地域福祉班	043-484-6135	建築指導課 審査班	043-484-6170	
12	千葉県	[限]習志野市					
12	千葉県	柏市	建築福祉部障害福祉事業調整担当	04-7167-1136	建築指導課審査担当	04-7167-1145	
12	千葉県	市原市	建築指導課 審査係	0436-23-9840	建築指導課 審査係	0436-23-9840	
12	千葉県	[限]流山市					
12	千葉県	八千代市	建築指導課 建築審査班	047-483-1151	建築指導課 建築審査班	047-483-1151	
12	千葉県	我孫子市	建築住宅課 企画調整担当 建築審査担当	04-7185-1111	建築住宅課 建築審査担当	04-7185-1111	
12	千葉県	[限]鎌ヶ谷市					
12	千葉県	[限]君津市					
12	千葉県	[限]浦安市					
12	千葉県	[限]四街道市					
12	千葉県	[限]白井市					
13	東京都	東京都	福祉保健局生活福祉部 地域福祉推進課福祉のまちづくり係	03-5320-4047	区市町村に委任		高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(都内全域)
13	東京都	東京都			区市町村に委任		
13	東京都	東京都			区市町村に委任		
13	東京都	東京都			区市町村に委任		
13	東京都	東京都			区市町村に委任		
13	東京都	千代田区			まちづくり推進部建築指導課 建築審査主査	03-3264-2111(2821)	
13	東京都	中央区			都市整備部建築課 指導係	03-3546-5456	
13	東京都	港区	保健福祉支援部 保健福祉課地域保健福祉担当	03-3578-2111(2377)	街づくり支援部建築課調査係	03-3578-2111(2285)	
13	東京都	新宿区			都市計画部建築課 建築審査係	03-5273-3742	
13	東京都	文京区	福祉部障害福祉課障害福祉係	03-5803-1211	福祉部障害福祉課	03-3812-7111(2751)	
13	東京都	台東区	福祉部福祉課 庶務係	03-5246-1173	都市づくり部住宅課 建築指導担当	03-5246-1338	
13	東京都	墨田区			都市計画部開発調整課 開発指導担当	03-5608-6265	
13	東京都	江東区			都市整備部まちづくり推進課 やさいいまちづくり担当	03-3647-9781	
13	東京都	品川区			まちづくり事業部建築課 審査担当	03-5742-6769	
13	東京都	目黒区	都市整備部建築課審査係	03-5722-9637	都市整備部建築課審査係	03-5722-9637	
13	東京都	大田区			まちづくり推進部まちづくり管理課開発指導担当	03-5744-1334	
13	東京都	世田谷区	都市整備部地域整備課都市デザイン担当	03-5432-2038	都市整備部地域整備課都市デザイン担当	03-5432-2038	世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例
13	東京都	渋谷区			都市整備部建築課 審査係	03-3463-2729	
13	東京都	中野区			都市整備部建築分野 建築行政担当	03-3389-1111(5671)	
13	東京都	杉並区	保健福祉部管理課計画調整担当	03-3312-2111(1344)	都市整備部建築課 建築企画係	03-3312-2111(3355)	
13	東京都	杉並区	都市整備部建築課建築企画係	03-3312-2111(3355)	都市整備部建築課 審査係	03-3312-2111(3339)	
13	東京都	豊島区			都市整備部建築課 建築防災係設備担当	03-3312-2111(3353)	
13	東京都	豊島区	都市整備部建築指導課 指導係	03-3981-0590	都市整備部建築指導課 指導係	03-3981-0590	
13	東京都	北区	健康福祉課 健康福祉係	03-3908-9041	健康福祉課 健康福祉係	03-3908-9041	
13	東京都	荒川区			防災都市づくり部建築課 建築審査係	03-3802-4379	
13	東京都	板橋区			都市整備部建築指導課 審査係	03-3579-2573	
13	東京都	練馬区	都市整備部 建築課福祉のまちづくり係	03-5984-1649	都市整備部 建築課福祉のまちづくり係	03-5984-1649	練馬区福祉のまちづくり推進条例
13	東京都	足立区	福祉部障がい福祉課障害福祉計画係	03-3880-5255	都市建設部建築審査課 審査第一係	03-3880-5276	
13	東京都	葛飾区			都市建設部建築審査課 審査第二係	03-3880-5277	
13	東京都	江戸川区			都市整備部仕環境整備課 開発指導係	03-5654-8349	
13	東京都	江戸川区			都市開発部建築指導課 指導係	03-5662-6486	
13	東京都	八王子市			まちなみ整備部建築指導課 指導相談担当	042-620-7264	
13	東京都	八王子市			健康福祉部健康福祉総務課	042-620-7242	
13	東京都	立川市	福祉保健部福祉総務課地域福祉推進係	042-523-2111(1491)	行政管理部施設課施設係	042-523-2111(2427)	
13	東京都	武蔵野市	健康福祉部地域支援課	0422-60-1941	福祉保健部地域支援課	0422-60-1941	
13	東京都	三鷹市	健康福祉部地域福祉課障がい者福祉係	0422-45-1151(2618)	都市整備部まちづくり推進課 開発指導係	0422-45-1151(2817)	
13	東京都	府中市	福祉保健部地域福祉推進課社会福祉係	042-335-4182	福祉保健部地域福祉推進課	042-335-4182	
13	東京都	調布市	福祉部福祉総務課地域福祉係	042-481-7102	都市整備部建築指導課 設備係	042-481-7517	
13	東京都	町田市	健康福祉部福祉総務課総務係	042-724-2133	都市計画部建築指導課 調査係	042-709-0589	
13	東京都	日野市	健康福祉部生活福祉課社会係	042-585-1111(2212)	まちづくり部建築指導課 審査係	042-587-6211	
13	東京都	国分寺市	都市建設部建築指導課 審査担当	042-325-0111	都市建設部建築指導課 審査担当	042-325-0111	
14	神奈川県	神奈川県	保健福祉局 地域保健福祉部 地域保健福祉課	045-210-4804	各土木事務所		
14	神奈川県	横浜市	健康福祉局福祉保健課	045-671-2387	建築環境課	045-210-9928	なし
14	神奈川県	川崎市	まちづくり局総務部企画課	044-200-2703	建築指導課許可誘導班	044-200-3026	
14	神奈川県	横須賀市	建築指導課	046-822-9530	建築指導課	046-822-9530	
14	神奈川県	平塚市	建築指導課意見審査担当	0463-21-9732	建築指導課意見審査担当	0463-21-9732	平塚市建築基準条例(H19.4.1施行)
14	神奈川県	鎌倉市	建築指導課		建築指導課	0467-23-3000	
14	神奈川県	藤沢市	建築指導課	0466-25-1111	建築指導課	0466-25-1111	
14	神奈川県	小田原市	建築指導課		建築指導課 審査係	0465-33-1435	
14	神奈川県	茅ヶ崎市	障害福祉課	0467-82-1111	建築指導課	0467-82-1111	茅ヶ崎市建築基準条例(H23.4.1施行)
14	神奈川県	相模原市	建築指導課	042-769-8253	建築指導課	042-769-8253	相模原市建築基準条例
14	神奈川県	秦野市	建築指導課		建築指導課	0463-83-0883	秦野市建築基準条例
14	神奈川県	厚木市	まちづくり計画部建築指導課建築審査係	046-225-2432	まちづくり計画部建築指導課建築審査係	046-225-2432	厚木市建築基準条例
14	神奈川県	大和市			建築指導課建築審査担当	046-260-5434	

バリアフリー法所管行政庁一覧

No	都道府県	所管行政庁	総合調整部局(建築関係)	連絡先	計画の認定事務	連絡先
15	新潟県	新潟県	建築住宅課建築指導係	025-280-5441	地域振興局等(一部本庁)	-
15	新潟県	新潟市	建築行政課(建築確認指導係)	025-228-1000	建築行政課(建築確認指導係)	025-228-1000
15	新潟県	長岡市	都市開発課審査係	0258-39-2226	都市開発課審査係	0258-39-2226
15	新潟県	上越市	建築住宅課指導係	025-526-5111	建築住宅課指導係	025-526-5111
15	新潟県	柏崎市	建築住宅課審査班	0257-21-2290	建築住宅課審査班	0257-21-2290
15	新潟県	三条市	建設部建築課審査指導係	0256-34-5511	建築課審査指導係	0256-34-5511
15	新潟県	新発田市	建築課	0254-26-3557	地域整備部建築課	0254-26-3557
16	富山県	富山県	建築住宅課住みよいまちづくり班	076-444-3359	建築住宅課住みよいまちづくり班、各土木センター	
16	富山県	富山市	建築指導課	076-443-2107	建築指導課	076-443-2107
16	富山県	高岡市	建築指導課指導係	0766-20-1429	建築指導課	0766-20-1429
17	石川県	石川県	土木部建築住宅課	076-225-1777	各土木事務所	
17	石川県	金沢市	建築指導課指導グループ	076-220-2326	建築指導課指導グループ	076-220-2326
17	石川県	七尾市	建設部都市建築課	0767-53-8429	建設部都市建築課	0767-53-8429
17	石川県	小松市	都市創造部建築住宅課	0761-24-8105	都市創造部建築住宅課	0761-24-8105
17	石川県	[限]加賀市	建設部建築課建築係	0761-72-7935		
17	石川県	白山市	建設部建築指導課	076-274-9561	建設部建築指導課	076-274-9561
17	石川県	[限]能美市	産業建設部土木課	0761-58-2251		
17	石川県	野々市市	産業建設部建築住宅課	076-227-6136	産業建設部建築住宅課建築指導担当	076-227-6136
18	福井県	福井県	土木部建築住宅課建築環境グループ	0776-20-0506	土木部建築住宅課建築環境グループ	0776-20-0506
18	福井県	福井市	建設部建築事務所建築指導課	0776-20-5574	建設部建築事務所建築指導課	0776-20-5574
19	山梨県	山梨県	建築住宅課建築防災担当	055-223-1734	建築住宅課建築防災担当	055-123-1734
19	山梨県	甲府市	建築指導課	055-237-1161 055-237-5824(直)	建築指導課	055-237-1161 055-237-5824(直)
20	長野県	長野県	建築指導課	026-235-7335	建築指導課+各地方事務所	
20	長野県	長野市	建設部建築指導課	026-224-5048	建設部建築指導課	026-224-5048
20	長野県	松本市	建設部建築指導課	0263-34-3255	建設部建築指導課	0263-34-3255
20	長野県	上田市	都市建設部建築指導課	0268-23-5430	都市建設部建築指導課	0268-23-5430
20	長野県	[限]岡谷市	建設水道部都市計画課	0266-23-4811		
20	長野県	[限]飯田市	建設部都市・地域計画課	0265-22-4511		
20	長野県	[限]諏訪市	建設部都市計画課	0266-52-4141		
20	長野県	[限]塩尻市	建設事業部建築住宅課	0263-52-0280		
21	岐阜県	岐阜県	建築指導課建築指導係	058-272-8685	各建築事務所	
21	岐阜県	岐阜市	まちづくり推進部建築指導課	058-265-4141	まちづくり推進部建築指導課審査係	058-265-4141
21	岐阜県	大垣市	建築課建築指導係	0584-81-4111	建築課建築指導係	0584-81-4111
21	岐阜県	[限]高山市	基盤整備部 都市整備課	0577-35-3159	基盤整備部 都市整備課	0577-35-3159
21	岐阜県	[限]多治見市	都市計画部開発指導課	0572-22-1111	(対象外)	
21	岐阜県	各務原市	都市建設部建築指導課	058-383-1482	都市建設部建築指導課	058-383-1482
21	岐阜県	[限]可児市	建設部建築指導課	0574-62-1111	(対象外)	
22	静岡県	静岡県	建築安全推進課建築確認検査室	054-221-3075	建築確認検査室、各土木事務所	
22	静岡県	静岡市	建築指導課	054-221-1259	建築指導課審査担当	054-221-1259
22	静岡県	浜松市	建築行政課	053-457-2471	建築行政課(浜北区・天竜区を除く) 北部都市整備事務所(浜北区・天竜区)	053-457-2471 053-585-1154
22	静岡県	沼津市	建築指導課	055-934-4766	建築指導課	055-934-4766
22	静岡県	富士市	建築指導課審査指導担当	0545-55-2791	建築指導課審査指導担当	0545-55-2791
22	静岡県	富士宮市	建築指導課	0544-22-1229	建築指導課	0544-22-1229
22	静岡県	焼津市	建築指導課	054-626-2161	建築指導課	054-626-2161
22	静岡県	[限]三島市	建築指導課	055-983-2644	建築指導課	055-983-2644
22	静岡県	[限]藤枝市	建築住宅課	054-643-3481	建築住宅課	054-643-3481
22	静岡県	[限]御殿場市	建築住宅課	0550-82-4224	建築住宅課	0550-82-4224
22	静岡県	[限]磐田市	建築住宅課	0538-37-4899	建築住宅課	0538-37-4899
22	静岡県	[限]伊東市	建築住宅課	0557-36-0111	建築住宅課	0557-36-0111
22	静岡県	[限]島田市	建築住宅課建築指導係	0547-36-7184	建築住宅課建築指導係	0547-36-7184
22	静岡県	[限]裾野市	建築住宅課	055-995-1856	建築住宅課	055-995-1856
22	静岡県	[限]袋井市	建築住宅課	0538-44-3123	建築住宅課	0538-44-3123
22	静岡県	[限]掛川市	都市政策課建築指導室	0537-21-1152	都市政策課建築指導室	0537-21-1152
22	静岡県	[限]湖西市	建築住宅課	053-576-4549	建築住宅課	053-576-4549
23	愛知県	愛知県	住宅計画課街づくり事業グループ	052-954-6590	住宅計画課街づくり事業グループ	052-954-6590
23	愛知県	名古屋市	建築指導課	052-972-2918	建築指導課	052-972-2918
23	愛知県	豊橋市	建築指導課	0532-51-2580	建築指導課	0532-51-2580
23	愛知県	岡崎市	建築指導課	0564-23-6332	建築指導課	0564-23-6332
23	愛知県	一宮市	建築指導課	0586-28-8645	建築指導課	0586-28-8645
23	愛知県	[限]瀬戸市	都市計画課	0561-88-2686	都市計画課	0561-88-2686
23	愛知県	[限]半田市	建築課	0569-84-0671	建築課	0569-84-0671
23	愛知県	春日井市	建築指導課	0568-85-6324	建築指導課	0568-85-6324
23	愛知県	[限]豊川市	建築課	0533-89-2117	建築課	0533-89-2117
23	愛知県	[限]刈谷市	建築課	0566-62-1021	建築課	0566-62-1021
23	愛知県	豊田市	建築相談課	0565-34-6649	建築相談課	0565-34-6649
23	愛知県	[限]安城市	建築課	0566-71-2241	建築課	0566-71-2241
23	愛知県	[限]西尾市	建築課	0563-65-2148	建築課	0563-65-2148
23	愛知県	[限]江南市	土木建築課	0587-54-1111	土木建築課	0587-54-1111
23	愛知県	[限]小牧市	建築課	0568-76-1142	建築課	0568-76-1142
23	愛知県	[限]稲沢市	建築課	0587-32-1111	建築課	0587-32-1111
23	愛知県	[限]東海市	都市整備課	052-603-2211	都市整備課	052-603-2211
23	愛知県	[限]大府市	建築住宅課	0562-45-6314	建築住宅課	0562-45-6314
24	三重県	三重県	健康福祉総務課ユニバーサルデザイングループ	059-224-3349	健康福祉総務課ユニバーサルデザイングループ	059-224-3349
24	三重県	津市	建築指導課建築安全担当	059-229-3187	建築指導課建築安全担当	059-229-3187
24	三重県	四日市市	建築指導課建築審査係	059-354-8208	建築指導課建築審査係	059-354-8208
24	三重県	松阪市	建築開発課審査係	0598-53-4156	建築開発課審査係	0598-53-4156
24	三重県	桑名市	建築開発課建築審査係	0594-24-1218	建築開発課建築審査係	0594-24-1218
24	三重県	鈴鹿市	建築指導課建築審査グループ	059-382-7651	建築指導課建築審査グループ	059-382-7651
24	三重県	[限]名張市	建築開発室	0595-63-7698	建築開発室	0595-63-7698
24	三重県	[限]伊賀市	都市計画課建築指導審査係	0595-43-2316	都市計画課建築指導審査係	0595-43-2316

No	都道府県	所管行政庁	14条1項審査部局	連絡先	建築確認審査部局	連絡先
15	新潟県	新潟県	地域振興局等(一部本庁)	-	地域振興局等(一部本庁)	-
15	新潟県	新潟市	建築行政課(建築確認指導係)	025-228-1000	建築行政課(建築確認指導係)	025-228-1000
15	新潟県	長岡市	都市開発課審査係	0258-39-2226	都市開発課審査係	0258-39-2226
15	新潟県	上越市	建築住宅課指導係	025-526-5111	建築住宅課指導係	025-526-5111
15	新潟県	柏崎市	建築住宅課審査班	0257-21-2290	建築住宅課審査班	0257-21-2290
15	新潟県	三条市	建築課審査指導係	0256-34-5511	建築課審査指導係	0256-34-5511
15	新潟県	新発田市	地域整備部建築課	0254-26-3557	地域整備部建築課	0254-26-3557
16	富山県	富山県	建築住宅課建築指導係、各土木センター		建築住宅課建築指導係、各土木センター	
16	富山県	富山市	建築指導課	076-443-2107	建築指導課	076-443-2107
16	富山県	高岡市	建築指導課	0766-20-1429	建築指導課	0766-20-1429
17	石川県	石川県	各土木事務所		各土木事務所	
17	石川県	金沢市	建築指導課審査第一グループ	076-220-2330	建築指導課審査第一グループ	076-220-2330
17	石川県	七尾市	建設部都市建築課	0767-53-8429	建設部都市建築課	0767-53-8429
17	石川県	小松市	都市創造部建築住宅課	0761-24-8105	都市創造部建築住宅課	0761-24-8105
17	石川県	[限]加賀市			建設部建築課建築係	0761-72-7935
17	石川県	白山市	建設部建築指導課	076-274-9561	建設部建築指導課	076-274-9561
17	石川県	[限]能美市			産業建設部土木課(4号建築物)	0761-58-2251
17	石川県	野々市市	産業建設部建築住宅課建築指導担当	076-227-6136	産業建設部建築住宅課建築指導担当	076-227-6136
18	福井県	福井県	各土木事務所		各土木事務所	
18	福井県	福井市	建設部建築事務所建築指導課	0776-20-5574	建設部建築事務所建築指導課	0776-20-5574
19	山梨県	山梨県	建築住宅課建築審査担当	055-223-1735	建築住宅課建築審査担当	055-223-1735
19	山梨県	甲府市	建築指導課	055-237-1161 055-237-5824(直)	建築指導課	055-237-1161 055-237-5824(直)
20	長野県	長野県	建築指導課+各地方事務所		建築管理課+各地方事務所	
20	長野県	長野市	建設部建築指導課	026-224-5048	建設部建築指導課	026-224-5048
20	長野県	松本市	建設部建築指導課	0263-34-3255	建設部建築指導課	0263-34-3255
20	長野県	上田市	都市建設部建築指導課	0268-23-5430	都市建設部建築指導課	0268-23-5430
20	長野県	[限]岡谷市			建設水道部都市計画課(4号限定)	0266-23-4811
20	長野県	[限]飯田市			建設部地域計画課(4号限定)	0265-22-4511
20	長野県	[限]諏訪市			建設部都市計画課(4号限定)	0266-52-4141
20	長野県	[限]塩尻市			建設事業部建築住宅課(4号限定)	0263-52-0280
21	岐阜県	岐阜県	各建築事務所		各建築事務所	
21	岐阜県	岐阜市	まちづくり推進部建築指導課審査係	058-265-4141	まちづくり推進部建築指導課審査係	058-265-4141
21	岐阜県	大垣市	建築課建築指導係	0584-81-4111	建築課建築指導係	0584-81-4111
21	岐阜県	[限]高山市	基盤整備部 都市整備課	0577-35-3159	基盤整備部 都市整備課	0577-35-3159
21	岐阜県	[限]多治見市	(対象外)		都市計画部開発指導課	0572-22-1111
21	岐阜県	各務原市	都市建設部建築指導課	058-383-1482	都市建設部建築指導課	058-383-1482
21	岐阜県	[限]可児市	(対象外)		建築指導課(4号建築物)	0574-62-1111
22	静岡県	静岡県	建築確認検査室、各土木事務所		建築確認検査室、各土木事務所	
22	静岡県	静岡市	建築指導課審査担当	054-221-1259	建築指導課審査担当	054-221-1259
22	静岡県	浜松市	建築行政課(浜北区・天竜区を除く) 北部都市整備事務所(浜北区・天竜区)	053-457-2471 053-585-1154	建築行政課(浜北区・天竜区を除く) 北部都市整備事務所(浜北区・天竜区)	053-457-2471 053-585-1154
22	静岡県	沼津市	建築指導課	055-934-4766	建築指導課	055-934-4766
22	静岡県	富士市	建築指導課審査指導担当	0545-55-2791	建築指導課審査指導担当	0545-55-2791
22	静岡県	富士宮市	建築指導課	0544-22-1229	建築指導課	0544-22-1229
22	静岡県	焼津市	建築指導課	054-626-2161	建築指導課	054-626-2161
22	静岡県	[限]三島市	建築指導課	055-983-2644	建築指導課(4号建築物)	055-983-2644
22	静岡県	[限]藤枝市	建築住宅課	054-643-3481	建築住宅課(4号建築物)	054-643-3481
22	静岡県	[限]御殿場市	建築住宅課	0550-82-4224	建築住宅課(4号建築物)	0550-82-4224
22	静岡県	[限]磐田市	建築住宅課	0538-37-4899	建築住宅課(4号建築物)	0538-37-4899
22	静岡県	[限]伊東市	建築住宅課	0557-36-0111	建築住宅課(4号建築物)	0557-36-0111
22	静岡県	[限]島田市	建築住宅課建築指導係	0547-36-7184	建築住宅課建築指導係(4号建築物)	0547-36-7184
22	静岡県	[限]裾野市	建築住宅課	055-995-1856	建築住宅課(4号建築物)	055-995-1856
22	静岡県	[限]袋井市	建築住宅課	0538-44-3123	建築住宅課(4号建築物)	0538-44-3123
22	静岡県	[限]掛川市	都市政策課建築指導室	0537-21-1152	都市政策課建築指導室(4号建築物)	0537-21-1152
22	静岡県	[限]湖西市	建築住宅課	053-576-4549	建築住宅課(4号建築物)	053-576-4549
23	愛知県	愛知県	建築指導課確認第一グループ・確認第二グループ	052-961-9720-9717	建築指導課確認第一グループ・確認第二グループ	052-961-9720-9717
23	愛知県	名古屋市長	建築審査課	052-972-2929	建築審査課	052-972-2929
23	愛知県	豊橋市長	建築指導課	0532-51-2580	建築指導課	0532-51-2580
23	愛知県	岡崎市	建築指導課	0564-23-6332	建築指導課	0564-23-6332
23	愛知県	一宮市	建築指導課	0586-28-8645	建築指導課	0586-28-8645
23	愛知県	[限]瀬戸市	(対象外)		都市計画課(4号建築物)	0561-88-2686
23	愛知県	[限]半田市	(対象外)		建築課(4号建築物)	0569-84-0671
23	愛知県	春日井市	建築指導課	0568-85-6324	建築指導課	0568-85-6324
23	愛知県	[限]豊川市	(対象外)		建築課(4号建築物)	0533-89-2117
23	愛知県	[限]刈谷市	(対象外)		建築課(4号建築物)	0566-62-1021
23	愛知県	豊田市	建築相談課	0565-34-6649	建築相談課	0565-34-6649
23	愛知県	[限]安城市	(対象外)		建築課(4号建築物)	0566-71-2241
23	愛知県	[限]西尾市	(対象外)		建築課(4号建築物)	0563-65-2148
23	愛知県	[限]江南市	(対象外)		土木建築課(4号建築物)	0587-54-1111
23	愛知県	[限]小牧市	(対象外)		建築課(4号建築物)	0568-76-1142
23	愛知県	[限]稲沢市	(対象外)		建築課(4号建築物)	0587-32-1111
23	愛知県	[限]東海市	(対象外)		都市整備課(4号建築物)	052-603-2211
23	愛知県	[限]大府市	(対象外)		建築住宅課(4号建築物)	0562-45-6314
24	三重県	三重県	県土整備部建築開発課及び各建設事務所		県土整備部建築開発課及び各建設事務所	
24	三重県	津市	建築指導課建築審査担当	059-229-3186	建築指導課建築審査担当	059-229-3186
24	三重県	四日市市長	建築指導課建築審査係	059-354-8208	建築指導課建築審査係	0593-54-8208
24	三重県	松阪市長	建築開発課審査係	0598-53-4156	建築開発課審査係	0598-53-4156
24	三重県	桑名市長	建築開発課建築審査係	0594-24-1218	建築開発課建築審査係	0594-24-1218
24	三重県	鈴鹿市長	建築指導課建築審査グループ	059-382-7651	建築指導課建築審査グループ	059-382-7651
24	三重県	[限]名張市	建築開発室(4号建築物)	0595-63-7698	建築開発室(4号建築物)	0595-63-7698
24	三重県	[限]伊賀市長	都市計画課建築指導審査係(4号建築物)	0595-43-2316	都市計画課建築指導審査係(4号建築物)	0595-43-2316

バリアフリー法逐条解説 2006 (建築物) 【第3版】

No	都道府県	所管行政庁	15条(違反等)関係	連絡先	24条許可(建基法52条14項1号)	連絡先	適用条例名(福祉の街づくり条例等)
15	新潟県	新潟県	地域振興局等(一部本庁)	-	建築住宅課建築指導係	025-280-5441	
15	新潟県	新潟市	建築行政課(建築確認指導係)	025-228-1000	建築行政課(建築確認指導係)	025-228-1000	
15	新潟県	長岡市	都市開発課審査係	0258-39-2226	都市開発課審査係	0258-39-2226	
15	新潟県	上越市	建築住宅課指導係	025-526-5111	建築住宅課指導係	025-526-5111	新潟県福祉のまちづくり条例
15	新潟県	柏崎市	建築住宅課審査班	0257-21-2290	建築住宅課審査班	0257-21-2290	
15	新潟県	三条市	建築課審査指導係	0256-34-5511	建築課審査指導係	0256-34-5511	
15	新潟県	新発田市	地域整備部建築課	0254-26-3557	地域整備部建築課	0254-26-3557	
16	富山県	富山県	建築住宅課住みよいまちづくり班、各土木センター		建築住宅課住みよいまちづくり班	076-444-3359	
16	富山県	富山市	建築指導課	076-443-2107	建築指導課	076-443-2107	富山県民福祉条例
16	富山県	高岡市	建築指導課	0766-20-1429	建築指導課	0766-20-1429	
17	石川県	石川県	各土木事務所		土木部建築住宅課	076-225-1777	
17	石川県	金沢市	建築指導課指導グループ	076-220-2326	建築指導課指導グループ	076-220-2326	
17	石川県	七尾市	建設部都市建築課	0767-53-8429	建設部都市建築課	0767-53-8429	
17	石川県	小松市	都市創造部建築住宅課	0761-24-8105	都市創造部建築住宅課	0761-24-8105	石川県バリアフリー・社会の推進に関する条例
17	石川県	[限]加賀市					
17	石川県	白山市	建設部建築指導課	076-274-9561	建設部建築指導課	076-274-9561	
17	石川県	[限]能美市					
17	石川県	野々市市	産業建設部建築住宅課建築指導担当	076-227-6136	産業建設部建築住宅課建築指導担当	076-227-6136	
18	福井県	福井県	各土木事務所		土木部建築住宅課建築環境グループ	0776-20-0506	福井県福祉のまちづくり条例
18	福井県	福井市	建設部建築事務所建築指導課	0776-20-5574	建設部建築事務所建築指導課	0776-20-5574	
19	山梨県	山梨県	建築住宅課建築審査担当	055-223-1735	建築住宅課建築審査担当	055-223-1735	
19	山梨県	甲府市	建築指導課	055-237-1161 055-237-5824(直)	建築指導課	055-237-1161 055-237-5824(直)	山梨県幸住条例
20	長野県	長野県	各地方事務所		建築指導課	026-235-7334	
20	長野県	長野市	建設部建築指導課	026-224-5048	建設部建築指導課	026-224-5048	
20	長野県	松本市	建設部建築指導課	0263-34-3255	建設部建築指導課	0263-34-3255	
20	長野県	上田市	都市建設部建築指導課	0268-23-5430	都市建設部建築指導課	0268-23-5430	長野県福祉のまちづくり条例
20	長野県	[限]岡谷市					
20	長野県	[限]飯田市					
20	長野県	[限]諏訪市					
20	長野県	[限]塩尻市					
21	岐阜県	岐阜県	各建築事務所		都市建設部建築指導課	058-272-8685	
21	岐阜県	岐阜市	まちづくり推進部建築指導課審査係	058-265-4141	まちづくり推進部開発指導課指導調整係	058-265-4141	岐阜県福祉のまちづくり条例
21	岐阜県	大垣市	建築課建築指導係	0584-81-4111	建築課建築指導係	0584-81-4111	
21	岐阜県	[限]高山市	基盤整備部 都市整備課	0577-35-3159	該当なし(限定特定行政庁に当該許可権限がないため)		高山市誰にもやさしいまちづくり条例
21	岐阜県	[限]多治見市	(対象外)		(対象外)		岐阜県福祉のまちづくり条例
21	岐阜県	各務原市	都市建設部建築指導課	058-383-1482	都市建設部建築指導課	058-383-1482	岐阜県福祉のまちづくり条例
21	岐阜県	[限]可児市	(対象外)		(対象外)		
22	静岡県	静岡県	建築確認検査室、各土木事務所		建築安全推進課	054-221-3079	
22	静岡県	静岡市	建築指導課審査担当	054-221-1259	建築指導課指導・狭あい道路担当	054-221-1267	
22	静岡県	浜松市	建築行政課(浜北区・天竜区を除く) 北部都市整備事務所(浜北区・天竜)	053-457-2471 053-585-1154	建築行政課	053-457-2471	
22	静岡県	沼津市	建築指導課	055-934-4766	建築指導課	055-934-4766	
22	静岡県	富士市	建築指導課審査指導担当	0545-55-2791	建築指導課審査指導担当	0545-55-2791	
22	静岡県	富士宮市	建築指導課	0544-22-1229	建築指導課	0544-22-1229	
22	静岡県	焼津市	建築指導課	054-626-2161	建築指導課	054-626-2161	
22	静岡県	[限]三島市	建築指導課	055-983-2644	(対象外)		静岡県福祉のまちづくり条例
22	静岡県	[限]藤枝市	建築住宅課	054-643-3481	(対象外)		
22	静岡県	[限]御殿場市	建築住宅課	0550-82-4224	(対象外)		
22	静岡県	[限]磐田市	建築住宅課	0538-37-4899	(対象外)		
22	静岡県	[限]伊東市	建築住宅課	0557-36-0111	(対象外)		
22	静岡県	[限]島田市	建築住宅課建築指導係	0547-36-7184	(対象外)		
22	静岡県	[限]裾野市	建築住宅課	055-995-1856	(対象外)		
22	静岡県	[限]袋井市	建築住宅課	0538-44-3123	(対象外)		
22	静岡県	[限]掛川市	都市政策課建築指導室	0537-21-1152	(対象外)		
22	静岡県	[限]湖西市	建築住宅課	053-576-4549	(対象外)		
23	愛知県	愛知県	各建設事務所建築課		各建設事務所建築課		
23	愛知県	名古屋市	建築監察課	052-972-2936	建築指導課	052-972-2918	
23	愛知県	豊橋市	建築指導課	0532-51-2580	建築指導課	0532-51-2580	
23	愛知県	岡崎市	建築指導課	0564-23-6332	建築指導課	0564-23-6332	
23	愛知県	一宮市	建築指導課	0586-28-8645	建築指導課	0586-28-8645	
23	愛知県	[限]瀬戸市	(対象外)		(対象外)		
23	愛知県	[限]半田市	(対象外)		(対象外)		
23	愛知県	春日井市	建築指導課	0568-85-6324	建築指導課	0568-85-6324	
23	愛知県	[限]豊川市	(対象外)		(対象外)		愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例
23	愛知県	[限]刈谷市	(対象外)		(対象外)		
23	愛知県	豊田市	建築相談課	0565-34-6649	建築相談課	0565-34-6649	
23	愛知県	[限]安城市	(対象外)		(対象外)		
23	愛知県	[限]西尾市	(対象外)		(対象外)		
23	愛知県	[限]江南市	(対象外)		(対象外)		
23	愛知県	[限]小牧市	(対象外)		(対象外)		
23	愛知県	[限]稲沢市	(対象外)		(対象外)		
23	愛知県	[限]東海市	(対象外)		(対象外)		
23	愛知県	[限]大府市	(対象外)		(対象外)		
24	三重県	三重県	各建設事務所		県土整備部建築開発課	059-224-2752	
24	三重県	津市	建築指導課建築安全担当	059-229-3187	建築指導課建築指導担当	059-229-3185	
24	三重県	四日市市	建築指導課建築安全係	059-354-8207	建築指導課建築安全係	059-354-8207	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例
24	三重県	松阪市	建築開発課審査係	0598-53-4156	建築開発課審査係	0598-53-4156	
24	三重県	桑名市	建築開発課建築審査係	0594-24-1218	建築開発課建築審査係	0594-24-1218	
24	三重県	鈴鹿市	建築指導課建築指導グループ	059-382-7651	建築指導課建築指導グループ	059-382-9048	
24	三重県	[限]名張市	建築開発室(4号建築物)	0595-63-7698	対象外		
24	三重県	[限]伊賀市	都市計画課建築指導審査係(4号建築物)	0595-43-2316	対象外		

バリアフリー法逐条解説 2006 (建築物) 【第3版】

No	都道府県	所管行政庁	福祉の街づくり条例等所管	連絡先	福祉の街づくり条例等審査部局	連絡先	建築基準条例名(福祉的基準がある場合)
15	新潟県	新潟県	福祉保健部障害福祉課計画推進係	025-280-5211	市町村及び地域振興局等(一部本庁)	-	-
15	新潟県	新潟市			建築行政課(建築確認指導係)	025-228-1000	
15	新潟県	長岡市			都市開発課開発係	0258-39-2226	
15	新潟県	上越市	自治・市民環境部共生まちづくり課 共生・交流係	025-526-5111	建築住宅課指導係	025-526-5111	
15	新潟県	柏崎市			建築住宅課審査班	0257-21-2290	
15	新潟県	三条市	福祉保健部福祉課福祉政策室	0256-34-5511	福祉保健部福祉課福祉政策室	0256-34-5511	
15	新潟県	新発田市			新発田市地域整備部建築課	0254-26-3557	
16	富山県	富山県	厚生部厚生企画課		建築住宅課住みよいまちづくり班、各土木センター		なし
16	富山県	富山市			建築指導課	076-443-2107	なし
16	富山県	高岡市			建築指導課	0766-20-1429	なし
17	石川県	石川県	健康福祉部厚生政策課	076-225-1419	各土木事務所		
17	石川県	金沢市			建築指導課指導グループ	076-220-2326	
17	石川県	七尾市			建設部都市建築課	0767-53-8429	
17	石川県	小松市			都市創造部建築住宅課	0761-24-8105	
17	石川県	[限]加賀市					
17	石川県	白山市	健康福祉部障害福祉課	076-274-9526	建設部建築指導課	076-274-9561	なし
17	石川県	[限]能美市			産業建設部土木課(4号建築物)	0761-58-2251	
17	石川県	野々市市			産業建設部建築住宅課建築指導担当	076-227-6136	
18	福井県	福井県	健康福祉部障害福祉課	0776-20-0338	各健康福祉センター		福井県建築基準条例
18	福井県	福井市	福祉保健部障害福祉課	0776-20-5435	福祉保健部障害福祉課	0776-20-5435	
19	山梨県	山梨県	福祉保健部障害福祉課	055-223-1460	各県下市町村		
19	山梨県	甲府市					
20	長野県	長野県	地域福祉課	026-235-7114	建築指導課+各地方事務所		
20	長野県	長野市		026-224-5048	建設部建築指導課	026-224-5048	
20	長野県	松本市		0263-34-3255	建設部建築指導課	0263-34-3255	
20	長野県	上田市		0268-23-5430	都市建設部建築指導課	0268-23-5430	
20	長野県	[限]岡谷市		0266-23-4811	建設水道部都市計画課(4号限定)	0266-23-4811	
20	長野県	[限]飯田市		0265-22-4511	建設部地域計画課(4号限定)	0265-22-4511	
20	長野県	[限]諏訪市		0266-52-4141	建設部都市計画課(4号限定)	0266-52-4141	
20	長野県	[限]塩尻市		0263-52-0280	建設事業部建築住宅課(4号限定)	0263-52-0280	
21	岐阜県	岐阜県	健康福祉部地域福祉課国保課	058-272-8261	各建築事務所		
21	岐阜県	岐阜市	まちづくり推進部建築指導課審査係	058-265-4141	まちづくり推進部建築指導課審査係	058-265-4141	岐阜県建築基準条例
21	岐阜県	大垣市	建築課建築指導係	0584-81-4111	建築課建築指導係	0584-81-4111	
21	岐阜県	[限]高山市	企画管理部 企画課	0577-35-3131	基盤整備部 都市整備課	0577-35-3159	なし
21	岐阜県	[限]多治見市	福祉部福祉課	0572-22-1111	(対象外)		なし
21	岐阜県	各務原市	都市建設部建築指導課	058-383-1482	都市建設部建築指導課	058-383-1482	岐阜県建築基準条例
21	岐阜県	[限]可児市			(対象外)		
22	静岡県	静岡県	健康福祉部地域福祉課	054-221-2844	建築確認検査室、各土木事務所		
22	静岡県	静岡市			都市局建築部建築指導課審査担当	054-221-1259	
22	静岡県	浜松市			建築行政課(浜北区・天竜区を除く) 北部都市整備事務所(浜北区・天竜)	053-457-2471 053-585-1154	
22	静岡県	沼津市			建築指導課	055-934-4766	
22	静岡県	富士市			建築指導課審査指導担当	0545-55-2791	
22	静岡県	富士宮市			建築指導課	0544-22-1229	
22	静岡県	焼津市			建築指導課	054-626-2161	
22	静岡県	[限]三島市			(対象外)		
22	静岡県	[限]藤枝市			(対象外)		
22	静岡県	[限]御殿場市			(対象外)		
22	静岡県	[限]磐田市			(対象外)		
22	静岡県	[限]伊東市			(対象外)		
22	静岡県	[限]島田市			(対象外)		
22	静岡県	[限]裾野市			(対象外)		
22	静岡県	[限]袋井市			(対象外)		
22	静岡県	[限]掛川市			(対象外)		
22	静岡県	[限]湖西市			(対象外)		
23	愛知県	愛知県	住宅計画課街づくり事業グループ	052-954-6590	住宅計画課街づくり事業グループ	052-954-6590	
23	愛知県	名古屋			建築審査課	052-972-2929	
23	愛知県	豊橋市			建築指導課	0532-51-2580	
23	愛知県	岡崎市			建築指導課	0564-23-6332	
23	愛知県	一宮市			建築指導課	0586-28-8645	
23	愛知県	[限]瀬戸市			(対象外)		
23	愛知県	[限]半田市			(対象外)		
23	愛知県	春日井市			建築指導課	0568-85-6324	
23	愛知県	[限]豊川市			(対象外)		
23	愛知県	[限]刈谷市			(対象外)		
23	愛知県	豊田市			建築相談課	0565-34-6649	
23	愛知県	[限]安城市			(対象外)		
23	愛知県	[限]西尾市			(対象外)		
23	愛知県	[限]江南市			(対象外)		
23	愛知県	[限]小牧市			(対象外)		
23	愛知県	[限]稲沢市			(対象外)		
23	愛知県	[限]東海市			(対象外)		
23	愛知県	[限]大府市			(対象外)		
24	三重県	三重県	健康福祉総務課ユニバーサルデザイングループ	059-224-3349	県土整備部建築開発課及び各建設事務所		
24	三重県	津市			建築指導課建築安全担当	059-229-3187	
24	三重県	四日市市			建築指導課建築審査係	059-354-8208	
24	三重県	松阪市			建築開発課審査係	0598-53-4156	
24	三重県	桑名市			建築開発課建築審査係	0594-24-1218	
24	三重県	鈴鹿市			建築指導課建築審査グループ	059-382-7651	
24	三重県	[限]名張市			対象外		
24	三重県	[限]伊賀市			対象外		

バリアフリー法所管行政庁一覧

No	都道府県	所管行政庁	総合調整部局(建築関係)	連絡先	計画の認定事務	連絡先
25	滋賀県	滋賀県	建築課建築指導室	077-528-4262	建築課建築指導室	077-528-4262
25	滋賀県	大津市	建築指導課	077-528-2774	建築指導課	077-528-2774
25	滋賀県	彦根市	建築指導課	0749-30-6125	建築指導課	0749-30-6125
25	滋賀県	長浜市	開発建築指導課	0749-65-6543	開発建築指導課	0749-65-6543
25	滋賀県	近江八幡市	建築課	0748-36-5544	建築課	0748-36-5544
25	滋賀県	草津市	建築課	077-561-2378	建築課	077-561-2378
25	滋賀県	守山市	建築課	077-582-1139	建築課	077-582-1139
25	滋賀県	東近江市	建築指導課	0748-24-5656	建築指導課	0748-24-5656
26	京都府	京都府	建設交通部 建築指導課 建築防災安全担当	075-414-5346	各土木事務所(京都土木事務所を除く)	
26	京都府	京都市	都市計画局建築指導部建築審査課	075-222-3616	都市計画局建築指導部建築審査課	075-222-3616
26	京都府	宇治市	都市整備部 建築指導課	0774-22-3141	都市整備部 建築指導課	0774-22-3141
27	大阪府	大阪府	住宅まちづくり部建築指導室 建築企画課福祉タウン推進グループ	06-6210-9717	住宅まちづくり部建築指導室 建築企画課福祉タウン推進グループ	06-6210-9717
27	大阪府	大阪市	計画調整局 開発調整部 開発誘導課	06-6208-9319	計画調整局 開発調整部 開発誘導課	06-6208-9319
27	大阪府	豊中市	都市計画推進部 中高層建築調整課	06-6858-2115	都市計画推進部 中高層建築調整課	06-6858-2115
27	大阪府	堺市	建築都市局 開発調整部 建築指導課	072-228-7936	建築都市局 開発調整部 建築指導課	072-228-7936
27	大阪府	東大阪市	建築部 建築審査課	06-4309-3241	建築部 建築審査課	06-4309-3241
27	大阪府	吹田市	都市整備部 建築指導課	06-6384-1231	都市整備部 建築指導課	06-6384-1231
27	大阪府	高槻市	都市創造部 開発指導室 指導課 建築指導チーム	072-674-7564	都市創造部 開発指導室 指導課 建築指導チーム	072-674-7564
27	大阪府	守口市	都市整備部 建築指導課	06-6992-1221	都市整備部 建築指導課	06-6992-1221
27	大阪府	枚方市	都市整備部 開発指導室 開発審査課	072-841-1221	都市整備部 開発指導室 開発審査課	072-841-1221
27	大阪府	八尾市	建築都市部 審査指導課	072-924-8544	建築都市部 審査指導課	072-924-8544
27	大阪府	寝屋川市	まち政策部 まちづくり指導課 審査指導担当	072-824-1181	まち政策部 まちづくり指導課 審査指導担当	072-824-1181
27	大阪府	茨木市	都市整備部 審査指導課 許可・確認係	072-620-1661	都市整備部 審査指導課 許可・確認係	072-620-1661
27	大阪府	岸和田市	まちづくり推進部 建設指導課	072-423-9570	まちづくり推進部 建設指導課	072-423-9570
27	大阪府	箕面市	みどりまちづくり部 建築指導課	072-723-2121	みどりまちづくり部 建築指導課	072-723-2121
27	大阪府	門真市	都市建設部 建築指導課 建築開発審査グループ	06-6902-1231	都市建設部 建築指導課 建築開発審査グループ	06-6902-1231
27	大阪府	池田市	都市建設部 審査課	072-752-1111	都市建設部 審査課	072-752-1111
27	大阪府	和泉市	都市デザイン部 建築・開発指導室	0725-99-8141	都市デザイン部 建築・開発指導室	0725-99-8141
27	大阪府	羽曳野市	都市開発部 建築指導課	072-958-1111	都市開発部 建築指導課	072-958-1111
28	兵庫県	兵庫県	都市政策課福祉のまちづくり係	078-362-4298	各県民局まちづくり建築課	
28	兵庫県	神戸市	建築安全課建築安全係	078-322-5620	建築安全課指導係	078-322-5619
28	兵庫県	姫路市	建築指導課指導・防災担当	079-221-2549	建築指導課指導・防災担当	079-221-2549
28	兵庫県	尼崎市	建築指導課	06-6489-6647	建築指導課	06-6489-6647
28	兵庫県	明石市	建築安全課建築審査係	078-918-5046	建築安全課建築審査係	078-918-5046
28	兵庫県	西宮市	建築指導課	0798-35-3701	建築指導課	0798-35-3701
28	兵庫県	芦屋市	建築指導課	0797-38-2114	建築指導課	0797-38-2114
28	兵庫県	伊丹市	建築・開発指導課	072-784-8065	建築・開発指導課	072-784-8065
28	兵庫県	加古川市	建築指導課	079-427-9260	建築指導課	079-427-9260
28	兵庫県	宝塚市	宅地建物審査課	0797-77-2083	宅地建物審査課	0797-77-2083
28	兵庫県	川西市	まちづくり指導室 建築指導課	072-740-1205	まちづくり指導室 建築指導課	072-740-1205
28	兵庫県	高砂市	建築指導課指導係	079-443-9035	建築指導課指導係	079-443-9035
28	兵庫県	三田市	建築指導課	079-559-5119	建築指導課	079-559-5119
29	奈良県	奈良県	土木部 まちづくり推進局 建築課 建築審査係	0742-27-7561	土木部 まちづくり推進局 建築課 建築審査係	0742-27-7561
29	奈良県	奈良市	都市整備部 まちづくり指導室 建築指導課	0742-34-4750	都市整備部 まちづくり指導室 建築指導課	0742-34-4750
29	奈良県	橿原市	建築指導課	0744-22-4001	建築指導課	0744-22-4001
29	奈良県	生駒市	建築課	0743-74-1111	建築課	0743-74-1111
30	和歌山県	和歌山県	建築住宅課建築審査班	073-441-3185	建築住宅課建築審査班	073-441-3185
30	和歌山県	和歌山市	建築指導課	073-435-1100	建築指導課	073-435-1100
31	鳥取県	鳥取県	景観まちづくり課まちづくり推進担当	0857-26-7390	東部総合事務所生活環境局建築住宅課 中部総合事務所生活環境局建築住宅課 西部総合事務所生活環境局建築住宅課	0857-20-3648 0858-23-3235 0859-31-9753
31	鳥取県	鳥取市	建築指導課	0857-20-3281	建築指導課	0857-20-3281
31	鳥取県	米子市	建築指導課	0859-23-5236	建築指導課	0859-23-5236
31	鳥取県	倉吉市	景観まちづくり課	0858-22-8175	景観まちづくり課	0858-22-8175
31	鳥取県	[限]境港市	都市整備課	0859-47-1062	都市整備課	0859-47-1062
32	鳥根県	鳥根県	建築住宅課建築指導スタッフ(建築物関係)	0852-22-5219	建築住宅課建築指導スタッフ	0852-22-5219
32	鳥根県	松江市	建築指導課(建築物関係)	0852-55-5347	建築指導課	0852-55-5347
32	鳥根県	[限]浜田市	建築住宅課	0855-22-2612	建築住宅課	0855-22-2612
32	鳥根県	出雲市	健康福祉部福祉推進課	0853-21-2211	都市建設部建築住宅課指導係	0853-21-6720
32	鳥根県	[限]益田市	建設部建築課	0856-31-0668	建設部建築課	0856-31-0668
32	鳥根県	[限]大田市	建設部都市計画課	0854-82-1600	建設部都市計画課	0854-82-1600
32	鳥根県	[限]安来市	建築住宅課建築指導セクション	0854-23-3233	建築住宅課建築指導セクション	0854-23-3233
33	岡山県	岡山県			備前県民局建設部管理課建築指導班	086-233-9847
33	岡山県	岡山県			備中県民局建設部管理課建築指導班	086-434-7160
33	岡山県	岡山県			美作県民局建設部管理課建築指導班	0868-23-1260
33	岡山県	岡山市	建築指導課指導係	086-803-1444	建築指導課指導係	086-803-1444
33	岡山県	倉敷市	建築指導課審査係	086-426-3501	建築指導課審査係	086-426-3501
33	岡山県	津山市	建築住宅課建築指導審査係	0868-32-2098	建築住宅課建築指導審査係	0868-32-2098
33	岡山県	玉野市	都市計画課建築指導係	0863-32-5544	都市計画課建築指導係	0863-32-5544
33	岡山県	笠岡市	都市計画課建築G	0865-69-2141	都市計画課建築G	0865-69-2141
33	岡山県	総社市	建築住宅課建築指導係	0866-92-8289	建築住宅課建築指導係	0866-92-8289
33	岡山県	新見市	都市整備課建築係	0867-72-6118	都市整備課建築係	0867-72-6118
34	広島県	広島県	建築課建築指導グループ	082-513-4183	各建設事務所建築課	
34	広島県	広島市	建築指導課第二指導係	082-504-2288		
34	広島県	広島市(中区)			中区建設部建築課	082-504-2579
34	広島県	広島市(東区)			東区建設部建築課	082-568-7745
34	広島県	広島市(南区)			南区建設部建築課	082-250-8960
34	広島県	広島市(西区)			西区建設部建築課	082-532-0950
34	広島県	広島市(安佐南区)			安佐南区農林建設部建築課	082-831-4952
34	広島県	広島市(安佐北区)			安佐北区農林建設部建築課	082-819-3938
34	広島県	広島市(安芸区)			安芸区農林建設部建築課	082-821-4929
34	広島県	広島市(佐伯区)			佐伯区農林建設部建築課	082-943-9745

バリアフリー法逐条解説 2006 (建築物) 【第3版】

No	都道府県	所管行政庁	14条1項審査部局	連絡先	建築確認審査部局	連絡先
25	滋賀県	滋賀県	建築課建築指導室・土木事務所(甲賀・湖東・高島)	077-528-4258	建築課建築指導室・土木事務所(甲賀・湖東・高島)	077-528-4258
25	滋賀県	大津市	建築指導課	077-528-2774	建築指導課	077-528-2774
25	滋賀県	彦根市	建築指導課	0749-30-6125	建築指導課	0749-30-6125
25	滋賀県	長浜市	開発建築指導課	0749-65-6543	開発建築指導課	0749-65-6543
25	滋賀県	近江八幡市	建築課	0748-36-5544	建築課	0748-36-5544
25	滋賀県	草津市	建築課	077-561-2378	建築課	077-561-2378
25	滋賀県	守山市	建築課	077-582-1139	建築課	077-582-1139
25	滋賀県	東近江市	建築指導課	0748-24-5656	建築指導課	0748-24-5656
26	京都府	京都府	各土木事務所(京都土木事務所を除く)		各土木事務所(京都土木事務所を除く)	
26	京都府	京都市	都市計画局建築指導部建築審査課	075-222-3616	都市計画局建築指導部建築審査課	075-222-3616
26	京都府	宇治市	都市整備部 建築指導課	0774-22-3141	都市整備部 建築指導課	0774-22-3141
27	大阪府	大阪府	住宅まちづくり部 建築指導室 審査指導課	06-6210-9724	住宅まちづくり部 建築指導室 審査指導課	06-6210-9724
27	大阪府	大阪市	計画調整局 開発調整部 開発誘導課	06-6208-9319	計画調整局 建築指導部 建築確認課	06-6208-9291
27	大阪府	豊中市	都市計画推進部 土地利用調整センター 建築審査課 建築審査係	06-6858-2422	都市計画推進部 土地利用調整センター 建築審査課建築審査係	06-6858-2422
27	大阪府	堺市	建築都市局 開発調整部 建築指導課	072-228-7936	建築都市局 開発調整部 建築指導課	072-228-7936
27	大阪府	東大阪市	建築部 建築審査課	06-4309-3241	建築部 建築審査課	06-4309-3241
27	大阪府	吹田市	都市整備部 建築指導課 審査係	06-6384-1231	都市整備部 建築指導課 審査係	06-6384-1231
27	大阪府	高槻市	都市創造部 開発指導室 指導課 建築指導チーム	072-674-7564	都市創造部 開発指導室 指導課 建築指導チーム	072-674-7564
27	大阪府	守口市	都市整備部 建築指導課 建築審査係	06-6992-1698	都市整備部 建築指導課 建築審査係	06-6992-1698
27	大阪府	枚方市	都市整備部 開発指導室 開発審査課	072-841-1221	都市整備部 開発指導室 開発審査課	072-841-1221
27	大阪府	八尾市	建築都市部 審査指導課	072-924-8544	建築都市部 審査指導課	072-924-8544
27	大阪府	寝屋川市	まち政策部 まちづくり指導課 審査指導担当	072-824-1181	まち政策部 まちづくり指導課 審査指導担当	072-824-1181
27	大阪府	茨木市	都市整備部 審査指導課 許可・確認係	072-620-1661	都市整備部 審査指導課 許可・確認係	072-620-1661
27	大阪府	岸和田市	まちづくり推進部 建設指導課	072-423-9570	まちづくり推進部 建設指導課	072-423-9570
27	大阪府	箕面市	みどりまちづくり部 建築指導課	072-723-2121	みどりまちづくり部 建築指導課	072-723-2121
27	大阪府	門真市	都市建設部 建築指導課 建築開発審査グループ	06-6902-1231	都市建設部 建築指導課 建築開発審査グループ	06-6902-1231
27	大阪府	池田市	都市建設部 審査課	072-752-1111	都市建設部 審査課	072-752-1111
27	大阪府	和泉市	都市デザイン部 建築・開発指導室	0725-99-8141	都市デザイン部 建築・開発指導室	0725-99-8141
27	大阪府	羽曳野市	都市開発部 建築指導課	072-958-1111	都市開発部 建築指導課	072-958-1111
28	兵庫県	兵庫県	各県民局まちづくり建築課		各県民局まちづくり建築課	
28	兵庫県	神戸市	建築安全課建築安全係	078-322-5620	建築安全課建築安全係	078-322-5620
28	兵庫県	姫路市	建築指導課審査・監察担当	079-221-2546	建築指導課審査・監察担当	079-221-2546
28	兵庫県	尼崎市	建築指導課	06-6489-6647	建築指導課	06-6489-6647
28	兵庫県	明石市	建築安全課建築審査係	078-918-5046	建築安全課建築審査係	078-918-5046
28	兵庫県	西宮市	建築指導課	0798-35-3701	建築指導課	0798-35-3701
28	兵庫県	芦屋市	建築指導課	0797-38-2114	建築指導課	0797-38-2114
28	兵庫県	伊丹市	建築・開発指導課	072-784-8065	建築・開発指導課	072-784-8065
28	兵庫県	加古川市	建築指導課	079-427-9264	建築指導課	079-427-9264
28	兵庫県	宝塚市	宅地建物審査課	0797-77-2083	宅地建物審査課	0797-77-2083
28	兵庫県	川西市	まちづくり指導室 建築指導課	072-740-1205	まちづくり指導室 建築指導課	072-740-1205
28	兵庫県	高砂市	建築指導課指導係	079-443-9035	建築指導課指導係	079-443-9035
28	兵庫県	三田市	建築指導課	079-559-5119	建築指導課	079-559-5119
29	奈良県	奈良県	土木部 まちづくり推進局 建築課 建築指導係	0742-27-7574	土木部 まちづくり推進局 建築課 建築指導係	0742-27-7574
29	奈良県	奈良市	都市整備部 まちづくり指導室 建築指導課	0742-34-4750	都市整備部 まちづくり指導室 建築指導課	0742-34-4750
29	奈良県	橿原市	建築指導課	0744-22-4001	建築指導課	0744-22-4001
29	奈良県	生駒市	建築課	0743-74-1111	建築課	0743-74-1111
30	和歌山県	和歌山県	各振興局		各振興局(3階、300㎡又は2階、1000㎡以下に限る)	
30	和歌山県	和歌山市	建築指導課	073-435-1100	建築指導課	073-435-1100
31	鳥取県	鳥取県	東部総合事務所生活環境局建築住宅課	0857-20-3648	東部総合事務所生活環境局建築住宅課	0857-20-3648
31	鳥取県	鳥取市	中部総合事務所生活環境局建築住宅課	0858-23-3235	中部総合事務所生活環境局建築住宅課	0858-23-3235
31	鳥取県	鳥取市	西部総合事務所生活環境局建築住宅課	0859-31-9753	西部総合事務所生活環境局建築住宅課	0859-31-9753
31	鳥取県	鳥取市	建築指導課	0857-20-3281	建築指導課	0857-20-3281
31	鳥取県	米子市	建築指導課	0859-23-5236	建築指導課	0859-23-5236
31	鳥取県	倉吉市	景観まちづくり課	0858-22-8175	景観まちづくり課	0858-22-8175
31	鳥取県	[限]境港市	都市整備課	0859-47-1062	都市整備課	0859-47-1062
32	鳥根県	鳥根県	隠岐支庁及び各県土整備事務所		隠岐支庁及び各県土整備事務所	
32	鳥根県	松江市	建築指導課	0852-55-5347	建築指導課	0852-55-5347
32	鳥根県	[限]浜田市	建築住宅課	0855-22-2612	建築住宅課(限定)	0855-22-2612
32	鳥根県	出雲市	都市建設部建築住宅課指導係	0853-21-6720	都市建設部建築住宅課指導係	0853-21-6720
32	鳥根県	[限]益田市	建設部建築課	0856-31-0668	建設部建築課(限定)	0856-31-0668
32	鳥根県	[限]大田市	建設部都市計画課	0854-82-1600	建設部都市計画課(限定)	0854-82-1600
32	鳥根県	[限]安来市	建築住宅課建築指導セクション	0854-23-3233	建築住宅課建築指導セクション(限定)	0854-23-3233
33	岡山県	岡山県	備前県民局建設部管理課建築指導班	086-233-9847	備前県民局建設部管理課建築指導班	086-233-9847
33	岡山県	岡山県	備中県民局建設部管理課建築指導班	086-434-7160	備中県民局建設部管理課建築指導班	086-434-7160
33	岡山県	岡山県	美作県民局建設部管理課建築指導班	0868-23-1260	美作県民局建設部管理課建築指導班	0868-23-1260
33	岡山県	岡山市	建築指導課指導係	086-803-1444	建築指導課	086-803-1444
33	岡山県	倉敷市	建築指導課審査係	086-426-3501	建築指導課審査係	086-426-3501
33	岡山県	津山市	建築住宅課建築指導審査係	0868-32-2098	建築住宅課建築指導審査係	0868-32-2098
33	岡山県	玉野市	都市計画課建築指導係	0863-32-5544	都市計画課建築指導係	0863-32-5544
33	岡山県	笠岡市	都市計画課建築G	0865-69-2141	都市計画課建築G	0865-69-2141
33	岡山県	総社市	建築住宅課建築指導係	0866-92-8289	建築住宅課建築指導係	0866-92-8289
33	岡山県	新見市	都市整備課建築係	0867-72-6118	都市整備課建築係	0867-72-6118
34	広島県	広島県	各建設事務所建築課		各建設事務所建築課	
34	広島県	広島市				
34	広島県	広島市(中区)	中区建設部建築課	082-504-2579	中区建設部建築課	082-504-2579
34	広島県	広島市(東区)	東区建設部建築課	082-568-7745	東区建設部建築課	082-568-7745
34	広島県	広島市(南区)	南区建設部建築課	082-250-8960	南区建設部建築課	082-250-8960
34	広島県	広島市(西区)	西区建設部建築課	082-532-0950	西区建設部建築課	082-532-0950
34	広島県	広島市(安佐南区)	安佐南区農林建設部建築課	082-831-4952	安佐南区農林建設部建築課	082-831-4952
34	広島県	広島市(安佐北区)	安佐北区農林建設部建築課	082-819-3938	安佐北区農林建設部建築課	082-819-3938
34	広島県	広島市(安芸区)	安芸区農林建設部建築課	082-821-4929	安芸区農林建設部建築課	082-821-4929
34	広島県	広島市(佐伯区)	佐伯区農林建設部建築課	082-943-9745	佐伯区農林建設部建築課	082-943-9745

バリアフリー法逐条解説 2006 (建築物) 【第3版】

No	都道府県	所管行政庁	15条(違反等)関係	連絡先	24条許可(建基法52条14項1号)	連絡先	適用条例名(福祉の街づくり条例等)
25	滋賀県	滋賀県	建築課建築指導室	077-528-4262	建築課建築指導室	077-528-4258	
25	滋賀県	大津市	建築指導課	077-528-2774	建築指導課	077-528-2774	
25	滋賀県	彦根市	建築指導課	0749-30-6125	建築指導課	0749-30-6125	
25	滋賀県	長浜市	開発建築指導課	0749-65-6543	開発建築指導課	0749-65-6543	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例
25	滋賀県	近江八幡市	建築課	0748-36-5544	建築課	0748-36-5544	
25	滋賀県	草津市	建築課	077-561-2378	建築課	077-561-2378	
25	滋賀県	守山市	建築課	077-582-1139	建築課	077-582-1139	
25	滋賀県	東近江市	建築指導課	0748-24-5656	建築指導課	0748-24-5656	
26	京都府	京都府	各土木事務所(京都土木事務所を除く)		建設交通部 建築指導課 建築防災安全担当	075-414-5346	京都府福祉のまちづくり条例
26	京都府	京都市	都市計画局建築指導部建築審査課	075-222-3616	都市計画局建築指導部建築指導課 建築審査課	075-222-3620-3616	京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例
26	京都府	宇治市	都市整備部 建築指導課	0774-22-3141	都市整備部 建築指導課	0774-22-3141	京都府福祉のまちづくり条例
27	大阪府	大阪府	住宅まちづくり部 建築指導室 建築安全課	06-6210-9729	住宅まちづくり部 建築指導室 審査指導課	06-6210-9724	
27	大阪府	大阪市	計画調整局 開発調整部 開発誘導課	06-6208-9319	計画調整局 建築指導部 建築企画課	06-6208-9284	
27	大阪府	豊中市	都市計画推進部 土地利用調整センター 監察課	06-6858-2430	都市計画推進部 土地利用調整センター 建築審査課 建築指導係	06-6858-2860	
27	大阪府	堺市	建築都市局 開発調整部 建築安全課	072-228-7482	建築都市局 開発調整部 建築指導課	072-228-7936	
27	大阪府	東大阪市	建築部 指導監察課	06-4309-3245	建築部 建築審査課	06-4309-3241	
27	大阪府	吹田市	都市整備部 建築指導課 監察係	06-6384-1231	都市整備部 建築指導課 指導係	06-6384-1231	大阪府福祉のまちづくり条例
27	大阪府	高槻市	都市創造部 開発指導室 指導課 建築指導チーム	072-674-7564	都市創造部 開発指導室 指導課 建築指導チーム	072-674-7564	
27	大阪府	守口市	都市整備部 監察課	06-6992-1736	都市整備部 建築指導課 建築指導係	06-6992-1700	
27	大阪府	枚方市	都市整備部 開発指導室 開発審査課	072-841-1221	都市整備部 開発指導室 開発審査課	072-841-1221	
27	大阪府	堺市	建築都市部 審査指導課	072-924-3852	建築都市部 審査指導課	072-924-3878	
27	大阪府	寝屋川市	まち政策部 まちづくり指導課 監察担当	072-824-1181	まち政策部 まちづくり指導課 審査指導担当	072-824-1181	
27	大阪府	茨木市	都市整備部 審査指導課 監察係	072-620-1661	都市整備部 審査指導課 許可・確認係	072-620-1661	
27	大阪府	岸和田市	まちづくり推進部 建設指導課	072-423-9570	まちづくり推進部 建設指導課	072-423-9570	
27	大阪府	箕面市	みどりまちづくり部 建築指導課	072-723-2121	みどりまちづくり部 建築指導課	072-723-2121	大阪府福祉のまちづくり条例 箕面市まちづくり推進条例
27	大阪府	門真市	都市建設部 建築指導課 監察グループ	06-6902-1231	都市建設部 建築指導課 建築開発審査グループ	06-6902-1231	
27	大阪府	池田市	都市建設部 審査課	072-752-1111	都市建設部 審査課	072-752-1111	大阪府福祉のまちづくり条例
27	大阪府	和泉市	都市デザイン部 建築・開発指導室	0725-99-8141	都市デザイン部 建築・開発指導室	0725-99-8141	
27	大阪府	羽曳野市	都市開発部 建築指導課	072-958-1111	都市開発部 建築指導課	072-958-1111	
28	兵庫県	兵庫県	各県民局まちづくり建築課		各県民局まちづくり建築課		
28	兵庫県	神戸市	建築安全課建築安全係	078-322-5620	建築安全課整備係	078-322-5613	
28	兵庫県	姫路市	建築指導課審査・監察担当	079-221-2546	建築指導課指導・防災担当	079-221-2549	
28	兵庫県	尼崎市	建築指導課	06-6489-6647	建築指導課	06-6489-6647	
28	兵庫県	明石市	建築安全課建築審査係	078-918-5046	建築安全課建築安全係	078-918-5046	
28	兵庫県	西宮市	建築指導課	0798-35-3701	建築指導課	0798-35-3704	福祉のまちづくり条例
28	兵庫県	芦屋市	建築指導課	0797-38-2114	建築指導課	0797-38-2114	
28	兵庫県	伊丹市	建築・開発指導課	072-784-8065	建築・開発指導課	072-784-8065	
28	兵庫県	加古川市	建築指導課	079-427-9260	建築指導課	079-427-9260	
28	兵庫県	宝塚市	宅地建物審査課	0797-77-2083	宅地建物審査課	0797-77-2083	
28	兵庫県	川西市	まちづくり指導室 建築指導課	072-740-1205	まちづくり指導室 建築指導課	072-740-1205	
28	兵庫県	高砂市	建築指導課指導係	079-443-9035	建築指導課指導係	079-443-9035	
28	兵庫県	三田市	建築指導課	079-559-5119	建築指導課	079-559-5119	
29	奈良県	奈良県	土木部 まちづくり推進局 建築課 建築指導係	0742-27-7574	土木部 まちづくり推進局 建築課 建築審査係	0742-27-7561	
29	奈良県	奈良市	都市整備部 まちづくり指導室 建築指導課	0742-34-4750	都市整備部 まちづくり指導室 建築指導課	0742-34-4750	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例
29	奈良県	橿原市	建築指導課	0744-22-4001	建築指導課	0744-22-4001	
29	奈良県	生駒市	建築課	0743-74-1111	建築課	0743-74-1111	
30	和歌山県	和歌山県	各振興局		建築住宅課建築指導班	073-441-3184	和歌山県福祉のまちづくり条例
30	和歌山県	和歌山市	建築指導課	073-435-1100	建築指導課	073-435-1100	
31	鳥取県	鳥取県	東部総合事務所生活環境局建築住宅課	0857-20-3648			
31	鳥取県	鳥取市	中部総合事務所生活環境局建築住宅課	0858-23-3235	景観まちづくり課建築指導担当	0857-26-7391	
31	鳥取県	鳥取市	西部総合事務所生活環境局建築住宅課	0859-31-9753			
31	鳥取県	鳥取市	建築指導課	0857-20-3281	建築指導課	0857-20-3281	鳥取県福祉のまちづくり条例
31	鳥取県	米子市	建築指導課	0859-23-5236	建築指導課	0859-23-5236	
31	鳥取県	倉吉市	景観まちづくり課	0858-22-8175	景観まちづくり課	0858-22-8175	
31	鳥取県	[限]境港市	都市整備課	0859-47-1062	景観まちづくり課建築指導担当	0857-26-7391	
32	鳥根県	鳥根県	建築住宅課建築指導スタッフ	0852-22-5219	建築住宅課建築指導スタッフ	0852-22-5219	鳥根県ひとにやさしいまちづくり条例
32	鳥根県	松江市	建築指導課	0852-55-5347	建築指導課	0852-55-5347	松江市ひとにやさしいまちづくり条例
32	鳥根県	[限]浜田市	建築住宅課	0855-22-2612			鳥根県ひとにやさしいまちづくり条例
32	鳥根県	出雲市	都市建設部建築住宅課指導係	0853-21-6720	都市建設部建築住宅課指導係	0853-21-6720	出雲市福祉のまちづくり条例
32	鳥根県	[限]益田市	建設部建築課	0856-31-0668			
32	鳥根県	[限]大田市	建設部都市計画課	0854-82-1600			鳥根県ひとにやさしいまちづくり条例
32	鳥根県	[限]安来市	建築住宅課建築指導セクション	0854-23-3233			
33	岡山県	岡山県	備前県民局建設部管理課建築指導班	086-233-9847	備前県民局建設部管理課建築指導班	086-233-9847	
33	岡山県	岡山県	備中県民局建設部管理課建築指導班	086-434-7160	備中県民局建設部管理課建築指導班	086-434-7160	
33	岡山県	岡山県	美作県民局建設部管理課建築指導班	0868-23-1260	美作県民局建設部管理課建築指導班	0868-23-1260	
33	岡山県	岡山市	建築指導課指導係	086-803-1444	建築指導課指導係	086-803-1444	岡山市くらしやすい福祉のま
33	岡山県	倉敷市	建築指導課審査係	086-426-3501	建築指導課審査係	086-426-3501	倉敷市福祉の街づくり条例
33	岡山県	津山市	建築住宅課建築指導審査係	0868-32-2098	建築住宅課建築指導審査係	0868-32-2098	人にやさしいまちづくり条例
33	岡山県	笠岡市	都市計画課建築指導係	0863-32-5544	都市計画課建築指導係	0863-32-5544	
33	岡山県	笠岡市	都市計画課建築G	0865-69-2141	都市計画課建築G	0865-69-2141	岡山県福祉のまちづくり条例
33	岡山県	総社市	建築住宅課建築指導係	0866-92-8289	建築住宅課建築指導係	0866-92-8289	
33	岡山県	新見市	都市整備課建築係	0867-72-6118	都市整備課建築係	0867-72-6118	
34	広島県	広島県	各建設事務所建築課		建築課建築指導グループ	082-513-4183	広島県福祉のまちづくり条例
34	広島県	広島市	建築指導課第二指導係	082-504-2288	建築指導課第一指導係	082-504-2287	
34	広島県	広島市(中区)	中区建設部建築課	082-504-2579			
34	広島県	広島市(東区)	東区建設部建築課	082-568-7745			
34	広島県	広島市(南区)	南区建設部建築課	082-250-8960			
34	広島県	広島市(西区)	西区建設部建築課	082-532-0950			
34	広島県	広島市(安佐南区)	安佐南区農林建設部建築課	082-831-4952			
34	広島県	広島市(安佐北区)	安佐北区農林建設部建築課	082-819-3938			
34	広島県	広島市(安芸区)	安芸区農林建設部建築課	082-821-4929			
34	広島県	広島市(佐伯区)	佐伯区農林建設部建築課	082-943-9745			

バリアフリー法逐条解説 2006 (建築物) 【第3版】

No	都道府県	所管行政庁	福祉の街づくり条例等所管	連絡先	福祉の街づくり条例等審査部局	連絡先	建築基準条例名(福祉の基準がある場合)
25	滋賀県	滋賀県	健康福祉部健康福祉政策課企画調整担当	077-528-3519	各市町		滋賀県建築基準条例
25	滋賀県	大津市			建築指導課	077-528-2774	
25	滋賀県	彦根市			建築指導課	0749-30-6125	
25	滋賀県	長浜市			開発建築指導課	0749-65-6543	
25	滋賀県	近江八幡市			建築課	0748-36-5544	
25	滋賀県	草津市			建築課	077-561-2378	
25	滋賀県	守山市			建築課	077-582-1139	
25	滋賀県	東近江市			建築指導課	0748-24-5656	
26	京都府	京都府	建設交通部 建築指導課 建築防災安全担当	075-414-5346	各土木事務所(京都土木事務所)		
26	京都府	京都市			都市計画局建築指導部建築審査課	075-222-3616	
26	京都府	宇治市			都市整備部 建築指導課	0774-22-3141	
27	大阪府	大阪府	住宅まちづくり部 建築指導室 福祉タウン推進グループ	06-6210-9717	住宅まちづくり部 建築指導室 福祉タウン推進グループ	06-6210-9717	大阪府建築基準法施行条例
27	大阪府	大阪市			計画調整局 開発調整部 開発誘導課	06-6208-9319	
27	大阪府	豊中市			都市計画推進部 中高層建築調整課	06-6858-2115	豊中市建築基準法施行条例
27	大阪府	堺市			建築都市局 開発調整部 建築指導課	072-228-7936	
27	大阪府	東大阪市	建築部 建築審査課	06-4309-3241	建築部 建築審査課	06-4309-3241	
27	大阪府	吹田市			都市整備部 開発審査室	06-6384-1231	
27	大阪府	高槻市	都市創造部 審査指導課 建築審査指導チーム	072-674-7564	都市創造部 開発指導室 指導課 建築指導チーム	072-674-7564	高槻市建築基準法施行条例
27	大阪府	守口市			都市整備部 建築指導課 建築審査係	06-6992-1698	
27	大阪府	枚方市			都市整備部 開発指導室 開発審査課	072-841-1221	
27	大阪府	八尾市			建築都市部 審査指導課	072-924-8544	
27	大阪府	寝屋川市			まち政策部 まちづくり指導課 審査指導担当	072-824-1181	
27	大阪府	茨木市			都市整備部 審査指導課 許可・確認係	072-620-1661	
27	大阪府	岸和田市			まちづくり推進部 建設指導課	072-423-9570	
27	大阪府	箕面市			みどりまちづくり部 建築指導課	072-723-2121	
27	大阪府	門真市			都市建設部 建築指導課 審査指導グループ	06-6902-1231	
27	大阪府	池田市			都市建設部 審査課	072-752-1111	
27	大阪府	和泉市			都市デザイン部 建築・開発指導室	0725-99-8141	和泉市建築基準法施行条例
27	大阪府	羽曳野市			都市開発部 建築指導課	072-958-1111	
28	兵庫県	兵庫県			都市政策課福祉のまちづくり係	078-362-4298	
28	兵庫県	神戸市			障害福祉課 事業推進係 建築安全課建築安全係	078-322-5228 078-322-5620	
28	兵庫県	姫路市			まちづくり指導課都市景観指導室 建築指導課審査・監察担当	079-221-2541 079-221-2546	
28	兵庫県	尼崎市			建築指導課	06-6489-6647	
28	兵庫県	明石市			建築安全課建築審査係	078-918-5046	
28	兵庫県	西宮市	兵庫県 都市政策課福祉のまちづくり係	078-362-4298	建築指導課	0798-35-3701	
28	兵庫県	芦屋市			建築指導課	0797-38-2114	
28	兵庫県	伊丹市			建築・開発指導課	072-784-8065	
28	兵庫県	加古川市			建築指導課 建築指導係	079-427-9260	
28	兵庫県	宝塚市			いきがい福祉課	0797-77-2075	
28	兵庫県	川西市			まちづくり指導室 建築指導課	072-740-1205	
28	兵庫県	高砂市			障がい地域福祉課 地域福祉係	079-443-9023	
28	兵庫県	三田市			建築指導課	079-559-5119	
29	奈良県	奈良県	健康福祉部地域福祉課	0742-27-8503	土木部 まちづくり推進局 建築課 建築審査係	0742-27-7561	
29	奈良県	奈良市			都市整備部 まちづくり指導室 建築指導課	0742-34-4750	
29	奈良県	橿原市			建築指導課	0744-22-4001	
29	奈良県	生駒市			建築課	0743-74-1111	
30	和歌山県	和歌山県	障害福祉課計画調整班	073-441-2532	各振興局		
30	和歌山県	和歌山市			建築指導課	073-435-1100	
31	鳥取県	鳥取県	福祉保健部福祉保健課	0857-26-7142	東部総合事務所生活環境局建築住宅課 中部総合事務所生活環境局建築住宅課 西部総合事務所生活環境局建築住宅課	0857-20-3648 0858-23-3235 0859-31-9753	
31	鳥取県	鳥取市			建築指導課	0857-20-3281	
31	鳥取県	米子市			建築指導課	0859-23-5236	
31	鳥取県	倉吉市			景観まちづくり課	0858-22-8175	
31	鳥取県	[限]境港市			都市整備課	0859-47-1062	
32	島根県	島根県	健康福祉部障がい福祉課	0852-22-6526	隠岐支庁及び各県土整備事務所		
32	島根県	松江市	健康福祉部保健福祉課	0852-55-5302	建築指導課	0852-55-5347	
32	島根県	[限]浜田市			建築住宅課	0855-22-2612	
32	島根県	出雲市	健康福祉部福祉推進課	0853-21-2211	都市建設部建築住宅課指導係	0853-21-6720	
32	島根県	[限]益田市			建設部建築課	0856-31-0668	
32	島根県	[限]大田市			建設部都市計画課	0854-82-1600	
32	島根県	[限]安来市			建築住宅課建築指導セクション	0854-23-3233	
33	岡山県	岡山県			備前県民局建設部管理課建築指導班(建築物のみ)	086-233-9847	
33	岡山県	岡山県			備前県民局建設部管理課建築指導班(建築物のみ)	086-434-7160	
33	岡山県	岡山県			備前県民局建設部管理課建築指導班(建築物のみ)	0868-23-1260	
33	岡山県	岡山市	保健福祉企画総務課	086-803-1204	建築指導課指導係	086-803-1444	
33	岡山県	倉敷市	保健福祉推進課	086-426-3303	建築指導課審査係	086-426-3501	
33	岡山県	津山市	社会福祉事務所 障害福祉課	0868-32-2067	建築住宅課建築指導審査係	0868-32-2098	
33	岡山県	玉野市	県保健福祉部障害福祉課	086-226-7343	都市計画課建築指導係(建築物のみ)	0863-32-5544	
33	岡山県	笠岡市	県保健福祉部障害福祉課	086-226-7343	都市計画課建築G	0865-69-2141	
33	岡山県	総社市	県保健福祉部障害福祉課	086-226-7343	建築住宅課建築指導係(建築物のみ)	0866-92-8289	
33	岡山県	新見市	県保健福祉部障害福祉課	086-226-7343	都市整備課建築係	0867-72-6118	
34	広島県	広島県	建築課建築指導グループ	082-513-4183	各市町		
34	広島県	広島市(中区)			中区建設部建築課	082-504-2579	
34	広島県	広島市(東区)			東区建設部建築課	082-568-7745	
34	広島県	広島市(南区)			南区建設部建築課	082-250-8960	
34	広島県	広島市(西区)			西区建設部建築課	082-532-0950	
34	広島県	広島市(安佐南区)			安佐南区農林建設部建築課	082-831-4952	
34	広島県	広島市(安佐北区)			安佐北区農林建設部建築課	082-819-3938	
34	広島県	広島市(安芸区)			安芸区農林建設部建築課	082-821-4929	
34	広島県	広島市(佐伯区)			佐伯区農林建設部建築課	082-943-9745	

バリアフリー法所管行政庁一覧

No	都道府県	所管行政庁	総合調整部局(建築関係)	連絡先	計画の認定事務	連絡先
34	広島県	呉市	建築指導課	0823-25-3511	建築指導課	0823-25-3511
34	広島県	三原市	建築課	0848-67-6122	建築課	0848-67-6122
34	広島県	尾道市	建築指導課	0848-25-7245	建築指導課	0848-25-7245
34	広島県	福山市	建築指導課	084-928-1104	建築指導課	084-928-1104
34	広島県	[限]三次市	建築住宅課	0824-62-6385	建築住宅課	0824-62-6385
34	広島県	東広島市	建築指導課	082-420-0956	建築指導課	082-420-0956
34	広島県	廿日市市	建築指導課建築指導係	0829-30-9191	建築指導課建築指導係	0829-30-9191
35	山口県	山口県	建築指導課指導班	083-933-3835	建築指導課審査班	083-933-3839
35	山口県	下関市	建築指導課	0832-31-1380	建築指導課	0832-31-1380
35	山口県	宇部市	建築指導課	0836-34-8434	建築指導課	0836-34-8434
35	山口県	山口市	開発指導課	083-934-2847	開発指導課	083-934-2847
35	山口県	萩市	建築課	0838-25-3693	建築課	0838-25-3693
35	山口県	防府市	建築課建築指導室	0835-25-2449	建築課建築指導室	0835-25-2449
35	山口県	周南市	建築指導課	0834-22-8421	建築指導課	0834-22-8421
35	山口県	[限]岩国市	開発指導課(4号建築物限定)	0827-29-5165	開発指導課(4号建築物限定)	0827-29-5165
35	山口県	[限]長門市	都市建設課(4号建築物限定)	0837-23-1149	都市建設課(4号建築物限定)	0837-23-1149
36	徳島県	徳島県	住宅課建築指導室指導・宅建担当	088-621-2595	住宅課建築指導室指導・宅建担当	088-621-2595
36	徳島県	徳島市	都市整備部建築指導課・審査担当	088-621-5274	都市整備部建築指導課・審査担当	088-621-5274
37	香川県	香川県	建築指導室企画・開発グループ	087-832-3612	建築指導室	087-832-3612
37	香川県	高松市	建築指導課	087-839-2488	建築指導課	087-839-2488
38	愛媛県	愛媛県	建築住宅課建築指導係	089-912-2757	建築住宅課建築指導係	089-912-2757
38	愛媛県	松山市	建築指導課特殊建築物審査担当	089-948-6511	建築指導課特殊建築物審査担当	089-948-6511
38	愛媛県	今治市	都市建設部建築指導課	0898-36-1566	都市建設部建築指導課	0898-36-1566
38	愛媛県	[限]宇和島市	建築住宅課(4号建築物)	0895-24-1111		
38	愛媛県	新居浜市	建設部建築指導課	0897-65-1273	建設部建築指導課	0897-65-1273
38	愛媛県	西条市	建築審査課	0897-56-5151	建築審査課	0897-56-5151
39	高知県	高知県	建築指導課審査担当	088-823-9864	建築指導課審査担当	088-823-9864
39	高知県	高知県	幅多土木事務所総務課建築指導班	0880-34-5222	幅多土木事務所総務課建築指導班	0880-34-5222
39	高知県	高知市	建築指導課第1・第2審査担当	088-823-9470	建築指導課第1・第2審査担当	088-823-9470
40	福岡県	福岡県	建築都市部建築指導課企画係	092-643-3720	建築都市部建築指導課企画係	092-643-3720
40	福岡県	北九州市	建築指導課指導係	093-582-2531	建築指導課指導係	093-582-2531
40	福岡県	福岡市	建築審査課	092-711-4774	建築審査課	092-711-4774
40	福岡県	大牟田市	建築指導課	0944-41-2797	建築指導課	0944-41-2797
40	福岡県	久留米市	建築指導課	0942-30-9089	建築指導課	0942-30-9089
41	佐賀県	佐賀県	建築住宅課建築指導担当	0952-25-7165	建築住宅課建築指導担当	0952-25-7165
41	佐賀県	佐賀市	建築指導課	0952-40-7170	建築指導課	0952-40-7170
42	長崎県	長崎県	土木部建築課審査指導班	095-894-3093	土木部建築課審査指導班	095-894-3093
42	長崎県	長崎市	建築住宅部建築指導課	095-829-1174	建築住宅部建築指導課	095-829-1174
42	長崎県	佐世保市	都市整備部建築指導課	0956-24-1111	都市整備部建築指導課	0956-24-1111
42	長崎県	[限]島原市	建設整備グループ (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0957-62-8020	建設整備グループ (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0957-62-8020
42	長崎県	[限]大村市	建築住宅課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0957-53-4111	建築住宅課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0957-53-4111
42	長崎県	[限]平戸市	都市計画課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0950-22-4111	都市計画課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0950-22-4111
42	長崎県	[限]松浦市	都市計画課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0956-72-1111	都市計画課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0956-72-1111
42	長崎県	[限]五島市	建設課建築住宅班 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0959-72-6118	建設課建築住宅班 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0959-72-6118
43	熊本県	熊本県	建築課	096-333-2537	各地域振興局景観建築担当課(係)	
43	熊本県	熊本市	建築指導課	096-328-2516	建築指導課	096-328-2516
43	熊本県	八代市	建築指導課	0965-33-4750	建築指導課	0965-33-4750
43	熊本県	天草市	建築住宅課	0969-32-6797	建築住宅課	0969-32-6797
44	大分県	大分県	建築住宅課指導審査班	097-536-1111	各土木事務所	
44	大分県	大分市	開発建築指導課	097-534-6111	開発建築指導課確認審査検査担当班	097-534-6111
44	大分県	別府市	建築指導課	0977-21-1111	建築指導課	0977-21-1111
44	大分県	中津市	建築指導課	0979-22-1111	建築指導課	0979-22-1111
44	大分県	日田市	建築住宅課	0973-23-3111	建築住宅課	0973-23-3111
44	大分県	佐伯市	建築住宅課	0972-22-3111	建築住宅課	0972-22-3111
44	大分県	宇佐市	建築住宅課指導審査係	0978-32-1111	建築住宅課指導審査係	0978-32-1111
45	宮崎県	宮崎県	建築住宅課建築指導担当	0985-26-7195	本庁・各土木事務所等	0985-26-7195
45	宮崎県	宮崎市	建築指導課	0985-21-1813	建築指導課	0985-21-1813
45	宮崎県	都城市	建築課	0986-23-2091	建築課	0986-23-2091
45	宮崎県	延岡市	建築指導課	0982-22-7034	建築指導課	0982-22-7034
45	宮崎県	[限]日向市	まちづくり政策課	0982-52-2111	まちづくり政策課(建基法6条1項4号に限る)	0982-52-2111
46	鹿児島県	鹿児島県	土木部建築課計画指導係	099-286-3710	本庁及び各出先機関	
46	鹿児島県	鹿児島市	建設局建築部建築指導課指導係	099-216-1358	建設局建築部建築指導課指導係	099-216-1358
46	鹿児島県	[限]薩摩川内市	建築住宅課建築指導グループ(建基法6条1項4号に限る) 他は鹿児島県上記部局	0996-23-5111	建築住宅課建築指導グループ (建基法6条1項4号に限る)	0996-23-5111
46	鹿児島県	[限]霧島市	建築指導課(建基法6条1項4号に限る) 他は鹿児島県上記部局	0995-45-5111	建築指導課 (建基法6条1項4号に限る)	0995-45-5111
47	沖縄県	沖縄県	建築指導課指導班	098-866-2413	建築指導課・各土木事務所	098-866-2413
47	沖縄県	那覇市	建築指導課	098-951-3244	建築指導課	098-951-3244
47	沖縄県	宜野湾市	建築課	098-893-4411	建築課	098-893-4411
47	沖縄県	浦添市	建築課	098-876-1234	建築課	098-876-1234
47	沖縄県	沖縄市	建築・公園課	098-939-1212	建築・公園課	098-939-1212
47	沖縄県	うるま市	建築指導課	098-965-5601	建築指導課	098-965-5601

バリアフリー法逐条解説 2006 (建築物) 【第3版】

No	都道府県	所管行政庁	14条1項審査部局	連絡先	建築確認審査部局	連絡先
34	広島県	呉市	建築指導課	0823-25-3511	建築指導課	0823-25-3511
34	広島県	三原市	建築課	0848-67-6122	建築課	0848-67-6122
34	広島県	尾道市	建築指導課	0848-25-7245	建築指導課	0848-25-7245
34	広島県	福山市	建築指導課	084-928-1104	建築指導課	084-928-1104
34	広島県	〔限〕三次市	建築住宅課(限定)	0824-62-6385	建築住宅課(限定)	0824-62-6385
34	広島県	東広島市	建築指導課	082-420-0956	建築指導課	082-420-0956
34	広島県	廿日市市	建築指導課建築審査係	0829-30-9195	建築指導課建築審査係	0829-30-9191
35	山口県	山口県	各土木建築事務所+建築指導課審査班	083-933-3839	各土木建築事務所+建築指導課審査班	083-933-3839
35	山口県	下関市	建築指導課	0832-31-1380	建築指導課	0832-31-1380
35	山口県	宇部市	建築指導課	0836-34-8434	建築指導課	0836-34-8434
35	山口県	山口市	開発指導課	083-934-2847	開発指導課	083-934-2847
35	山口県	萩市	建築課	0838-25-3693	建築課	0838-25-3693
35	山口県	防府市	建築課建築指導室	0835-25-2449	建築課建築指導室	0835-25-2449
35	山口県	周南市	建築指導課	0834-22-8421	建築指導課	0834-22-8421
35	山口県	〔限〕岩国市	開発指導課(4号建築物限定)	0827-29-5165	開発指導課(限定特定行政庁)	0827-29-5165
35	山口県	〔限〕長門市	都市建設課(4号建築物限定)	0837-23-1149	都市建設課(限定特定行政庁)	0837-23-1149
36	徳島県	徳島県	総合県民局・東部県土整備局(大規模建築物は住宅課建築指導室)		総合県民局・東部県土整備局(大規模建築物は住宅課建築指導室)	
36	徳島県	徳島市	都市整備部建築指導課・審査担当	088-621-5274	都市整備部建築指導課・審査担当	088-621-5274
37	香川県	香川県	建築指導室	087-832-3612	建築指導室	087-832-3612
37	香川県	高松市	建築指導課	087-839-2488	建築指導課	087-839-2488
38	愛媛県	愛媛県	各地方局・土木事務所		各地方局・土木事務所	
38	愛媛県	松山市	建築指導課特殊建築物審査担当	089-948-6511	建築指導課特殊建築物審査担当	089-948-6511
38	愛媛県	今治市	都市建設部建築指導課	0898-36-1566	都市建設部建築指導課	0898-36-1566
38	愛媛県	〔限〕宇和島市	建築住宅課(4号建築物)	0895-24-1111	建築住宅課(4号建築物)	0895-24-1111
38	愛媛県	新居浜市	建設部建築指導課	0897-65-1273	建設部建築指導課	0897-65-1273
38	愛媛県	西条市	建築審査課	0897-56-5151	建築審査課	0897-56-5151
39	高知県	高知県	建築指導課審査担当	088-823-9864	建築指導課審査担当	088-823-9864
39	高知県	高知県	幅多土木事務所総務課建築指導班	0880-34-5222	幅多土木事務所総務課建築指導班	0880-34-5222
39	高知県	高知市	建築指導課第1・第2審査担当	088-823-9470	建築指導課第1・第2審査担当	088-823-9470
40	福岡県	福岡県	各県土整備事務所建築指導課		各県土整備事務所建築指導課	
40	福岡県	北九州市	建築指導課指導係	093-582-2531	建築審査課審査係	093-582-2539
40	福岡県	福岡市	建築審査課	092-711-4774	建築審査課	092-711-4577
40	福岡県	大牟田市	建築指導課	0944-41-2797	建築指導課	0944-41-2797
40	福岡県	久留米市	建築指導課	0942-30-9089	建築指導課	0942-30-9089
41	佐賀県	佐賀県	各土木事務所+建築住宅課		各土木事務所+建築住宅課	
41	佐賀県	佐賀市	建築指導課	0952-40-7170	建築指導課	0952-40-7170
42	長崎県	長崎県	土木部建築課審査指導班 各地方機関建築課(班)		土木部建築課審査指導班 各地方機関建築課(班)	
42	長崎県	長崎市	都市計画部建築指導課	095-829-1174	建築住宅課建築指導課	095-829-1174
42	長崎県	佐世保市	都市整備部建築指導課	0956-24-1111	都市整備部建築指導課	0956-24-1111
42	長崎県	〔限〕島原市	建設整備グループ (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0957-62-8020	建設整備グループ (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ)	0957-62-8020
42	長崎県	〔限〕大村市	建築住宅課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0957-53-4111	建築住宅課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ)	0957-53-4111
42	長崎県	〔限〕平戸市	都市計画課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0950-22-4111	都市計画課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ)	0950-22-4111
42	長崎県	〔限〕松浦市	都市計画課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0956-72-1111	都市計画課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ)	0956-72-1111
42	長崎県	〔限〕五島市	建設課建築住宅班 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0959-72-6118	建設課建築住宅班 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ)	0959-72-6118
43	熊本県	熊本県	各地域振興局景観建築担当課(係)		各地域振興局景観建築担当課(係)	
43	熊本県	熊本市	建築指導課	096-328-2516	建築指導課	096-328-2516
43	熊本県	八代市	建築指導課	0965-33-4750	建築指導課	0965-33-4750
43	熊本県	天草市	建築住宅課	0969-32-6797	建築住宅課	0969-32-6797
44	大分県	大分県	各土木事務所		各土木事務所	
44	大分県	大分市	開発建築指導課確認審査検査担当班	097-534-6111	開発建築指導課確認審査検査担当班	097-534-6111
44	大分県	別府市	建築指導課	0977-21-1111	建築指導課	0977-21-1111
44	大分県	中津市	建築指導課	0979-22-1111	建築指導課	0979-22-1111
44	大分県	日田市	建築住宅課	0973-23-3111	建築住宅課	0973-23-3111
44	大分県	佐伯市	建築住宅課	0972-22-3111	建築住宅課	0972-22-3111
44	大分県	宇佐市	建築住宅課指導審査係	0978-32-1111	建築住宅課指導審査係	0978-32-1111
45	宮崎県	宮崎県	本庁・各土木事務所等	0985-26-7195	本庁・各土木事務所等	0985-26-7195
45	宮崎県	宮崎市	建築指導課	0985-21-1813	建築指導課	0985-21-1813
45	宮崎県	都城市	建築課	0986-23-2091	建築課	0986-23-2091
45	宮崎県	延岡市	建築指導課	0982-22-7034	建築指導課	0982-22-7034
45	宮崎県	〔限〕日向市	県日向土木事務所	0982-52-4171	まちづくり政策課(建基法6条1項4号に限る)	0982-52-2111
46	鹿児島県	鹿児島県	本庁及び各出先機関		本庁及び各出先機関	
46	鹿児島県	鹿児島市	建設局建築部建築指導課審査第一係 建設局建築部建築指導課審査第二係	099-216-1359 099-216-1360	建設局建築部建築指導課審査第一係 建設局建築部建築指導課審査第二係	099-216-1359 099-216-1360
46	鹿児島県	〔限〕薩摩川内市	建築住宅課建築指導グループ (建基法6条1項4号に限る)	0996-23-5111	建築住宅課建築指導グループ (建基法6条1項4号に限る)	0996-23-5111
46	鹿児島県	〔限〕霧島市	建築指導課 (建基法6条1項4号に限る)	0995-45-5111	建築指導課 (建基法6条1項4号に限る)	0995-45-5111
47	沖縄県	沖縄県	建築指導課・各土木事務所	098-866-2413	建築指導課・各土木事務所	098-866-2413
47	沖縄県	那覇市	建築指導課	098-951-3244	建築指導課	098-951-3244
47	沖縄県	宜野湾市	建築課	098-893-4411	建築課	098-893-4411
47	沖縄県	浦添市	建築課	098-876-1234	建築課	098-876-1234
47	沖縄県	沖縄市	建築・公園課	098-939-1212	建築・公園課	098-939-1212
47	沖縄県	うるま市	建築指導課	098-965-5601	建築指導課	098-965-5601

バリアフリー法逐条解説 2006 (建築物) 【第3版】

No	都道府県	所管行政庁	15条(違反等)関係	連絡先	24条許可(建基法52条14項1号)	連絡先	適用条例名(福祉の街づくり条例等)
34	広島県	呉市	建築指導課	0823-25-3514	建築指導課	0823-25-3511	
34	広島県	三原市	建築課	0848-67-6122	建築課	0848-67-6122	
34	広島県	尾道市	建築指導課	0848-25-7245	建築指導課	0848-25-7245	
34	広島県	福山市	建築指導課	084-928-1104	建築指導課	084-928-1104	
34	広島県	[限]三次市	建築住宅課(限定)	0824-62-6385			
34	広島県	東広島市	建築指導課	082-420-0956	建築指導課	082-420-0956	
34	広島県	廿日市市	建築指導課建築指導係	0829-30-9191	建築指導課建築審査係	0829-30-9195	
35	山口県	山口県	建築指導課指導班	083-933-3835	建築指導課指導班	083-933-3835	山口県福祉のまちづくり条例
35	山口県	下関市	建築指導課	0832-31-1380	建築指導課	0832-31-1380	
35	山口県	宇部市	建築指導課	0836-34-8434	建築指導課	0836-34-8434	
35	山口県	山口市	開発指導課	083-934-2847	開発指導課	083-934-2847	
35	山口県	萩市	建築課	0838-25-3693	建築課	0838-25-3693	
35	山口県	防府市	建築課建築指導室	0835-25-2449	建築課建築指導室	0835-25-2449	
35	山口県	周南市	建築指導課	0834-22-8421	建築指導課	0834-22-8423	
35	山口県	[限]岩国市	開発指導課(4号建築物限定)	0827-29-5165			
35	山口県	[限]長門市	都市建設課(4号建築物限定)	0837-23-1149			
36	徳島県	徳島県	総合市民 東部土木整備局(大規模建築物は住宅建築指導係)		住宅課建築指導室指導・宅建担当	088-621-2595	徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例
36	徳島県	徳島市	都市整備部建築指導課・審査担当	088-621-5274	都市整備部都市政策課・計画・景観担当	088-621-5249	
37	香川県	香川県	建築指導室	087-832-3612	建築指導室	087-832-3612	香川県福祉のまちづくり条例
37	香川県	高松市	建築指導課	087-839-2488	建築指導課	087-839-2488	
37	愛媛県	愛媛県	各地方局・土木事務所		建築住宅課建築指導係	089-912-2757	
38	愛媛県	松山市	建築指導課特殊建築物審査担当	089-948-6511	建築指導課特殊建築物審査担当	089-948-6511	人にやさしいまちづくり条例
38	愛媛県	今治市	都市建設部建築指導課	0898-36-1566	都市建設部建築指導課	0898-36-1566	
38	愛媛県	[限]宇和島市	建築住宅課(4号建築物)	0895-24-1111			
38	愛媛県	新居浜市	建設部建築指導課	0897-65-1273	建設部建築指導課	0897-65-1273	新居浜市みんなてつくる福祉
38	愛媛県	西条市	建築審査課	0897-56-5151	建築審査課	0897-56-5151	人にやさしいまちづくり条例
39	高知県	高知県	建築指導課指導担当	088-823-9891	建築指導課指導担当	088-823-9891	
39	高知県	高知県	建築指導課指導担当	088-823-9891	建築指導課指導担当	088-823-9891	高知県ひとにやさしいまちづくり条例
39	高知県	高知市	建築指導課建築指導担当	088-823-9470	建築指導課建築指導担当	088-823-9470	
40	福岡県	福岡県	建築都市部建築指導課企画係	092-643-3720	建築都市部建築指導課建築指導係	092-643-3721	
40	福岡県	北九州市	建築指導課指導係	093-582-2531	建築指導課指導係	093-582-2531	福岡県福祉のまちづくり条例
40	福岡県	福岡市	建築審査課	092-711-4774	建築指導課指導係	092-711-4575	福岡市福祉のまちづくり条例
40	福岡県	大牟田市	建築指導課	0944-41-2797	建築指導課	0944-41-2797	
40	福岡県	久留米市	建築指導課	0942-30-9089	建築指導課	0942-30-9089	福岡県福祉のまちづくり条例
41	佐賀県	佐賀県	各土木事務所+建築住宅課		建築住宅課建築指導担当	0952-25-7165	佐賀県福祉のまちづくり条例
41	佐賀県	佐賀市	建築指導課	0952-40-7170	建築指導課	0952-40-7170	
42	長崎県	長崎県	土木部建築課審査指導班	095-894-3093	土木部建築課審査指導班	095-894-3093	
42	長崎県	長崎市	建築住宅部建築指導課	095-829-1174	建築住宅部建築指導課	095-829-1174	
42	長崎県	佐世保市	都市整備部建築指導課	0956-24-1111	都市整備部建築指導課	0956-24-1111	
42	長崎県	[限]島原市	建設整備グループ (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0957-62-8020	建設整備グループ (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0957-62-8020	
42	長崎県	[限]大村市	建築住宅課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0957-53-4111	建築住宅課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0957-53-4111	長崎県福祉のまちづくり条例
42	長崎県	[限]平戸市	都市計画課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0950-22-4111	都市計画課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0950-22-4111	
42	長崎県	[限]松浦市	都市計画課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0956-72-1111	都市計画課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0956-72-1111	
42	長崎県	[限]五島市	建設課建築住宅班 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0959-72-6118	建設課建築住宅班 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0959-72-6118	
43	熊本県	熊本県	各地域振興局景観建築担当課(係)		建築課建築物安全推進室建築指導班	096-333-2534	熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例
43	熊本県	熊本市	建築指導課	096-328-2516	建築指導課	096-328-2516	
43	熊本県	八代市	建築指導課	0965-33-4750	建築指導課	0965-33-4750	
43	熊本県	天草市	建築住宅課	0969-32-6797	建築住宅課	0969-32-6797	
44	大分県	大分県	各土木事務所		建築住宅課指導審査班	097-536-1111	
44	大分県	大分市	開発建築指導課建築指導担当班	097-534-6111	開発建築指導課建築指導担当班	097-534-6111	
44	大分県	別府市	建築指導課	0977-21-1111	建築指導課	0977-21-1111	
44	大分県	中津市	建築指導課	0979-22-1111	建築指導課	0979-22-1111	大分県福祉のまちづくり条例
44	大分県	日田市	建築住宅課	0973-23-3111	建築住宅課	0973-23-3111	
44	大分県	佐伯市	建築住宅課	0972-22-3111	建築住宅課	0972-22-3111	
44	大分県	宇佐市	建築住宅課指導審査係	0978-32-1111	建築住宅課指導審査係	0978-32-1111	
45	宮崎県	宮崎県	本庁・各土木事務所等	0985-26-7195	建築住宅課建築指導担当	0985-26-7195	人にやさしい福祉のまちづくり条例
45	宮崎県	宮崎市	建築指導課	0985-21-1813	建築指導課	0985-21-1813	宮崎市福祉のまちづくり条例
45	宮崎県	都城市	建築課	0986-23-2091	建築課	0986-23-2091	都城市福祉のまちづくり条例
45	宮崎県	延岡市	建築指導課	0982-22-7034	建築指導課	0982-22-7034	
45	宮崎県	[限]日向市	まちづくり政策課(建基法6条1項4号に限る)	0982-52-2111	県建築住宅課建築指導担当	0985-26-7195	人にやさしい福祉のまちづくり条例
46	鹿児島県	鹿児島県	本庁及び各出先機関		土木部建築課計画指導係		鹿児島県福祉のまちづくり条例
46	鹿児島県	鹿児島市	建設局建築部建築指導課指導係	099-216-1358	建設局建築部建築指導課指導係	099-216-1358	
46	鹿児島県	[限]薩摩川内市	建築住宅課建築指導グループ (建基法6条1項4号に限る)	0996-23-5111	建築住宅課建築指導グループ (建基法6条1項4号に限る)	0996-23-5111	鹿児島県福祉のまちづくり条例
46	鹿児島県	[限]霧島市	建築指導課 (建基法6条1項4号に限る)	0995-45-5111	建築指導課 (建基法6条1項4号に限る)	0995-45-5111	
47	沖縄県	沖縄県	建築指導課、各土木事務所	098-866-2413	建築指導課、各土木事務所	098-866-2413	沖縄県福祉のまちづくり条例
47	沖縄県	那覇市	建築指導課	098-951-3244	建築指導課	098-951-3244	那覇市福祉のまちづくり条例
47	沖縄県	宜野湾市	建築課	098-893-4411	建築課	098-893-4411	
47	沖縄県	浦添市	建築課	098-876-1234	建築課	098-876-1234	沖縄県福祉のまちづくり条例
47	沖縄県	沖縄市	建築・公園課	098-939-1212	建築・公園課	098-939-1212	
47	沖縄県	うるま市	建築指導課	098-965-5601	建築指導課	098-965-5601	

バリアフリー法逐条解説 2006 (建築物) 【第3版】

No	都道府県	所管行政庁	福祉の街づくり条例等所管	連絡先	福祉の街づくり条例等審査部局	連絡先	建築基準条例名(福祉の基準がある場合)
34	広島県	呉市			福祉保健課	0823-25-3265	
34	広島県	三原市			建築課	0848-67-6122	
34	広島県	尾道市			建築指導課	0848-25-7245	
34	広島県	福山市			建築指導課	084-928-1104	
34	広島県	〔限〕三次市			建築住宅課	0824-62-6385	
34	広島県	東広島市			建築指導課	082-420-0956	
34	広島県	廿日市市			建築指導課建築指導係	0829-30-9191	
35	山口県	山口県	健康福祉部厚政課	083-933-2720	各土木建築事務所+建築指導課指導班	083-933-3835	
35	山口県	下関市			建築指導課	0832-31-1380	
35	山口県	宇部市			建築指導課	0836-34-8434	
35	山口県	山口市			開発指導課	083-934-2847	
35	山口県	萩市			建築課	0838-25-3693	
35	山口県	防府市			建築課建築指導室	0835-25-2449	
35	山口県	周南市			建築指導課	0834-22-8423	
35	山口県	〔限〕岩国市			開発指導課(4号建築物限定)	0827-29-5165	
35	山口県	〔限〕長門市			都市建設課(4号建築物限定)	0837-23-1149	
36	徳島県	徳島県	福祉こども局地域福祉課	088-621-2167	総合県民局・東部県土整備局(大規模建築物は住宅課建築指導係)		
36	徳島県	徳島市	保健福祉部地域福祉支援室	088-621-2167	都市整備部都市政策課・計画・景観担当	088-621-5249	
37	香川県	香川県	健康福祉総務課	087-832-3612	建築指導室	087-832-3612	-
37	香川県	高松市	-	087-839-2488	建築指導課	087-839-2488	-
38	愛媛県	愛媛県	保健福祉課	089-912-2383	各地方局・土木事務所		
38	愛媛県	松山市			建築指導課特殊建築物審査担当	089-948-6511	
38	愛媛県	今治市			都市建設部建築指導課	0898-36-1566	
38	愛媛県	〔限〕宇和島市					
38	愛媛県	新居浜市	福祉部地域福祉課	0897-65-1237	建設部建築指導課	0897-65-1273	
38	愛媛県	西条市			建築審査課	0897-56-5151	
39	高知県	高知県	障害保健福祉課社会参加推進担当	088-823-9663	建築指導課審査担当	088-823-9864	
39	高知県	高知県	障害保健福祉課社会参加推進担当	088-823-9663	幡多土木事務所総務課建築指導班	0880-34-5222	
39	高知県	高知市	障がい福祉課生活支援係	088-823-9378	障がい福祉課・建築指導課第1・第2審査担当	088-823-9378	
40	福岡県	福岡県	福祉労働部障害者福祉課	092-651-1111	各県土整備事務所建築指導課		
40	福岡県	北九州市			建築指導課指導係	093-582-2531	
40	福岡県	福岡市	保健福祉局総務部政策推進課	092-733-5344	建築審査課	092-711-4774	
40	福岡県	大牟田市			建築指導課	0944-41-2797	
40	福岡県	久留米市			建築指導課	0942-30-9089	
41	佐賀県	佐賀県	健康福祉部地域福祉課	0952-25-7053	各土木事務所+健康福祉部地域福祉課		
41	佐賀県	佐賀市			建築指導課	0952-40-7170	
42	長崎県	長崎県	福祉保健部福祉保健課地域福祉班	095-824-1111	土木部建築課審査指導班 各地方機関建築課(班)	095-894-3093	
42	長崎県	長崎市			建築住宅部建築指導課	095-829-1174	
42	長崎県	佐世保市			都市整備部建築指導課	0956-24-1111	
42	長崎県	〔限〕島原市			土木部建築課審査指導班・島原振興局建築課	095-894-3093	
42	長崎県	〔限〕大村市			土木部建築課審査指導班・県央振興局建築課	095-894-3093	
42	長崎県	〔限〕平戸市			土木部建築課審査指導班・県北振興局建築課	095-894-3093	
42	長崎県	〔限〕松浦市			土木部建築課審査指導班・県北振興局建築課	095-894-3093	
42	長崎県	〔限〕五島市			土木部建築課審査指導班・五島振興局建築班	095-894-3093	
43	熊本県	熊本県	健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室	096-383-2202	各地域振興局景観建築担当課(係)		
43	熊本県	熊本市			建築指導課	096-328-2516	
43	熊本県	八代市			建築指導課	0965-33-4750	
43	熊本県	天草市			建築住宅課	0969-32-6797	
44	大分県	大分県	福祉保健部地域福祉推進室地域福祉	097-536-1111	各土木事務所		
44	大分県	大分市	福祉保健部地域福祉推進室地域福祉	097-536-1111	開発建築指導課確認審査検査担当班	097-534-6111	
44	大分県	別府市	福祉保健部地域福祉推進室地域福祉	097-536-1111	建築指導課	0977-21-1111	
44	大分県	中津市	福祉保健部地域福祉推進室地域福祉	097-536-1111	建築指導課	0979-22-1111	
44	大分県	日田市	福祉保健部地域福祉推進室地域福祉	097-536-1111	建築住宅課	0973-23-3111	
44	大分県	佐伯市	福祉保健部地域福祉推進室地域福祉	097-536-1111	建築住宅課	0972-22-3111	
44	大分県	宇佐市	福祉保健部地域福祉推進室地域福祉	097-536-1111	建築住宅課指導審査係	0978-32-1111	
45	宮崎県	宮崎県	障害福祉課管理・まちづくり担当	0985-26-7068	本庁・各土木事務所等	0985-26-7195	
45	宮崎県	宮崎市	福祉総務課	0985-21-1754	建築指導課	0985-21-1813	
45	宮崎県	都城市	障害福祉課	0986-23-2980	建築課	0986-23-2091	
45	宮崎県	延岡市	県障害福祉課管理・まちづくり担当	0985-26-7068	建築指導課	0982-22-7034	
45	宮崎県	〔限〕日向市	県障害福祉課管理・まちづくり担当	0985-26-7068	県日向土木事務所	0982-52-4171	
46	鹿児島県	鹿児島県	保健福祉部障害福祉課福祉のまちづくり担当	099-286-2760	本庁及び各出先機関		
46	鹿児島県	鹿児島市			健康福祉局福祉事務所 障害者福祉課ゆうあい係	099-216-1272	
46	鹿児島県	〔限〕薩摩川内市	県保健福祉部障害福祉課福祉のまちづくり担当	099-286-2760	建築住宅課建築指導グループ (建築法6条1項4号に限る)	0996-23-5111	
46	鹿児島県	〔限〕霧島市	県保健福祉部障害福祉課福祉のまちづくり担当	099-286-2760	建築指導課 (建築法6条1項4号に限る)	0995-45-5111	
47	沖縄県	沖縄県	障害保健福祉課	098-866-2190	建築指導課・各土木事務所	098-866-2413	
47	沖縄県	那覇市	健康福祉部福祉政策課	098-862-9002	建築指導課	098-951-3244	
47	沖縄県	宜野湾市	沖縄県障害保健福祉課	098-866-2190	建築課	098-893-4411	
47	沖縄県	浦添市	沖縄県障害保健福祉課	098-866-2190	建築課	098-876-1234	
47	沖縄県	沖縄市	沖縄県障害保健福祉課	098-866-2190	建築・公園課	098-939-1212	
47	沖縄県	うるま市	沖縄県障害保健福祉課	098-866-2190	建築指導課	098-965-5601	

参考・引用文献

- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 平成 24 年

国土交通省のホームページ

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/barrier-free.files/guideline12.pdf>

書籍

編集 国土交通省

発行 人にやさしい建築・住宅推進協議会

問合せ先 人にやさしい建築・住宅推進協議会事務局

(財)建築技術教育普及センター

〒104-0031 東京都中央区京橋 2-14-1

電話 03-5524-3105 FAX 03-5524-3223

平成 24 年度日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧

東京都	都市整備局市街地建築部建築企画課	馬場	千香子
神奈川県	県土整備局建築住宅部建築指導課	潮田	智恵子
愛知県	建設部建築担当局住宅計画課	寺本	光治
大阪府	住宅まちづくり部建築指導室建築企画課	谷山	明美
(株)神奈川建築確認検査機関	経営企画室	根岸	久司
(財)日本建築センター	確認検査部	藤森	正男

国土交通省住宅局建築指導課(協力)

国土交通省住宅局建築指導課	橋口	真依
---------------	----	----

平成 19 年度日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧

新潟県	土木部都市局建築住宅課	近藤	雅樹
東京都	都市整備局市街地建築部市街地企画課	仲澤	久美子
神奈川県	県土整備部建築指導課	金澤	純子
愛知県	建設部建築担当局建築指導課	海田	肇
大阪府	住宅まちづくり部建築指導室建築企画課	山口	和義
横浜市	まちづくり調整局指導部建築企画課	根岸	久司
(財)日本建築センター	確認検査部	野口	俊一

国土交通省住宅局建築指導課(協力)

国土交通省住宅局建築指導課	山内	秀樹
---------------	----	----

平成 18 年度日本建築行政会議防災部会ハートビル分科会委員一覧

千葉市	都市局建築部建築指導課	佐藤	鋼三
東京都	都市整備局市街地建築部市街地企画課	仲澤	久美子
神奈川県	県土整備部建築指導課	佐々木	裕之
愛知県	建設部建築担当局建築指導課	海田	肇
大阪府	住宅まちづくり部建築指導室建築企画課	吉井	淳司
横浜市	建築局建築指導部建築企画課	根岸	久司
(財)日本建築センター	確認検査部	野口	俊一

国土交通省住宅局建築指導課(協力)

国土交通省住宅局建築指導課	山内	秀樹
---------------	----	----

平成 15 年度日本建築行政会議防災部会ハートビル分科会委員一覧

東京都	市街地建築部市街地企画課	相原	和俊
神奈川県	県土整備部建築指導課	庄司	博之
愛知県	建設部建築指導課	日比野	好幸
大阪府	建築都市部建築指導室建築企画課	杉元	洋一
徳島県	県土整備部建築開発指導課	安川	亘
横浜市	建築局建築指導部建築企画課	根岸	久司
(財)日本建築センター	確認検査部	岩井	誠二

国土交通省住宅局建築指導課(協力)

国土交通省住宅局建築指導課	豊原	寛明
国土交通省住宅局建築指導課	中崎	ふじの

(作業協力)

神奈川県 県土整備部建築指導課	渡瀬	久仁雄
-----------------	----	-----

不 許 複 製

バリアフリー法逐条解説 2006

2007（平成 19）年 5 月 第 1 版発行

2008（平成 20）年 8 月 第 2 版発行

2013（平成 25）年 10 月 第 3 版発行

下記のホームページからもご覧になれます。

<http://www.jcba-net.jp/>

編集：日本建築行政会議
（防災部会バリアフリー分科会）

発行：日本建築行政会議
〒162-0825

東京都新宿区神楽坂 1 丁目 1 5 番地
神楽坂 1 丁目ビル 4 階
（財）建築行政情報センター内
電話 03 - 5225 - 7711